

令和2年第2回定例会

# むかわ町議会会議録

令和2年 6月11日 開会

令和2年 6月12日 閉会

むかわ町議会

## 令和2年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (6月11日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長行政報告及び提出事件の大要説明、教育長行政報告	8
一般質問	13
大 松 紀美子 議員	13
東 千 吉 議員	24
舞 良 喜 久 議員	27
野 田 省 一 議員	29
佐 藤 守 議員	42
北 村 修 議員	52
散 会	70

### 第 2 号 (6月12日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71

出席議員	7 2
欠席議員	7 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 2
事務局職員出席者	7 3
開 議	7 4
議事日程の報告	7 4
報告第 6 号から報告第 8 号の一括上程、説明、質疑	7 4
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
議案第 5 0 号及び議案第 5 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
意見書案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
意見書案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
閉会中の特定事件等調査の件	1 3 1
議員の派遣に関する件	1 3 2
閉議及び閉会	1 3 2
署名議員	1 3 3

むかわ町告示第26号

令和2年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月1日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年6月11日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

## 令和2年第2回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年6月11日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明  
教育長行政報告
  - 第 5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜久	議員
3番	山 崎 満	敬 議員	4番	佐 藤 守	議員
5番	大 松 紀美子	議員	6番	三 上 純 一	議員
7番	野 田 省 一	議員	8番	三 倉 英 規	議員
9番	星 正 臣	議員	10番	津 川 篤	議員
11番	北 村 修	議員	12番	中 島 勲	議員
13番	小 坂 利 政	議員			

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男

総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課主幹	梅 津 晶	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
総務企画課主幹	菊 池 功	町民生活課長	飯 田 洋 明
町民生活課主幹	菊 池 恵 美	健康福祉課長	藤 江 伸
健康福祉課主幹	今 井 喜代子	健康福祉課主幹	熊 谷 伸 一
産業振興課長	酒 卷 宏 臣	産業振興課参事	太 田 剛 雄
産業振興課主幹	高 木 龍一郎	産業振興課主幹	藤 田 浩 樹
建設水道課長	山 本 徹	建設水道課主幹	江 後 秀 也
建設水道課主幹	佐 藤 琢	会計室主幹	松 本 和 香
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課主幹	長谷山 一 樹
地域振興課主幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室主幹	戸 嶋 英 樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦
地域経済課長	吉 田 直 司	地域経済課主幹	藤 野 真 稔
地域経済課主幹	西 村 和 将	国民健康保険穂別診療所事務長	西 幸 宏
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	八 木 敏 彦
教育振興室長	田 口 博	生涯学習課主幹	松 本 洋
生涯学習課主幹	佐々木 義 弘	選挙管理委員会事務局長	成 田 忠 則
農業委員会事務局長	東 和 博	農業委員会支局長	藤 野 真 稔
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 長谷山 美 香



---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回むかわ町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、星 正臣議員、11番、北村 修議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、6月5日開催の第2回議会運営委員会での本定例会の運営に関わる協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、6月5日に開催しました第3回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

冒頭ではありますが、第3回議会運営委員会において各議員席の一定の間隔を確保するため、現在の議席配置としておりますことから、全ての発言を自席発言とさせていただくこととし、議会運営委員長報告につきましても自席とさせていただくことについて御了承願います。

さて、委員会での協議は第2回定例会の運営に関する件であります。まず副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。今期定例会に町長から提出される審議案件は13件で、その内訳は報告3件、諮問1件、議案9件であ

ります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括として議題とする案件は、報告第6号から報告第8号までの3件、議案第50号及び議案第51号の2件で会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は4件であり、その内訳は、意見書案2件、その他2件であります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については2件であり、6月1日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号3番、受理番号4番共に意見書案第3号、意見書案第4号として、所定の賛成者をつけて提出されております。

また、陳情文書表の8件については、令和2年第1回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。6月1日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号4番から受理番号11番まで全て全議員へ印刷、配付とすることとされております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員外5名から9項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。今回の一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染対策関連で提出されております質問に類似する内容が想定されますことから、質問される方は質問事項が重複しないように配慮願います。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期についてはお手元に配付の会期日程表のとおり、本日から12日までの2日間としたところであります。

発言に際しましては、質問及び答弁共に要領よく簡潔明瞭に行うなど時間の短縮に御理解を賜りますとともに、規律ある会議運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策では緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き北海道スタイルの実践により感染症防止対策を徹底するため、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、議席配置の一定間隔の確保、一般質問及び提案等における自席での発言など各種対策を講じることとします。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの励行によりネクタイの着用は自由とし、上着については議長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきまして四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、

お知らせいたします。

以上を申し上げ、令和2年第3回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から12日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12日までの2日間に決定しました。

また、議会運営委員長から報告のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内でのマスク着用と一般傍聴の制限、一般質問及び議案提案等における自席での発言など各種対策を講じることといたします。

なお、説明員の出入りも議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので御理解願います。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第104号のとおりですので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明、教育長行政報告

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明及び教育長の行政報告を行います。

町長からの行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

大要説明に入ります前に、諸般の報告といたしまして、1点目として新型コロナウイルス感染症における4月30日開催の第3回臨時会以降の町の対応状況等について御報告を申し上げます。

政府は、全都道府県に発令した緊急事態宣言について、5月14日に新規感染者が大幅に減っている状況を受け、8つの特定警戒都道府県を除く39県について宣言を解除いたしました。また緊急事態宣言の解除基準として、感染状況、医療提供体制、検査体制の3つの基準を示しており、5月21日には基準を満たした関西の3府県を解除、5月25日には最終的な判断により医療体制の確保ができるとして、全国の都道府県の解除を行ったところでございます。

北海道においては、5月以降も第2波によるクラスターの発生により、石狩振興局管内を中心に連日感染者が確認されるなど厳しい状況も見られましたが、その後、減少傾向となり、22日には北海道が独自基準としていた目標を達成したとして、石狩振興局を除く地域におきまして大型店舗等の営業自粛要請を解除したところでございます。

6月10日現在、国内における感染者数は1万7,967人となり、道内においては1,120人の感染が確認され、胆振振興局管内ではこれまで16人が確認されておりますが、1か月以上の期間、新たな感染者の発生が確認されていない状況です。

なお、患者数は125人と減少が進んでいる状況であります。

町の対応につきましては、適宜、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催、国や北海道の動きと連動し対策を講じてまいりました。町民の皆さんには、これまで大変御不便をおかけしましたが、各公共施設につきましては段階を経ながら利用を開始し、6月以降はほぼ通常どおり利用が可能となっております。

学校の関係につきましても、後ほど教育長から報告がありますが、登校が始まり登下校時に子どもたちの元気な姿が見られるようになりました。今後におきましても新北海道スタイルを意識した3密の回避や、人と人の距離、消毒やマスクの着用により感染防止の取組に御理解と御協力をお願いいたします。

なお、必要な情報につきましては今後におきましても行政無線や情報端末、そして広報やチラシ、さらには町ホームページ等々での発信に努め、感染予防の対策に努めてまいります。また、北海道内の感染症拡大により、町内におきましても経済的な影響が心配されること

から、さきの臨時会における町独自支援金の補正予算を初め本定例会に提案いたします補正予算におきましてもストップ・ザ・コロナを意識した内容を含んでおり、収束に向け引き続き切れ目なく段階的な施策を講じてまいります。

次に、2点目としてJR日高線における日高管内臨時町長会議の経過について御報告申し上げます。

JR北海道がバス転換の方針を打ち出しているJR日高線、鶴川・様似間につきまして6月4日、日高管内7町におき臨時町長会議が開催され、本町がオブザーバーとして参加要請を受け出席してまいりましたので、会議の概要等について御報告を申し上げます。

JR北海道は、これまで日高7町と不通区間の交通体系について協議を進めておりましたが、昨年11月に日高7町に対しバス転換をするとした案を提案しております。利用者の利便性の向上や、まちづくりに関わるJRからの支援などの調整案がまとまり、このほど示されたものであります。

調整案は、通学生の利便性、日常利用の利便性の向上、きめ細やかなニーズの対応、長距離苫小牧直行便の新設、詳細ダイヤ検討時に既存バスの変更も併せての検討、ハブポイントや交通結末点の整備を明記し提示されたところでございます。今後におきましては、示された案を日高7町が持ち帰り内容を検討した上で、その可否について判断されることとなりました。

本町としましては、これまでの日高7町における協議の意向というのを尊重するとともに、鉄道が存続する町として今後も鶴川駅の積極的な利用と、それぞれの連絡連携についての希望というのを伝えたところであります。日高7町とJR北海道の今後における協議の推移というのを見守り、東胆振1市4町との連携を図り、地域に必要な公共交通、鉄道の維持、存続活動に努めていきたいと考えております。

なお、鶴川駅から汐見駅までの区間につきましては、バス転換に向けJR北海道から個別協議の申出があることから、その対応を図ってまいりますので御理解をお願いいたします。

以上、第2回定例会に当たっての行政報告といたします。

次に、本定例会で御審議いただく事件は、報告3件、諮問1件、議案9件でございます。

報告第6号から報告第8号につきましては、令和元年度歳出予算の経費のうち当該年度に支出が終わらない経費について翌年度へ繰り越したため、一般会計、一般会計事故繰越及び上水道事業会計につきまして、繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、人権擁護

委員の任期満了に伴う候補者の推薦が必要であることから意見を求めるものでございます。

議案第43号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の変更に関する件につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、新規事業の追加につきまして。むかわ町過疎地域自立促進市町村計画を変更しようとするものでございます。

議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、農作業道整備事業の推進につきまして、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものでございます。

議案第45号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、普通河川オサネツ川災害復旧工事（その2）の契約金額の変更につきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第46号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第47号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少することが見込まれた被保険者等に関わる国民健康保険税の減免につきまして条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第48号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の介護保険料の減免につきまして条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第49号 むかわ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法施行令等の一部改正に伴い関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第50号及び議案第51号につきましては、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）、令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

次に、教育長からの行政報告の申出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 令和2年第2回むかわ町議会定例会に当たりまして、教育委員会

から学校再開後の児童生徒の学びの保障について御報告を申し上げます。

4月20日から臨時休校としておりました町内小中学校は、分散登校を経て6月1日から完全再開いたしました。各学校とも徹底した感染症対策など新しい生活様式を取り入れた学校教育活動を実践しております。

この間の失われた学びの時間、学習の遅れにつきましては、長期休業を短縮し登校日を設けることで解消してまいります。具体的には夏休みを7日間、冬休みを6日間短縮いたします。また例年ですと、ちょうど今頃開催されておりました運動会、体育大会については中止いたします。そのほかの学校行事についても感染リスクや子どもたちの負担などを考慮しながら検討を進めておりますが、今年度におきましては感染予防及び学習の遅れの回復、そして心のケアを最優先事項とした学校教育活動を行ってまいります。

また、今後再び臨時休校となった場合において、ICT（情報通信技術）を効果的に活用しながら子どもたちの学びを保障できるような取組を進める必要があります。児童生徒一人一人のタブレット端末活用を目指すGIGAスクール構想は、今年度中に校内通信ネットワーク環境、いわゆるWi-Fi環境を整備し、1人1台端末整備につきましては令和5年度までに実施する計画としておりました。これは、あくまでも学びの質の向上のために学校で活用することを想定しておりました。しかし、4月30日に成立した国の補正予算においてGIGAスクール構想の加速による学びの保障、1人1台端末の早期実現として端末整備の前倒し支援が盛り込まれました。さらには5月13日時点で特定警戒都道府県に指定されていた13都道府県につきましては、本年7月までに全ての子どもにオンラインでの学習環境の提供を目指すとする考え方が示されたところであります。

本町といたしましても、臨時休校中の児童生徒への学習支援、生活指導や先生とのコミュニケーションが図れるICT環境を早急に整備する必要があることから、国の補助金等を活用し可能な限り早期に1人1台端末整備を進めるべく、本定例会に補正予算を計上いたしました。

5月末に保護者世帯を対象に行ったインターネット環境に関するアンケートにおきましてオンライン授業が必要と考えている世帯は全体の6割を超えており、ICT教育に対する関心の高さがうかがえる一方、必要かどうか分からないと答えた世帯も3割ほどあり、オンライン教育やICT教育に対する理解が十分に行き届いていないことが分かりました。ICT教育は学びの質の向上、学びの保障に大きな可能性がある教育であり、これからの教育活動においてはスタンダードとなりつつあります。質の高い、決して歩みを止めない、そして時

代に取り残されることのない学校教育活動を、学校と連携を図り保護者の理解を得ながら着実に進めてまいりますので、議会議員の皆様を初め町民皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。学校再開後の児童生徒の学びの保障についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 教育長の行政報告が終わりました。

これで、町長の行政報告及び提出事件の概要説明、教育長の行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

---

#### ◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） まず、5番、大松紀美子議員。

○5番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

最初に、胆振東部地震被災者支援についてです。

一昨年9月6日に被災した胆振東部地震から2年を迎えようとしています。今月2日現在、60世帯108人が仮設やみなし仮設住宅などでの生活を余儀なくされています。自宅が全壊や半壊したために多くを失った被災者の方々は、2か月間にも及ぶ避難所での生活から仮設住宅への暮らしと、約2年もの間、先行きの不安を抱えての生活を送られてきました。住宅は生きるための基盤となるものです。仮設住宅から出られることで、やっと落ち着いて将来のことを考えることができるとの声もお聞きしています。

しかし、仮設住宅に住む多くの被災者の方々の一番の心配は、住宅料が幾らになるのか、引っ越し費用はどれほどかかるのかなどとのことです。持ち家だった方は新たに家賃を支払い続けることとなります。年金のみで暮らす方々も多くいらっしゃいます。仮設住宅、退去後の住居として建設している災害公営住宅、公営住宅、町営住宅の入居者への家賃や敷金などの減免をするなど被災者への支援を行う考えはないか、見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 胆振東部地震の被災者への仮設住宅撤去後の支援についての御質問にお答えをしたいと思います。

現在、応急仮設住宅としましては大原地区に25戸、美幸地区に10戸があり、31世帯60人の



方々が入居しております。また民間アパート等のみなし仮設住宅、公営住宅等の目的外入居を合わせた仮設住宅の入居者の方々は町内外で60世帯、108名の方々がおられます。災害救助法で定められました仮設住宅の入居期間が2年間となっており、仮設住宅の入居者の方々の新たな居住先の確保に向け町として取り組んでいるところでございます。

現在、むかわ町復興計画に位置づけしております被災者の生活再建といたしまして、災害公営住宅、小規模改良住宅など2棟30戸の建設を進めております。仮設住宅撤去後の被災入居者の方々への支援でございますが、むかわ町としての独自の制度を設定し実施してまいります。具体的には、町営住宅の家賃の軽減措置として5年間の定率の税額を行います。被災区分により全壊世帯につきましては家賃の20%の減額、大規模半壊・半壊世帯につきましては10%の減額を行います。またボランティア等による支援の確保がコロナウイルスの感染状況等々から難しいことから、今後の仮設住宅等からの引っ越し費用につきましても町より支援を行いたいと考えております。

今後につきましては、仮設住宅から被災者の方々が少しでも安心して生活が継続できますよう、それぞれの御意向というのを聞きながら引き続き丁寧に対応に努めてまいりたいと思いますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 被災3町に先駆けて決められたということは大変よかったと思うんです、今朝の道新の報道ありましたけれども。ただ、この20%と10%に決めたというその考え方ですね、それと全壊であろうと大規模半壊であろうと、家をなくして仮設に入居された方というのは、私は全壊であろうと半壊であろうと感じている点で言えば同じだと思うんです。そこで全壊と半壊で10%と20%にしたというところが、私は同じでよかったのではないかというふうに思うんですけれども、それらについてはどのようなお考えで決められたのか。

それから、引っ越し費用のことも金額が出ていないですけれども、これは例えば一律幾らにしますとかというふうな決め方をするのか、それとも例えばどこかに頼んだとしますよね。その場合はどの部分まであげますとかね、その辺についても伺いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、1点目の減額率の10%、20%の考え方という部分について説明させていただきます。

今回、他の災害等では家賃の減額というのはあまり前例はないのですが、東日本大震災の家賃軽減という前例がありまして、それを要は踏まえまして今回町独自の率を決定したとこ

ろであります。

10%、20%のその率なんですけど、東日本大震災の部分の家賃の特別低減という国の制度を使った中で10%の低減という部分、そういう部分も参考に、今回少しでも町として被災者の再建支援を拡大させるために、全壊については20%、半壊については10%という額を独自として決めたところであります。

それと、全壊と半壊の部分で差をつけるということですけども、一応、基本的には家賃の減額というのは災害公営住宅の部分を適用しているところであります。ということは災害公営住宅に入居される方というのは全壊世帯という形になっていますので、本来、今まではかの東日本の前例の中でも災害公営住宅世帯ということだったんですけども、今回、町独自として半壊以上も拡大しようということで、その部分でまず全壊世帯については20%という額を決めまして、その半分ということで10%という額を決めたところであります。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから引っ越しの支援につきましてお答えしたいかと思えます。

引っ越しにつきましては、仮設住宅から出られる方につきまして、一律といいますか一定額といいますか、そういう形の支援を考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 20%、10%の問題なんですけれども、東日本大震災の後、本当に大幅な家賃の低減やっている。全部の市町村じゃないですけどもね、やっていたんですね。その中でも災害公営住宅に入居する方は全壊だけという決め方じゃなくて、大規模半壊、半壊でも要するに解体してなくしてしまった方々というのは同じように考えているというそういう復興計画をつくっている市町村もあるんですね。ですから、それぞれの市町村の考え方で決めていくことになるんですけども、やはり何回も言いますけれども、家をなくして入られたということは立場的には私は同じじゃないかと思うのでね、この辺はやっぱり同じくすべきだというふうに感じています。

それから、引っ越し費用について、まだ決めていないからおっしゃることができないのかな、どうなんですか、考えているところってあるのではないんですか。言えるのでしたら言っていたきたいですね。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、引っ越し費用についてお答えしたいかと思

います。

引っ越しの費用の算出につきまして、国で移転補償の単価表というのを設定しております、それで計算をして算出したところでございます。今回の引っ越しの費用の補償金としましては一律8万5,000円を考えております。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 東日本の前例の部分の話があったんですけども、東日本大震災については規模的には非常に大きな規模の中で、そういう公営住宅、災害公営住宅の部分についても半壊の解体世帯の分も入っているということだったんですけども、むかわ町の今回の独自の施策については、災害公営住宅のみならず町営住宅まで拡大しているという部分、そして一般的な部分で通常の場合は基本的な考えとしては全壊世帯の部分が基本的には災害公営住宅の中で補填されるんですけども、そういう部分も含めて町独自の施策として今回決めたところであります。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） いろいろ議論をされて示されたんだと思うんですけども、6月1日の全員協議会の中で家賃の額が示されているんですけども、公営住宅の場合は最大4万8,000円ということで、現在の末広団地のA棟、B棟よりも500円ほど安く設定されているということなんですけれども、それにしてもやはりこれだけの金額ということは高い金額になるなと思っていますし、ましてや文京ハイツについては、これまでよりも2LDKで2万円以上高くなりますし、3LDKでは2万6,700円ぐらいですか、高くなりますよね。だから、このことを考えていっても、やはりもうちょっと引き下げていただきたかったというのが正直なところなんです。これはもう決められたということなので、これ以上増やす考えはないのかなとも思うんですけども、その辺の負担増というかな、個別にアンケートを聞いていっている中ではどれほど例えばこの負担が増えていく世帯があるのかというあたりのところについては調査をしていらっしゃるでしょうか。まだしていない。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 現在、6月上旬から鶴川地区なんですけど仮設入居者に対しまして、ちょっと一堂に集めてできないので個別で説明に伺っております。その中で家賃提示しまして、町の施策としても家賃の減額も考えています。また引っ越しの形もちょっと支援も考えていますということを説明していると思います。

そこで、相手とのやりとりの中で、ちょっと文京ハイツに入った方とか末広団地に入った方という形で、元文京に入っていてちょっと家賃がという方の意見も伺っております。ただ、その方におきましては、また収入とかそういう形で末広団地にも入れますよという形での案内とかしまして、そこで入居者との意見を調整しながら最終的な居住の確保先を調整する形で現在進めてきている、また説明してきている状況でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 敷金が、町の場合は2か月分ということになるんですけどもね、当然これは減免した金額で徴収することになると思うんですけども、敷金はやはりこれ、東日本大震災の後のことなんですけれども、敷金の免除とか敷金そのものを2か月のところ例えば1月分にするとそういうことが行われているんですけども、そういうことの考えはなかったのでしょうか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） まず1点目の敷金につきましては、家賃の2か月分という形で決まっていますので、減額した家賃の2か月分ではありません。それと敷金については基本的には入居者が住宅を明け渡すときに還付するもので預り金的なものでありますことから、今回、減免の対象には考えておりません。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

○5番（大松紀美子君） 分かりました。

それから、仮設に入居したときに、道が建設して国の災害救助法に基づいていろいろ貸与されたものありますよね、これはあくまでも貸与なので、これ厚真のほうでもいろいろ問題になっているようですけれども、貸与されたものはお返ししなきゃならない。それで新たに仮設に入るときにいろんな家財道具処分した方もたくさんいらっしゃいますよね。それで出るということになると、またそれを購入しなければならないということもあると思うんですが、これ確認なんですけれども、冷蔵庫だとかテレビだとか洗濯機という家電の3品というものが、地方議員の交渉も含めて道が結局後で貸与になったらいいですけれども支給しましたよね、その辺がどうなるのか。

それから、ガスレンジとかついていたんですね、調理用コンロとかついていてなんですけれども、これらについてそのまま持っていくことできるのかできないのか、その辺は危機管理対策のほうの話になると思うんですけれども、その辺で当然仮設って住宅撤去するときに、

今説明会しているとおっしゃっていましたが、その辺のこともきちんと知らせてあげないと、カーテンは買わなきゃならない、カーテンもついていたらカーテンを取り外して持っていくことはできないとかね、様々厄介なことがあるんですよね。それらについても当然説明会の中で説明していると思うんですけども、どうなっているのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 私のほうからは、今、個別の訪問の中でそういう説明もしていますので、その部分をお答えしたいと思います。

仮設住宅入居時の説明会等の時点で、要は各被災者に対して持っていったいいもの、そして持っていけないものという部分を説明会、個別等で説明しているところでもあります。今回仮設を出るに当たって、皆さんの生活設計とかいろんな部分で言われるように関わってきますので、それを再度、今家賃の部分も含めて再度説明しまして、そして皆さんに周知しているところでもあります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 家電の関係については、現在、道に確認をしている最中ですので、道の要綱上は貸与ということになっていますので、その辺、最終的にどういうふうに処分するのかということも現在、復興支援室を通して北海道のほうに確認しておりますので、現段階でどうするという事はちょっとお答えしかねるんですけども、そのほかのものについては基本的には北海道ですとか救助費の中で建設されたものですので、基本的にはコンロだとかそういったものは持っていくことにはならないというふうに考えています。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 家電3品については交渉されているということですけども、仮設住宅に入っている方だけじゃなくて、穂別地区のみなし公営住宅に入っている方なんかも貸与というか支給されていると思うんです。それを全部引き揚げるといことになるのかって考えたら、またそれは別な話だろうということになると思うんです。希望的観測でいたら駄目なのかもしれませんが、家電3品については頂くと。頂くか、町としてその分をお金出せってもしかしたら言われるかもしれないのかな。でも、いずれにしても、それを引き揚げてしまうようなことのないような手だてというのをやっぱり考えていただきたいですよね。だって仮設の方だけ持っていけないからって、じゃ、みなし仮設、公住なんかで入っている人たちから引き揚げてしまうなんていうことにはならないですよね。ですからその辺は

道が駄目ですよといったときには、町としてきちんとそれを手当てしていく、買い上げていくぐらいのことを考えていただきたいと思うんです。

それともう一つは、調理用コンロだって道が引き揚げてどうすんのという、きれいに洗って、またどっかに売るとかね、そんなことを思うんですよね。だから、そういうものも使えるものなんだから、例えば町に売っていただいて一番安く、例えば1万円するものだったら1,000円ぐらい払っていただいて、そのまま使っていただくとかね、いや、私ももちろん初めてのことなので、まさか使っているものを置いていかなきゃなんないとは思わなかったんです、実は。でも実はそうではなくて、これ厚真の資料なんですけれども、もう事細かく何から何まで持っていけるものと持っていけないものと分かれて書いているんです。やっぱり居住している人に見てみたら、いや、これは持っていけるけれども、これは駄目なのとか、大変ですよね、そうでなくても大変な生活してきたのにね、使っているものも持っていけないなんてことになったら困るので、やっぱりその辺は道が返せと言ったらそれを安く買い受けて、そのまま使っていただくとかということも考えていかないと、本当に何でもかんでも新しくしなきゃなんないんですよ。

大体みんな取っていると思います、壊れた家の中からね。保管場所のことも言いましたけれども、その当時、保管場所つくってくれと。でもないんですから、ほとんどのものをなげちゃって捨てちゃっていると思うんです。だからその辺も含めて町としてどういうふうなことを対応、引っ越し費用を8万5,000円出していただけるけれども、とてもとてもそれだけではそろえられませんよね、カーテン一枚にしたって。その辺についての考え方、ちょっとどのように考えているかお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） お答えしたいと思います。

仮設住宅から備付けのもの、あるいは家電3品というお話もございました。家電3品につきましては、もう既に生活の中で使われているものということでございますので、道から今貸与を受けている状態で、先ほど大塚参事のほうからも答弁ありましたけれども、今、北海道と協議をしているということでございます。ただ現実的にこれを引き揚げて道が使うかということにはならんだろうと思っていますので、その辺は引き続き3町足並みそろえた形の中で協議をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

一方、仮設住宅の備付けのもので、例えばガスレンジとかストーブだとかということだと

思いますけれども、これは仮設住宅、北海道が設置したものと町で借り上げたものということで2つのタイプがあるということは御存じのとおりだと思います。基本的には建物備付けのものも全てリースという形で借り上げているという認識でございまして、ここを解体をするということで、そのものがどうなるのかというお話ですけれども、基本的には総体的に建物の中で備え付けられているものということでございますから、これは基本的には建てた、あるいは借りたところのものだというふうに考えております。それを持っていくということにはなかなか難しいところもありますので、例えば後づけをしたカーテンだとかそういったものもどうなるかというは、これは復興支援室としても協議をしていく必要があるかなというふうに思っていますので、厚真町がどういうふうな形でやっているのか分かりませんが、3町それぞればらばらな対応ということで、多分今回ならないというふうに思いますので、そういう中で持っていけるもの、持っていけないものについては、引き続き北海道と協議をしてまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっともうできる限りの支援をして路頭に迷わないようなことをやっていきたいというふうにずっと述べていらっしゃいますので、そういう細かなことかもしれないけれどもね、やっぱり新しいところに住まいは確保できたとしても、そういう生活に必要な部分でまた出費も増えていくということになりますので、いろいろ協議をして手当てをしていただきたいというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 答弁要る。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の質問をお聞きして、基本的には私も大松議員と同じように、大松議員、冒頭で触れられましたように、それぞれ被災者の方々等々も含めて住宅というのは言わずもがな、生きるための本当の基盤ですよといったところは同じ見解だと思います。またちょっと歯がゆいのは、私も一つ、これまでの制度的な問題あるいは基準、ルールの問題で、被害の程度、これによつての被災者を一くくりにするのはいかがかなと思いつつも、しかし、ここは自治体でございまして、一つの罹災区分もあるでしょう。それと先ほどのやりとりでもありましたように、東日本では特別家賃の低減事業という特例的な中でそれぞれの自治体がそれを受けて、独自として例えばですけれども、その後づけで半壊の建物というところも家賃はどうするんだ、減額するのかということですが、我が町についてはこう

いう制度がない中におきましても、先ほどから言っているように被災状況というところの心の痛みというんでしょうか、こういったところを踏まえながら今回の家賃減額に踏み切ったところがございますので、その辺のところを逆に大松議員も御理解を願いたいなということと、プラス今後の3町としての道あるいは国への要望、これは応急仮設住宅の延長ありきじゃございませんけれども、そういったところも踏まえながら、これからの工事完成というのをにらみながら、しっかりとした対応、先ほどの提案されておりました備品の扱いというのも含めてしっかりと議論をしながら、要望すべきものについては住居者の方々の御意向というのも含めながら今後も進めていければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 次の質問に移ります。新型コロナウイルス感染対策についてです。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、6月7日の午後3時現在の資料ですが、世界の感染者は689万6,179人、死亡者は39万9,789人、回復者は308万7,315人、これはアメリカのジョンズ・ホプキンス大学システム科学工学センターの資料です。日本の感染者は7日午後7時現在、1万7,826人、死亡者は932人、北海道の感染者は同じく1,104人、死亡者は90人との報道です。

感染拡大が始まり、3月初めからの学校一斉休校、4月7日の緊急事態宣言を前後に外出自粛や休業要請の広がり、日々の暮らしや営業を続ける資金に困窮する人々や業者の方から不安の声が寄せられました。政府は日本中に連日起きている切実な声と世論に押され、補正予算後の閣議決定後の修正という異例の経過で、1人一律10万円の特別定額給付を決めました。むかわ町は早い対応を図り、6月5日現在の申請は3,935世帯、95.52%、7,543人とお聞きしています。また支給の決定後、8日現在94.28%になっており、多くの町民の方から感謝の声が寄せられております。

そこでですが、国の1人10万円の特別定額給付金の給付対象は、令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている住民が対象ですが、緊急事態宣言は5月25日まで続きました。札幌市への往来など北海道の自粛要請は今月の18日まで続きます。町の独自支援として5月25日までに生まれた新生児に対しても給付金を支給する考えはないか伺います。

4月28日から5月25日までに生まれた新生児は、私がお聞きした時点では3人とお聞きしております。また先日、出産を控えた若い御夫婦とお話をする機会がありました。妊婦さんはコロナウイルス感染への不安の中、仕事も続けられています。世界ではウイルスに関連した妊婦が出産し新生児も感染していたという事例がありました。この御時世ですので、出産



時、夫の立会いや家族の看護もできない状況の中、一人で出産することに不安を口にされていました。「この子もおなかの中で生きて頑張っているんです」という言葉も口にされていました。妊婦さんにも給付金を支給する考えはないか伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、令和2年4月20日に閣議決定がされて、感染拡大防止に留意をしながら簡素な仕組み、そして迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業というのが実施されているところでもございます。

本町につきましては、先ほど議員のほうからも触れられました。5月8日に申請書の発送を行いまして、5月11日から申請書の受付を開始しているところでございます。特別定額給付金の支給対象となります基準日につきましては、全国統一として4月27日とされているところでもございます。現状では感染拡大、そして収束の状況というのはなかなか見通せない状況でもございますことから、現在取り組んでいます特別定額給付金事業、この事業そのものをまず確実に進めていくことが重要だと考えているところでもございます。

議員の質問要旨にございます新生児も含めた、あるいは妊婦の方も含めた子育て世帯等への支援というのを含めながら、町の独自支援につきまして本町全体の緊急対策を講じる中で、地方創生の臨時交付金等々の活用も検討しながら必要に応じ適切に対応していきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 前回の対策のときにもありましたよね、児童手当に国が1万円上乗せするというのでね、6月支給、これからでしょうかね、1人1万円上乗せをするということが決まりました。そのときも、それに町として独自の上乗せをするような方向も検討したとも聞いておりますのでね、今度の臨時国会やっていますけれども、補正の中でどこまでそういう子育て支援等に使えるお金が来るかどうか、内容を見ましたら、いや、使えるのかなという御心配もあるんですけれども、そういうものも含めて今私が質問しました妊婦さん、それから27日以降に生まれたお子さんについての独自の支援というものも検討していただきたいなというふうに思っているんです。ですから、ぜひね。

本当にコロナウイルス感染が収束したわけでもなんでもありませんよね。PCR検査もそれほど進んでおりませんしね、まだまだ本当に心配な中で、私たち取りあえず健康な人も心配しながら、本当に嫌なマスクをしながら生活しているわけですよ。妊婦さんというのは、男の方は妊婦さんの経験ないので分かんないでしょうけれども本当に不安な中にいるんです

ね。マスク送っていただきましたってお礼も言われました。ですけれども、別に私は金額10万円を支援しなさいと言っているわけではなくて、子育て支援の町として今日もこの大変なときに子どもを産まなきゃなんない巡り合わせ、そういうものに対して、やはりお見舞金のような形、10万円もお見舞金だっと思っています、私はね。そういうものも含めて、ぜひ検討していただきたいというふうに思っているんですけれども、町長、先ほども答弁しましたけれども、年間40人ぐらいですか、令和元年で母子手帳を交付したのは40人と言っていました。そして今年度に入ってから6人と言っていました。本当に大変な中で、この町で子どもを産むという、そういう方をやっぱり支援していくというそういうものをお金で示してほしいということなんです。ぜひお願いしたいと思うんですが、再度、町長いかがですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員の具体的な今回の御提案の内容、これも一つの御意見として参考にさせていただきたいかなと思っているところでもございます。そして先ほども触れましたけれども、今週中にも第2次の補正予算、国のですね、これが成立の予定がされているかと思えます。残念ながら私どもにもまだその詳細の中身というのが知らされていない。国会議員の秘書等ともやりとりしているんですけれども、恐らく早くて15日ですよというふうな状況も入っています、中身については。これ正直な話でございます。

その中で、今回の臨時交付金、その頭に冠として地方創生臨時交付金というので今走ってきているかと思えます。議員御存じのとおり、我が町、地方創生の大きな柱は子ども・子育てでもございます。こういったところをしっかりと捉えながら、この機会にまずは収束まで、そしてその収束後というの描きながら、地方創生にむかわ町としてもしっかり続けていくんだと、つなげていくんだという思いを持って、子ども・子育て、こういったところ、今むかわ版の地方創生の延長ということでも捉えながら、先ほど申し上げましたように感染予防から収束後というんでしょうか、こういったところも見据えながら可能な限りの取組、具体的に進めていければなと思えます。現在、担当各関連課で、その内容、次に何していくんだというところを取りまとめ中でございますので、ぜひよろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 大いに期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

◇ 東 千 吉 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東 千吉議員。

○1番（東 千吉君） 私のほうからは、災害時における避難所体制、コロナ感染症予防対策についてお伺いをしたいと思います。

我が町では、まだウイルスの感染陽性者は出ておりません。引き続き一人も出さないぞという強い決意を持って町民とも一丸となって対策を講じていければというふうに思っております。そうした中で季節的に台風、集中豪雨の時期に入っております。当然大きな災害が発生する予測もされますので、その避難所の準備が必要でございます。そしてまたその避難所の今の時期でございますから、コロナ感染の防止についてどう考えているのか伺いたいという内容でございます。

まずは、3密を防ぐためにどういう工夫をしていくのか、それから避難所関係における備品の整備、物資の備蓄についてはどう考えているのか、そしてそれらについての事前の町民への周知についてはどういう方法でどういうふうに進めていくのかをお伺いしたい、そういうふうに思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問の要旨の①から③番については関連性がありますので、一括して答弁をさせていただければなと思います。

避難所におきます新型コロナウイルス等の感染防止対策、北海道において本年5月に北海道版の避難所マニュアルの改正というのが行われております。改正点は北海道の、一昨年、我が町も経験しております北海道胆振東部地震においての教訓、そして厳冬期の対応、さらに今回の感染症対策というのが改正点の主な内容になっているところでございます。

特に感染予防対策の一例としましては、改正点の1点目でございます。避難者、家族との距離というんでしょうか、これ、この間言われている濃厚接触等々の距離というのが2メートル、最低でも1メートル以上離れたスペースを確保すること。2点目としては、避難者が共有する物品だとか、そしてスペースを定期的にアルコール消毒する徹底した衛生管理に努めること。3点目としては、発熱、せきなどの風邪の症状がある場合には専用スペースを確保することなどが示されているところでございます。このマニュアルに沿った避難所運営というのも行うため、本町における避難所マニュアルというのを先日改正したところでございます。

なお、感染予防の資器材につきましては、既にマスク、さらには消毒液などを確保してお

り、本議会においても補正予算をこの後提出しておりますが、今後におきましてもその他必要な資材について備蓄を図りながら感染予防対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

住民周知につきましては、内閣府のほうから感染予防対策を考慮した避難行動判定フローというのが、これも示されております。例えば台風だとか集中豪雨の場合では、程度にもよりますが、一例として自宅の浸水リスクの低い場所だとか、あるいは土砂災害警戒区域に入っていない場合、こういった場合などは自宅の2階への垂直避難、さらには知人宅等への避難も有効というのも記されているところでもございますので、こういったところも踏まえながら7月広報にて町民の皆さんに周知をしてみたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今、町長おっしゃった部分は、今、上のほうからのマニュアルということでございます。それを受けてむかわ町、いわゆる現場でどういうふうに現実的な部分を含めてやっていくかということが大きな課題だというふうに思っております。御承知のように世界でのコロナの感染犠牲者については、クラスターの感染におけるパンデミックが大きな要因となっております。避難所もそういうことを大きく想定をした中で準備を万端にしていく必要があると思います。医療関係も過去の犠牲者出ているところでは十分な準備をしたにもかかわらず、どうしてもやっぱりそういう犠牲者が出る状況があるということでございますから、しっかりとした準備をしても、それでもなおかつそういう形になるということも事前に頭に置きながら、じゃ現場でどういうふうにするのか、例えば災害が起きたときに本部を立ち上げました。その中で避難所を運営する前のその対策本部での在り方についても、コロナの予防対策をしっかりとしていかなければいけない。そういう中で有事に迅速に対応するというのも求められてきますから、それらもしっかりと考えてやっていかなきゃいけないということについてはどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたい。

そしてまた、避難所についても先ほど町長おっしゃってございましたけれども、例えば核として避難をするときには安全な場所に自分たちの車で取りあえず避難をして、それを避難所の位置づけをしていけるのかどうか、そういうこともまた考えてやっていくことで、いわゆる3密を防ぐ予防策ということも考えられますし、先ほど言ったような部分も現実的にはどういうふうにしていくのかということはどう考えているのか、考えていることであればお伺いしたい、そういうふうに思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） まず、対策本部に関してですけれども、対策本部に関しましては、こういった議会と同じように距離を取ってというような方向になるだろうというふうに考えています。これは本部体制を取ったときには一人一人の距離を取ってやっていくというような形になると思います。

また、避難所に関しましては先ほど町長の答弁にもありましたけれども、避難者ごと2メートルの距離を取るとか、そういったことは北海道のマニュアルにも書いてありますし、本町の避難所運営マニュアルも改訂したばかりですが、こういったものを職員にも周知して対応していきたいというふうに考えています。

また、本町の地形特性と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、鶴川地区も穂別地区の市街地に関しましても堤防とほぼ同じ高さにあるという地域状況があります。こういったことを考えると、大雨が降って浸水するというリスクが非常に低い町でもあるというふうに考えているというか、そういう町であります。そういう場合に避難所に行くことが本当によいかということところは、今回のコロナ対策、感染症ということを見ると、そのリスクを考えれば、当然自宅に2階があれば2階に避難するほうが雨からの対応もそうですし、両方のリスクを低減させることができますので、そういった避難を誘導していくような広報を現在考えているところです。それが内閣府からのフロー図にも書かれていまして、そういったことをうちの特性に合わせた部分で周知していきたいと考えていますので、まずは避難ありきではなくて安全なところに避難をする、避難所に避難することが全てではないというようなことを考えていますので、御理解いただければというふうに考えます。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 私もそのとおりにいうふうに思っております。だから2階だとか、あるいは車での避難ということに住民に周知の必要があるだろうというふうに思っております。

加えて、そういう部分の現場での地域特性も踏まえた状況というのは、町民一人一人もある程度自分の状況というのは分かるはずですから、それらも加味した中で一緒になって知恵を出しながら避難所あるいは避難体制、そういうことを構築していただきたいというふうに思います。その中でどうしてもコロナのことが付きまといまいますから、それらのこともしっかりと対応して、先ほど言っているように、うちの町から陽性反応者を出さない、そういう決意をお願いしたいというふうに思っております。何か答弁あればお伺いしたいと思いますが、私の質問はそれで以上でございます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） この間ですね、東議員も御承知のとおり、従来の災害補正というんでしょうか、こういったものは被害が発生した後どうするんだといったようなものだったのかなと捉えているところですけども、今回のコロナ禍というんでしょうか、これを機に備蓄などの事前の防災体制、こういったところをもっともっと高めていこうじゃないかと、言ってみれば想像力と備えを高めるんだというふうな意識下というんでしょうか、そこで、これも既に議員の皆さんにも町の一つの独自の感染症対策の一例として、感染症の応急緊急対応の行動計画、タイムラインというのを頭出しさせていただいているところでもございます。この計画につきましては災害時の行動計画というのを段階を追っていく時系列で決めていくもので、既に洪水関係では昨年、1級河川の鶴川関係で策定がされているわけですけども、感染症を踏まえた行動計画、これを今現在町としても策定中でございます。

御承知のとおり、大規模災害というのは、いつ誰が何をするのか、こういったところを明確にしながら、自治体、むかわ町としての行動計画、これをしっかりと策定しながら感染の状況というんでしょうか、それぞれの段階に向けて段階に応じての住民皆さんの外出の自粛要請の検討などをしっかりと提示していければと思います。併せて周知の徹底にも努めていきたいと考えております。

---

#### ◇ 舞 良 喜 久 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、2番、舞良喜久議員。

○2番（舞良喜久君） 私は、加齢性難聴者の補聴器購入助成についての質問をさせていただきます。

最近では、全国的にも高齢者の増加が進み、また町内でも進んでいると思われまます。そこで最近では自治体に対しての加齢者、難聴者の補聴器購入の補助を求めることが全国的に広がっております。特に加齢者の難聴者は生活の質を落とすということで、特にコミュニケーションができなくなる、あるいは最後には鬱病になるとか、そういうことで大変家にひきこもりがちになるということで、そういう現象が今現在起きているということでもあります。それに伴い全国でも、私が調べた中では20の自治体に取り組んでおります。そういう中で、むかわ町の中でも分かりましたら70代、できれば65歳から70代以上の人が難聴者の方がどれぐらいいるか、ちょっと教えてください。

それと2番目には、私、調べましたけれども片耳の難聴者がつけている補聴器というのは

平均大体3万円から20万、時には30万以上もするものもあると言われております。私は難聴者の方に聞き取りをしましたが、最初は1万、2万で買えるんですけども、だんだん聞こえなくなると。その人が使っているのは、私は30何万以上のものを買いましたということではございましたけれども、特に低所得者の方については大変今困っているということで、やっぱり買えないというのが実態であります。そういう意味におきまして町独自のね、国のほうも審議のほうは始まりましたけれども、町独自でそういう助成または支援ができないかということで質問をいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 加齢性難聴についての御質問でございます。

加齢性難聴、加齢に伴って耳の中の細胞の劣化が原因で高音域の聴力の低下だとか言葉の判断能力の低下など、高齢期に発症する聴覚障がいと伺っております。文献によりますと聞こえの老化というのは個人差がありますが、一般的に40代から徐々に聴力というのが低下して、70歳を超えると約半数近くに加齢性難聴の症状が現れていると言われております。聴覚障がいによります身体障害者手帳の交付対象者は、聴力レベルで70デシベル以上が対象になっております。本町においては70歳以上で25人に交付をしているところでございます。

一方、聴力レベルが40から70デシベル未満の中・軽度の難聴者の方につきましては、身体障害者手帳の交付対象でないため数は把握しておりませんが、70歳以上の先ほど申し上げた2分の1となりますと、これは想定ですけれども、むかわ町全体で単純にこの数値を類推しますと1,200人程度が対象となる計算でございます。

2点目の補聴器購入助成制度でございますが、全国で先ほど議員が触れられております20団体の事例があり、北海道においては現時点でございますが北見市と赤井川村が実施していると承知しております。在宅高齢者に補聴器支援していると。そして本町としましては日常生活に支障を来している障がいをお持ちの町民の皆さんへの支援は、制度に基づき現制度です。今ある制度に基づき進められており、中・軽度の方への支援制度の拡大は、今後、町内の実情とともに国の動静というのをしっかり注視してまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 今、町長さんが言われたとおりだと思いますけれども、確かに障がい者の認定を受けるという人はもらえると思いますけれども、特にそれはかなりレベルが高いということで、町長さんおっしゃいましたように中期とか軽いと一般的に言われていますけれども、そういう人たちがやっぱり聞こえないんですね。だからそういう今の法制度ではか

なりの方がやっぱりその補助が受けられないというのが現状だと思います。

参考までに、長野県では独自に65歳以上の必要な人に所得制限なしで補聴器を3万円の補助をしているとか、東京都の江東区、区では4万5,000円の2種類の、これは補助でなくて現物を支給しているということで、やっぱり補聴器がなくなると認知症の度合いがかなり進むと。特に最近言われているのは、24%から30、それから41%ぐらいまで認知症が深まると言われています。そういうことで、ぜひともこれ、国の補助制度を待っていますとかなり時間がかかりますので、早急にやっぱり町独自でも取り組んでいただきたいということで、申入れをしたいということで今意見を言っているところであります。ぜひよろしく願いいたします。答弁がありましたらちょっと。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁、重なるかと思うんですけれども、現在、補聴器と認知症の関係について、これ先般議会のほうでも意見書を採択され提出されているかと思うんですけれども、まだ研究段階と伺っております。そして国のほうもこの研究も始まったばかりで、新しい研究課題として今私も捉えているところでもございます。基本は補聴器の給付などにつきましては加齢性難聴への支援等々も含めてですけれども、国として一つの公的な支援を設けることが必要であると捉えているところでもございます。

しかし、町内での対象者の方々の実態だとか、あるいはこの先の関係で先ほど申し上げました採択された意見書の内容、こういったことも踏まえながら、国は2018年度からですか、3か年で聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究というのも現在進められているとお聞きをしております。議員が触れましたコミュニケーションなどの社会参加の促進の観点も併せて、聞こえの問題として町としても捉えながら、国の研究の成果と動向というのをしっかり注視していきたいと考えております。

---

#### ◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 事前に提出いたしました一般質問の要旨に沿って進めさせていただきます。

まず1番に、新型コロナウイルスによる行政執行の今後の影響についてということで大きく質問をさせていただきます。

1点目ではありますが、学校教育対策についてお伺いをいたします。



学校教育でタブレット端末の導入が予定されているということではありますが、導入の時期あるいは利用方法の現時点での先ほど教育長からのお話も若干ありましたけれども、改めてお伺いをいたします。

2つ目に、児童生徒のWi-Fiの環境の実態をどのように捉えて、未設置家庭にどのような対応をしていくのか、特に通信費の負担、これはどのように考えているか、この2点についてお伺いをいたします。

[発言する者あり]

○7番（野田省一君） 全部やるんだっけか、ああ、そうか、失礼しました。

2点目でありますけれども、分けていなかったの。経済対策についてお伺いをいたします。

特別定額給付金の申込みの状況については、現時点での申込み状況、特に独居の高齢者の申込み状況など、これ把握できているか、お伺いをいたします。

2つ目としては、町独自の経済対策の利用状況はどのようになっているかお伺いをいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金の支給、飲食店向けへの消費喚起支援、飲食店等の経営支援、町税等の納税について、上下水道料金の納入猶予。

3番目につきましては、全員協議会で説明のありました地元経営持続化支援事業、この時点ではこのように呼んでおりましたが、この対象事業者の特定はどのようにしてする予定なのか。対象期間も国の支援事業の期間と同様に1月から12月へと統一するべきではないか。これも資料というか町民向けの案内が出た中では、この部分は改善されているようでありましたが、一般質問出した時点ではこのように質問させていただいております。

4つ目、指定管理施設の休業補償についてであります。

事業者は、震災や新型コロナでの事業継続維持に大きなダメージを受けています。施設の継続維持については町民の望むところでもあり、十分な補償、補填が必要であると考えますが、町の今の考え方についてお伺いをいたします。

3点目でありますけれども、行政執行についてお伺いをいたします。

まちづくり計画の策定において、タウンミーティングあるいは町民ワークショップなど、今後影響があると思われそうですが、今後の手法の見直しなどはあるのか伺います。

2つ目に、感染拡大防止対策により、行政執行で今後の延期や中止が予測される特に重要な施策についてどのように捉えているか、お伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） それでは、私のほうから1番目の学校教育対策について答弁をさせていただきます。

先ほど、教育長の行政報告の中でも触れさせていただきましたGIGAスクール構想に伴いますタブレット端末の導入に伴う御質問かと思えます。タブレット端末の導入時期、利用方法の現時点での考え方についてでございますが、端末導入に当たりましては補正予算議決後、速やかに入札と購入手続を行い、可能な限り早い時期に発注したいと考えておるところでございます。

導入された後は、当初の目的である通常の授業の中で学習活動の一層の充実させるツールとして活用していきます。また万が一再び臨時休校となった場合に、オンライン授業など学びの保障のツールとしての活用を予定しているところです。

次に、家庭におけるインターネット環境についての御質問でございますが、5月末に小中学校全校の保護者世帯を対象にいたしましてインターネット環境に関するアンケート調査を行ってございます。対象世帯が383世帯中366世帯から回答をいただきまして、携帯電話回線以外にインターネット回線がある世帯は、そのうち316世帯、86.3%となっております。オンライン授業を行う場合、インターネットの環境がない世帯が50世帯程度あり、そのような世帯につきましては学校のほうへ登校していただき、いわゆる密を避けるような状態で授業をしてもらう方向で今検討しているところでございます。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 続きまして、経済対策に関する御質問のうち、1つ目の特別定額給付金給付事務につきましてお答えいたします。

5月8日に申請書の発送を行いまして、5月11日から申請受付を開始しているところでございます。申請状況でございますけれども、6月5日現在、支給対象世帯数4,109世帯、申請世帯数3,923世帯、申請率は95.47%となっております。65歳以上の単身の支給対象世帯は1,009世帯、申請数は968世帯、申請率は95.94%となっており、41世帯の方がまだ申請をされていない状況となっております。今後、申請されていない世帯へは文書や電話によりまして早めの手続の御案内を行うこととしております。

2つ目の町独自の経済対策の利用状況についてでございますけれども、まず子育て世帯への臨時特別給付金の支給につきましては、これは町独自制度ではございませんけれども、国の新型コロナウイルス緊急経済対策として、対象児童1人につき1万円を417世帯に今年の

6月5日に給付済みでございます。

次に、飲食店向け消費喚起支援につきましては、飲食店出前・持ち帰り商品PR促進事業のことで存じますけれども、8件で44万1,297円の利用実績となっております。そのうち40万7,087円が交付済みとなっております。飲食店等経営支援金につきましては6月末までの受付期間となっております。本日時点で47件、940万円の申請がありまして、そのうち900万円が支給済みとなっております。

町税等に関しましては独自経済対策ではございませんけれども、地方税法の改正によりまして新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収猶予の特例が設けられ、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難な事業者等に対し、納期限から1年間の徴収の猶予をすることができるとされております。現時点での相談件数は1件となっております、今後申請をされる予定でございます。

国民健康保険税、介護保険料の減免につきましては、この後予定の議会審議におきまして条例提案させていただく予定となっております。

上下水道料金の納入猶予の利用状況に関しましては、個人の方で1件となっております。現時点での相談件数は猶予利用者と同じ1件ということであります。

3点目の地元産業経済持続化支援事業と、4点目の指定管理施設の休業補償に関しましては、この後、それぞれの担当課から御説明を申し上げます。

○議長（小坂利政君） 藤田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（藤田浩樹君） 経済対策の3つ目、地元経営持続化支援事業に係る対象事業者と対象期間に関する御質問につきましては、私のほうから御説明申し上げます。

対象事業者は、むかわ町商工会のアンケート結果や地元の各金融機関からお聞きした情報を基に、既に影響が生じている、あるいは今後影響が見込まれる業種を対象とするようにしたもので、期間については全員協議会での御意見も踏まえて1月から12月とし既に周知を図っておりますので御理解願います。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、4点目の指定管理施設の休業補償に関わる町の考え方についてお伝えしたいと思います。

まず、休業補償の部分に関しましては、御質問の内容は利用料金収入がなかった期間についてということですので捉えさせていただきますとお答えします。

本町は現在、公の施設のうち13施設につきまして設置の目的を効果的に達成するため、指

定管理者制度による運営を行っており、そのうち9施設に委託料を支出し、そのうち利用料金収入が受託者の収入となる施設は7施設でございます。

指定管理期間内の管理委託料及び利用料金に係る規定は、返納が必要な場合の対応を含め各施設とも基本協定書に明記しているところでございます。今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言の発令を受け、施設の閉館、閉鎖により利用料金収入に影響を受けた指定管理者施設につきましては、今後その期間の影響額を算出、協議を経て、令和2年度の管理委託料を変更する予定でございます。

なお、年度当初から再開までの期間において利用料金収入が減少し影響を受けたことにより不足する今後の運転資金につきましては、予算の追加までの期間を考慮した上で、年間委託料の支払い方法の変更などにより対応しているところでございます。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 行政執行の関係でございます。

令和3年度からスタートします第2次まちづくり計画につきましては、計画の基本的な考え方、計画の構成と期間などを示したむかわ町まちづくり計画策定の方針、これに基づいて策定体制の整備だとか、まちづくり委員によるワークショップを進め、基本理念、町の将来像、そしてまちづくり施策の基本的な方向を示す基本構想の作成を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として3月からですが、まちづくり委員会、町内の策定本部会議の通常のカンファレンスというのを見送っておりましたが、その間、紙媒体による意見交換の方法に変更しながら基本構想の検討作業を進めてきたところで、現在のところ大幅なスケジュールの変更というのは生じていないところでございます。

今後につきましては、6月の16日にまちづくり委員会を再開し、同委員会内で設置しました専門部会、町内策定本部内に設置した作業部会を中心に策定作業を加速化させ、9月末を目途に計画素案をまとめる予定となっているところでもございます。計画の素案でございます。

御質問のタウンミーティングにつきましては、年末から年明けにかけてパブリックコメントと併せて実施を予定しているところでございます。また町民ワークショップにつきましても、計画の骨子や素案の形というのが整った段階で実施できるように今準備を進めているところでもございますが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況というのをしっかりと見ながら、適宜適切な手法だとか開催方法について判断をしてまいりたいと考えております。

これまで、感染拡大防止対策として各学校の休校措置、各施設の利用休止、各種会議や集会や開催自粛、イベントの中止というのを決定してきたところでございますが、緊急事態宣言の解除を受け徹底した感染予防対策というのを前提としながらも、段階的に学校、そして各施設の再開を進めているところでございます。

今年度予定の事業につきましては、取り巻く感染症拡大防止対策というのをまずは最優先としながら、事業の優先度、そして緊急度というのを見極め、感染リスクの低減に配慮した中で実施時期だとか、さらに開催時期、方法により、先ほど申し上げましたように段階的に事業というのを進めていきたいと考えているところでございます。

なお、震災からの復旧、復興に係る施設整備や、その他ハード整備事業についても、現在のところ作業の遅れというのとは生じておりませんので御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あらかじめ申し上げておきますが、午後から議場内の気温が上昇する可能性があります。上着の着用は自由とさせていただきます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 再質問をさせていただきます。

まず、学校教育対策のタブレットの関係ですけれども、ちょっと先日お話を聞いた時点と今日の時点での話が違うところがあるのかなど。要は50世帯にWi-Fiの環境あるいはインターネットの環境がないということで、前回聞いたときは通信機能を持ったタブレットを導入するようなことを言われていたんですけれども、導入する現場と調達するというか、使用と考え方に違いないのか、ちょっと確認をしておきます。

タブレット端末、これ、今日の話だと要は買取りということでよろしいのかなと思うんですけれども、買取りする場合に、これ要は皆さんもお分りのとおり、タブレットだけ買ったって、ほぼただの箱とは言わないけれども、パソコン買ってきてノーマルの状態では学校

現場では実際に使えないと。そうなったときに授業の支援用のアプリとかは別購入するのか、同時購入するのか、その辺の費用も含んで今回しているのか、ちょっとその辺、買い取った場合にしても保守はどうしていくのかとか、それと、このためのGIGAスクールだかの対応で2名の人材を200万か300万、200数十万かけて採用するということがあったんですが、そこはどんな人材充てていくのか、国がある程度示してくれているんだと思うんですけども、そういったこともどんなふう考えているのか、お伺いしたいと。

それと、先ほどの考えだと、当面は学校の普通の授業の中で使っていくよと。それと休校みたいなことが発生したときにはリモートで授業も行えるように考えていますみたいな。実際に、これ、ただタブレットだけ導入しただけでは何もできないですから、そこら辺どう考えているのかなと。どういうタイムスケジュールというか、急に降って湧いた、本当は2年後、3年後の予定だったのが急に入れていっているんで現場も恐らく対応できないと思うんですけども、その辺も含めて、もう取りあえず買ってしまえというスタイルで言っているような感があるので、教育現場も大変でしょうけれども、その辺も十分詰めているのか、その辺を再確認をさせていただきたいと思っています。単にハードをそろえるだけでは役に立たないことは十分分かっていると思うので、ちょっとその辺だけ確認をさせていただきたいと思います。

2点目の経済対策の1番ですけれども、特別給付金に関しては独居の高齢者は95.94%、これは驚きだったんですけども、変わらないという、ちょっと私が知っている範囲ではやっぱり高齢の方がなかなか、これは町が悪いわけでもないですけども、申請書が非常に小さい字で何のこと書いているか分かんないみたいな、一人暮らしのお年寄りから御相談を受けたりして書き方を説明したりということもあったもんですから、これは相当来ていないのかなと思ってたら41世帯ぐらいだというから、ぜひ、これ来ていない人は分かるわけですから、一番いいのは電話。訪問までは。

ただね、電話の場合もね、老人の方ね、今何とか詐欺というやつで非常に警戒している部分はあるんで、電話でできなかつたらもう町職員がバッジつけていくような体制でも取っても、やはりこれ10万円当たるということは非常に大きいですから、独居の高齢者の方にとっては。ぜひ、そこまでやっていただきたいなというふうに思っています。

それと、経済対策の2番目ですけれども、ちょっとこれ町独自経済対策って書いていて混在していたようですけれども、国の対策も2つ、3つぐらい入っていたかなと思うんですけども、状況的には飲食店の経営、ほかのところはそんなに思ったほど申請者がいないようで

すけれども、直撃を受けている飲食店等の経営支援について47件、940万、町が押さえている飲食業の方で申請をされたのはどのぐらいの割合なのか、もし分かればお伺いをしたいと思っています。

それと、3つ目の全員協議会の説明では地元産業経営持続化支援事業、そのときに提案した独自の名前つけたほうがいいよという話で、むかわ町商工業経営支援金という名前つけていただいたんで少しよかったかなと。それと、そのときは対象期間を2月、7月という話をしていたんで、せめて1月から12月ということでお話ししたら、やはり今回支援金、お知らせの中を見たら、1月、12月と統一をしていただけたので、これもよかったかなと思っています。多くの事業者が支援を受けられることになるのかなというふうに期待をしております。これは答弁要りません、そのままになりますので。

4番目の指定管理者ですけれども、13施設に対して指定管理を行っている。そのうちの7つの施設において、その中で13施設の中でいいですけれども、影響があるということで申し出てきているような申請なりなんなりしているところは一体何か所あったのかについてお伺いしたい。

それと、大きい数字の3つの行政執行の対策についてですけれども、一番心配していたのがまちづくり計画の策定、これは遅らせることはないだろうというふうに、ただ、どうしてもタウンミーティングだとかワークショップ系においては人が集まって、ある程度話合いとかワークショップですからね、いろいろと議論をする場がなくなるのがちょっと残念だなと思っていたんですけれども、その辺、タウンミーティングは年末にかけてとか、ワークショップもそういうことなのかなと思うんですけれども、これは何といたって町の最優先にしなければならない課題でもありますので、どういう工夫をしていくのかなというふうなことをちょっとお聞きしたかったんですけれども、9月末に素案を出すという、その素案出すまでに本来であればワークショップなりタウンミーティングなりということをやっていく予定だったのかなと思うんですが、ちょっとそこだけ確認させてください。

以上です。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） それでは、タブレット端末の関係の御質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、50世帯のインターネットの未設置者の関係のところの質問で、タブレット端末につきましては通信機能はついてございませんということでございます。

あと、タブレット端末自体の関係でございますが、こちら国の補助金が4万5,000円ということで、各社におきまして4万5,000円の中で最低限度の今ソフトが入ったものが各社出ておきまして、その4万5,000円というのがまず最低ラインと、それでも使えないことはないというような状態であるということでございます。ただ、それだけでは十分な学習活動が行えないということもございますので、当町といたしましては今のところ保守だとかセキュリティだとか、その他各種必要なものを入れた中で今考えているというようなことでございます。

あと、2名の人材の関係でございます。こちら、各学校におきましてICT化を円滑に進める上では、ICTに精通した専門員によるきめ細やかなサポートというのが必要不可欠でございます。またそういう部分では、今、学校でICT機器や設備の利用に関しまして、これから教員や児童生徒が円滑に活用できるようなルールの設定、またマニュアル等を補うICT支援員という者も必要であるというふうに考えてございますので、その部分について今回補正のほうで予算措置させていただいているというようなところでございます。

あと、当面につきましては、まずは学校での利用ということで考えているというところでございます。この辺につきましても現場の先生方と、やっぱりいろいろICT支援員を今度入れた中で、その操作方法を教えていただきながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 私のほうからは、特別定額給付金の関係の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でもありましたとおり、65歳以上の単身世帯の方で申請されていない方が41世帯、そのうち75歳以上の単身世帯の方で申請されていない方が23世帯となっております。申請率のほうは96.54%、今の段階では高齢者の方のほうが高齢率が高いという状況になっておきまして、議員も心配されておきまして、当初高齢の方の申請が若干ちょっと心配だったんですけども、今の段階では若い方より高齢者の方のほうが高齢率が高いという状況になっております。

あと、未申請の方の対応でございますけれども、当然、最終的には職員が訪問してという部分も考えてはおりますけれども、感染症拡大の観点もございまして、極力非接触型といえますか、なるべく電話ですとかお手紙ですとかで御案内をさせていただいて、そういううちなるべく申請してもらおうというようなことで今の段階では考えております。



○議長（小坂利政君） 藤田産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、むかわ町飲食店等経営支援金の状況についてお答えいたします。

この支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業活動に支障が生じている飲食店について経営支援金を支給するものでございまして、飲食店では食堂、居酒屋、喫茶店とかがございまして、また道の休業対象となっておりましたパチンコ店、カラオケボックス店も含まれております。

対象事業者、申請の見込まれる事業者については51ございまして、申請済みが46でございます。未申請については……ああ、失礼しました。47でございます。未申請については4事業者ございまして、これについては商工会と町と連携しまして電話等でつなぎ連絡を取っているところございまして、6月中の申請が見込まれるところでございます。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、指定管理している7つの利用料金収入がある施設のうち委託料の補填が必要と思われる施設、また相談がある施設数についてお答えいたしたいと思います。

私どもの予算の絡みもございまして、各担当課からその影響のある施設ということで御報告をいただいているのは、現在のところ3施設です。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 私のほうから、まちづくり計画の策定スケジュールに関してお答えをさせていただきます。

タウンミーティングにつきましては、当初の予定で、もともと年末年始にかけてを予定してございます。あと町民とのワークショップにつきましても、9月の議会への説明をめぐり、今のところ8月と9月にできるように打合せを進めているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 1個ずつばらして質問しますけれども、タブレット端末の関係ですけれども、正直、降って湧いた話になっちゃっているんで、現場となかなかすり合わせもできていないんだろうなという御苦勞はあるんですけども、ただ入れるとなれば、さっきの話から言うと買い取りなのかなというふうな。その4万5,000円で学校用のタブレットというのがあるんですか。逆に言うと。学校に使ったら便利ですよみたいなところが出ていて、一定程度は学校の授業で活用できるような支援するソフトが入ったものなのかどうかというこ

とをちょっとお聞きしたかったなというふうに思っています。

ただ、これ、ほかの町村というか全国で見たら、ちょっと調べてみたんですけども、やはり導入して先例として、この今回の事業ではないですけども先行しているいろんなことをやっている、むかわ町と同じような規模の学校もありますんで、ぜひそういうところも参考にしているんだろうとは思んですけども、特に今回は学校の現場が混乱しているところにまたこれを追加してすぐにやれということは、恐らく相当難しいと思うので、教育委員会もそれなりに導入の時期というか計画をしっかりと示して、ぜひ、できれば本当はやはり自宅待機になったときに、自粛かかって自宅待機になるということが恐らくこれからあるだろうという想定の中で、そちらにも対応しなければならぬというふうに思うんですけども、その辺のタイムスケジュールみたいなもの、先ほどの話だと秋とか冬という話は出なかったかな、ちょっと時期的なことは忘れちゃったんですけども、学校現場と同意してタイムスケジュールをつくっていかねばならないと思うんですけども、その辺どういうふうに考えているのか、その専門委員が果たしてそんなに容易に確保できるのか、この2つだけちょっと先にお伺いをしたい。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） タブレット、先ほどちょっと言い足りなかったかもしれませんが、タブレットについては買取りでございます。またタブレット4万5,000円の端末の中には、一応学校で使える必要最低限のソフトが入ったというものを各業者のメーカーのほうで専用につくっているというところでございます。

あと、導入計画の関係で、今それこそ急に降って湧いたということですけども、急に今年度中に導入しなければやれないということもございまして、今、全国で各自治体が準備をしている状態でございます。今の情報では、なかなか納入するのも全国的にやっぱり納入が遅れるだろうということが予想されてございます。それでそういう面では、やはりなるべく早く入れたいという気持ちもございしますが、先ほど言ったとおり学校等の体制準備ということもございしますので、その辺につきましては慎重に進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 本当に急な話なんで、これ以上はしませんけれども、ぜひせっかく入れるのでありますから計画的に前に進められるように、特にその専門員をどうやって確保するかということは最大の一番重要なところかなと思うので、そこを専門員を早めに押さえて、

そして機器の導入も含めて専門員が当たる中で進めていっていただきたいと思うんですけれども、さっき専門員の話はちょっと出なかったんですけれども、その辺は見込みあるんですかね。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） すみません、ちょっと忘れておりました。GIGAスクールサポーターということで、補正のほうも上げさせていただいております。

まず、町内にたまたまITをやっている会社がございます、そちらのほうには一応こういうことの内容については相談はさせていただいているところがございます、そこっていうわけじゃないですけれども、そういう会社があるということで、人材についても対応は可能だというふうに聞いているところです。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） いや、聞くんでなかったなと思ったんですけども、やはりそこ専門員は町内からでなくて、これは町外からやったほうが僕はいいと思いますよ。いや、どの方がやるのか分かんないですけれども、やはりその現場を踏んだことある人であればいいけれども、恐らく今の段階ではそんなにそんなに人いないと思うんで、現場導入までやったことのある、学校実績のやったことのあるような経験値を持っている方を引っ張るのかなと思っていただけたけれども、そこら辺はそのほうが私はいいかと思います。答弁は要りません。

2つ目に入りますけれども、独自の経済対策の話ですけれども、51件中47件と言っていましたんで、飲食店の関係はほぼ100%になるのかなというふうに今後なると思うんですけれども、ちょっとここの経済対策のことで最後に1つだけ聞いておきたいんですけれども、この利用状況から推察して、むかわ町の新型コロナウイルスによる町内の経済的影響というのは、これ、どのように捉えておりますか。相当な大きな打撃を受けているというふうに捉えるのか、これからなのか、その辺、私もっとたくさんあるかな、もっとあるのかなというふうに心配していたんですけれども、例えば上下水道の納入猶予とかというのも1件だとか、町税の関係に関しても猶予の関係1件だとかということ、あるいは今回質問していませんけれども、それは国の持続化支援金でしたっけか、そういったことの数字とか押さえていると思うし、町内の金融機関の、あるいはそういった借入れの状況などというのも押さえていると思うんですけれども、むかわ町において今回ここまでの新型コロナウイルスの影響というのはどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 前回もちよっとお話ししましたが、商工会のほうでアンケートを取られて、今回のコロナウイルスの影響ということアンケートの中で取られております。そういう回答を受けながら今回の経済措置等も取ってきたところでもあります。

そういった中では、飲食業につきましては御案内のように、ほぼ100%の方が大きな影響を受けているというふうに回答されております。そういった中で、今回については条件をつけずに飲食店関係については交付をさせてもらうような手続を取ったところでもあります。

それ以外の業種としましては、小売業、運送業、サービス業、製造業、こういったところが軒並み影響を受けているというところがございます。とりわけ小売、運送業等が影響が大きいということでお話を伺っているところでもあります。そういったところを含めて今回の第2弾の地域経済の支援事業を考えてきたところでもあります。

総じて、建設業以外については、本町、相当コロナウイルスの影響は受けているものというふうに私ども認識をしているところございまして、段階を踏みながら支援等も進めてきているところでもあります。

加えて、農林水産業のほうもいろいろお聞きをしながら、前回出しました農業の関係では特に今花卉が影響を受けているというところで、まず花卉農家に対しての支援、そして漁業関係の価格の低迷ということもお聞きしておりますので、漁業関係の支援というようなことで、そういった実態に合わせながら経済対策のほうを打ち出してきているところでございます。

今後におきましても、そういった町の中での状況等をいろいろお聞きをしながら、その時々合った経済対策、そしてこれからコロナの収束に向かっていく中での経済対策、そういったものにつなげていけるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員、マイク入れてください。

○7番（野田省一君） 本当に新型コロナウイルスのようなことが蔓延する世の中は、ほぼ誰も想像していなかったことに対応していかなければならない。それと、その前の年にはやはり想像していなかった、想定していなかった大規模な地震に見舞われたということで、産業自体も、それぞれ足元から少しずつじりじりと大変な状況になってきているのかなというふうに思っています。あとは農業の関係、今回花卉だけでしたけれども、農業はこれ、今、作付けしてこれから秋になってみないと分からない部分、あるいは通年でやっているような業種がどういうふうに影響してくるのかということも非常に心配される場所でもあります。

ども、今回、比較的と言ったら失礼ですね、むかわ町、早く対策をそれぞれ産業に対して大なり小なりかもしれません、大きいか小さいか判断できませんけれども、素早く動いていただけたことには大変感謝しています。

次、もう1回というか、これからまだまだ本当に経済は影響を受けて、特に農業分野どうなっているのかというのをちょっと心配していて、もちろん漁業もそうですけれどもね、農林漁業ありますけれども、林業に関してもどうなっていくのかなというところが非常に心配されるところでありますけれども、これまで以上にアンテナを高くして、いつまでも取りあえずはウイルスがいるわけではないと願っていますから、そこまでむかわ町のためにぜひ支援策を続けていって、経済あるいは産業を維持して次のまちづくりにぜひつなげていっていただきたいなと思っています。

以上で終わります。

---

◇ 佐 藤 守 議員

○議長（小坂利政君） 次に、4番、佐藤 守議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、4番議員から一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、ごみ対策について伺います。

海洋プラスチック汚染が世界的な問題になっていますが、むかわ町のような小さな町として、身の回りのできることから取り組むことが大事なことであり、プラスチックごみを出さないごみ減量への町民意識を高めることが必要だと思い、町のごみ処理の現状と取組について伺います。

まず最初に、各種団体等で道路のごみ拾い、また資源ごみの回収等で、それぞれの組織の活動費としていますが、取り組んでいる団体の実態数、行政の対策費の内訳、またむかわ町で排出される家庭ごみのうちリサイクル資源として回収されるのはおよそ何割か、また不法投棄の現状と対策について伺います。

2つ目に、資源ごみ回収促進のための低料金改定の考え方と高齢者のごみ出し負担軽減の収集対策の考えを伺います。

3つ目に、むかわ町は森林の町でもあることから、紙または木材を活用した商品開発などによる脱プラ対策の取組について伺います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） ごみ対策についての1点目と2点目の御質問にお答えいたし

ます。

地域でごみ拾いの活動を実施している団体につきましては、令和元年度、21団体から連絡を受けております。町では、ごみ袋の提供とコンテナの貸出し、集めたごみの回収を行っております。

資源回収に取り組んでいる団体につきましては、ごみの減量化を図り資源の有効活用を積極的に推進するため、資源リサイクル推進補助金を交付しております。令和元年度は27団体に54万3,000円の補助を行っております。平取町外2町衛生施設組合で受入れを行っております、むかわ町から排出された一般家庭ごみの総重量が昨年1年間で2,810トンでございました。そのうち資源ごみは247トンで、重量換算では約8.8%となっております。資源ごみにつきましては、空き缶ですとかプラスチックとか軽いものが多いものですので、その重量をごみ袋換算として計算した場合、資源ごみは、おおよそでございますが約2割程度と考えております。

不法投棄の現状についてでございますが、昨年1年間、町内において9件発生しております。不法投棄されるごみは家電製品などが多く、その対策といたしましては防止看板の設置、職員によるパトロールを実施しているところでございますが、不法投棄につきましてはなかなか減らないのが現状でございます。広報等の活用によりまして環境への意識啓発をさらに推進し、不法投棄がなくなるよう取り組んでまいります。

資源ごみの処理にかかる料金の改定についての御質問でございますが、この件につきましては平取町外2町衛生施設組合の運営に関わる内容でもございまして、構成町3町でごみの収集処理全般につきまして関係規定に基づき進めており、現在のところは料金改定の予定はございませんので御理解いただきたいと思っております。

高齢者のごみ出しの支援につきましては、社会福祉協議会で行っております支援事業で対応可能となっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 3点目の紙または木材を活用した脱プラ対策の取組についてお答えいたします。

脱プラ対策としての紙、木材の活用については、全国的にはカップ麺の容器やお菓子の外袋に紙製品が採用されたり木製のストローが開発されたことが話題になったところでございます。現段階におきましては、国や道において脱プラ対策としての木材等の活用方針等は定

められておりませんが、むかわ町といたしましては今後の状況を見ながら関係機関とも連携し、森林の町として脱プラ対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 新型コロナの関係で、道路沿いのポイ捨て関係のごみ、これは雪解けとともにそれぞれ行われているんですけども、今回はコロナの関係でなかなかそれができないということで、今の話を聞きますと21団体ですか、これらがなかなか回収できないというそういう状況になっているんですけども、家庭の資源ごみというのは今までどおり団体の収集で回収をされているというそういう状況なんですね。

それで、資源リサイクル推進事業と活動団体の支援事業なんですけれども、予算のほうでも1回3,000円の支援ということで、このリサイクルの中では予算化されていますけれども、多い団体で何回ぐらい利用しているのか、それと季節的にはいつの時期が一番多いのか、春なのか秋なのか、それとリサイクル関係の物品の助成なんですけれども、ここに古紙とか空き瓶、空き缶は入っているんですけどもペットボトルが入っていないという理由にはどういった理由があるのか。それともう一つは、資源リサイクル事業というそういう推進事業の中では、鶴川と穂別どのような形態があるのか。例えば穂別地区は何か業者のほうでそういったものに携わっているという話も聞いておりますけれども、鶴川地区においては、もともとの業者と、それから資源を大切に作る会、ボランティア、このグループがそういった事業を推進しているということで、その辺の穂別と鶴川の形態ですね、どういうふうになっているのかお聞かせ願いたいのと、今の50数万円というのが予算で2地区に支払っているという話ですけども、できれば鶴川地区と穂別地区でどのぐらいの金額なのか、お教え願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） リサイクル推進事業についてですけども、回収1回につき議員おっしゃったように定額で3,000円プラス回収した資源の量によりまして古紙類、空き缶、あと空き瓶ですか、この3種類でその重量によって補助金のほうを出しているという状況でございます。ちょっとペットボトルにつきましては、基本的にはその回収したものを次のそういう業者さんのほうに売り渡すというのが、できるものを集めているというようなことだと思いますので、その辺でこれまでは例えば子ども会ですとか、その集める中にペットボトルというものが入っていなかったというところで、うちのほうにもそういう部分ではちょっと要望が来ていなかったもので、これまでの今のところのメニューにはペットボトルに

については補助の対象にはなっていないということです。今後もし実際にそういうペットボトルを回収している団体があつてという部分がもし多くあれば、町のほうの要綱についても検討をしていかなければならないと思っております。

(「 の団体数」と言う人あり)

○町民生活課長(飯田洋明君) はい。鵜川地区が17団体、穂別地区が10団体でございます。額につきましては鵜川地区が大体40万円ぐらい、穂別地区が13万円ぐらいの補助金の額となっております。

時期につきましては、春先の活動と、あとは10月、11月の雪が降る前ぐらいに活動している団体が多いと思います。

○議長(小坂利政君) 4番、佐藤議員。

○4番(佐藤 守君) 今の答弁の関係ですけれども、私聞きたかったのは1回3,000円、団体に出していますよね。これが何か聞くところによると、いや、最高10回までは認めるんだというそういう話も聞いたもんですから、10回使っているのか3回使っているのか、1団体でもって使っているその数をちょっとお聞きしたいなと思ったんです。

○議長(小坂利政君) 飯田町民生活課長。

○町民生活課長(飯田洋明君) 申し訳ございません。ちょっと手元に詳しい資料持っていないので申し訳ありません。

○議長(小坂利政君) 4番、佐藤議員。

○4番(佐藤 守君) それで、今、利用団体がそれぞれ27団体、鵜川地区40万、13万、そういう金額がちょっと報告されましたけれども、鵜川地区の場合にはボランティアの資源を大切にすると、相当、資源ごみの回収ということで活躍しているなというのが実態として分かったんですけれども、しかしながら、このボランティアグループの資源を大切にすると、高年齢になってきているというような状況で、今後こういったボランティアの組織、このまま成り行きに任せてそのまま進むのがいいのか、これだけ資源ごみの回収があるということは、ある程度こういった資源を大切にすると、高年齢になった場合に話し合っていて、今後後継者の問題とかそういう関係の議論というのはなるのかなと、それとも、もう自然に任せていっちゃうのかなという、その辺の行政の考え方だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長(小坂利政君) 飯田町民生活課長。

○町民生活課長(飯田洋明君) 資源回収している団体につきましては、町内会、あとは子ども



も会、老人クラブが一応中心といますか、連絡をいただいているところなんですけれども、現時点では自治会にしても子ども会にしましても世代交代といますか、さほど大きな会員数の減少といますか、その辺というのは連絡いただいているところではあるんですけれども、議員おっしゃるとおり今後そういうふうには不法投棄ですとかプラスチックごみの関係がどんどん環境問題等大きくなっていくことに伴いまして、町としましても確実に回収するという部分では、町もある程度対応のほうを考えていかなければいけないと思っています。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） この事業によって、平取施設へのごみというのが、その分減量されますし、また、むかわ町内の各組織の支援ということにもつながりますので、ぜひこれは継続して一石三鳥ぐらいになりますのでね、ぜひ継続できるようなそういった構築をぜひお願いをしたいと思います。

それから、プラごみの不法投棄なんですけれども、環境省のデータによると世界で年間3,000万トンのプラごみが排出されて、そのうち日本から排出されるのは14万トンというこういった環境省のデータが出ているんですけれども、こういった一部が日本海岸だとか、海流に乗って南洋のパラオ、フィリピンの一部には世界から物すごい量のプラごみが集まっているんですけれども、先ほど約2割でしたか、回収が。ということは家庭ごみの回収の資源ごみが2割ということは、単純に七、八割が川から海に流れていくのかなというそういうことを考えると、今後、町全体で資源ごみ回収とごみ減量化、それから不法投棄、ポイ捨ての啓蒙活動というのを新たな考え方に入っていかなければならないというふうに考えているんですが、その辺の捉え方はどのように考えていますでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 大きな課題というふうに捉えさせていただいているところでございます。とりわけ議員提案のあります海洋プラスチック汚染の関係ですか、これについては世界の海の問題となっております。そして、先ほど議員、一部触れられましたけれども、ちょうど2015年ですか、ここで国連サミットの中で採択されておりますSDGs、お聞きになった言葉もあるかと思えます。持続可能な開発目標、こういったところでも取り上げられて、2030年までに経済だとか、あるいは社会だとか、そして今言われている環境の問題等々について各項目があるんですけれども、それらを課題解決しながら新しい価値をつくり出していこうという世界共通の目標というのが取り上げられているところでもございます。

国内においてのそのSDGsの関係で、日本もモデル自治体というのが全国1,700あるう

ちの約200数自治体がここに加盟しているところでもございます。地域課題の解決の加速化等々の相乗効果というのが期待できますよということで、じゃ町はどうしていくのということで、今年度の御案内のとおりでございます。町の執行方針の中においても初めて頭出しをさせていただいているところでもございます。環境面における持続可能な開発を、先ほど申し上げました総合的に取り組む開発目標の達成に関する、今年度は調査研究というのを進めることとして頭を出しているところでもございます。現在、国内においてのこの関係については、200数自治団体が日本のモデル宣言というのをやっているところでもございます。

じゃ、北海道はどうなんだといったところでもございますけれども、北海道においても、そのSDGs、この関係の推進のネットワークというのが設置されているところでもございます。まだ我が町、ここには加盟しておりません。こういったところにも速やかに加盟しながら、これ地方創生の絡みというのものもあるかと思っておりますので、町としても今年度中に何とか北海道のネットワークのほうに登録しながら、議員の提案にもあります持続可能な環境面等々の情報の収集、まずは交換に努めて、先ほど申し上げている啓蒙活動等々も含めながら、より充実した対策、対応について努めていければなと思っております。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 申し訳ありません。私の説明がちょっとまずかったですね。先ほど資源ごみが2割と言ったのは、資源ごみのうち2割を回収して8割が不法投棄とかということではなくて、一般家庭ごみに占める資源ごみの割合が2割程度ということでございますので。例えば基本的には100%資源ごみが汚いものについては可燃ごみになっている部分もあるかなと思っておりますけれども、その辺はちょっと一般家庭にどのくらいの量が入って、どのくらい回収しているかということまではちょっと分かりませんが。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 町長から今いろいろと今後の考え方等もお聞きしましたので、そのようによろしくお願いをしたいと思いますけれども、農業というのは早くから土の微生物で分解するという、そういったビニール関係というのは農業関係、早くから出ているんですけども、今回7月からコンビニが全て有料になるというそういうような状況なんですけれども、半面、世界で日本初となるバイオのレジ袋が完成をして、7月から有料化と一緒に供給できるというそういう状況にもなっていますので、今後こういったプラごみというのはかなり減量されるのかなというふうに今期待をしております。

そこで、先ほど料金の関係の話が説明あったんですけども、これは平取の衛生組合外2

町ということで、むかわ町含めて3町の関わりですから、これに対して料金改定がどうのこうのというのは、むかわ町としても単独でなかなか言えない立場にあるということは私も十分承知しております。しかしながら事務レベルの打合せというのは必ずあると思っていますし、そして、その事務レベルで打合せされたことが、それぞれの町から議員さんが派遣されていますので、そこの平取施設衛生組合の議会で承認されて執行していくというふうに考えていますので、その事務レベルの段階で、むかわ町としての考え方、これは言えるのではないかなということで、あえてこれをお聞きしたわけでございます。

それで、組合の指定の中にはこの7種類の袋があるんですけども、この中で発泡、特に発泡が相当がさばるので、何とか袋の料金を下げるとか袋を大きくするとか、そういう方法が取れないのか。ペットボトルもつぶしては駄目ですよということですので、相当がさばるんですよ。そういったことで、むかわ町として事務レベルでもって意見が言えないのかというそういうことで質問をしております。

それで、最近の新聞に出ていましたけれども、苫小牧市は資源ごみは無料回収なんですね。それでこの無料にできない理由というのは、この3町の中で何があるのか、どういった意見交換の中でこういう状況なのか伺いたいのと、この料金というのが全道平均で、むかわ町、平取外2町の組合としては高いのか安いのか平均なのか、その辺も併せて分かれば、ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） ごみ処理料金の関係でございますが、ごみの有料化が開始された当初の基本的な考え方としまして、収集にかかる経費についてを排出者である町民の方に負担していただくと、処理にかかる経費を行政が負担していくというようなところでの話し合いがなされていたと聞いております。有料化当初は大体収集にかかる経費、6,000万円から8,000万円程度だったというふうにも聞いております。その当時の収集にかかる経費についてをごみ処理料金の有料化のほうにということになってきて、今の料金のほうに設定されたと聞いております。

現在、その有料化になった当時に比べまして収集にかかる経費もかなり多くなってきておりまして、当然、現在の処理手数料では賄えていない状況となつてございまして、その分、各町の負担というところになっている状況でもございます。

これまでも、その資源ごみの料金の改定につきましては、事務レベルでは何度か検討のほうをしてきているというふうなことも聞いておりますが、その3町のそれぞれの財政状況等

もごさいますので、なかなか改定には至っていないという状況でございます。他町との比較につきましては、現在、特段資料ございませんので分からない状況でございます。

○議長（小坂利政君） 質問者に申し上げますけれども、一部事務組合の範疇でありますので、ここでの答弁は一定程度の総論にしかありませんので、御理解いただきたいと思ひます。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それから、3つ目の木材を活用した商品開発、これについて伺いたいんですけれども、脱プラ対策ということで、むかわ町、森林の町でもあるということから、皆さんも御存じのとおりスウェーデンの女子高校生のグレタさん、国連で環境問題、演説していますよね。その中で日本は火力発電の大気汚染ということでかなり非難をされているんですけれども、一方では脱プラの専門の店が日本の東京かどこかで専門店があるということですので評価しているんですね。それで台所用品から日用品、こういった木材を利用した食器全てそろっているという、そういうような専門店があるやに聞いています。

それで、むかわ町も森林の町ということから、国、道、むかわ町の三者協定を結んで森林整備や木育に力を入れていますので、ここで木材、紙を活用した商品開発、こういったものを進めて、むかわ町の新しい顔をつくってはという考えなんですけど、いま一度、この脱プラに貢献をするということの考え方の中でお伺いをしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） ちょっと専門店のことは私存じませんでしたが、各本州等の自治体においても脱プラ対策、取り組んでおりますけれども、そのほとんどがリユース、リサイクル、またはエコバッグを利用したレジ袋の削減と認識しております。紙や木材を活用した取組については、一部の自治体について紙や木のストローの試行または開発に取り組んでいる状況で、なかなか進んでいないのかなと、なかなか難しい分野なのかなと認識しております。

むかわ町内においてプラスチックと木の関係で言いますと、物流で使うパレット、フォークリフトの荷物を運ぶ際に使う下に敷く台なんですけれども、あれについては昔から木の製品であったものが最近プラスチック化が進んできていると。その中で苫小牧広域森林組合においては、いまだに木材利用したパレットが主力商品となっております。また町内の農協におきましても農家さんにおきましても、プラスチックのパレットを使わないで木のパレットを使っている。それは脱プラという意識ではなくて、木のほうが使い勝手がいいという理由からと聞いておりますけれども、商品開発からは話ずれるんですけれども、こういった昔

からの木製品を作り続けることも、結果的に脱プラの取組になるのかなと認識しております。そういった従来からの取組と、また新しい開発、今の段階では国、道、町の協定という考えは今のところないんですけれども、状況を見てそういった新しい取組と従来の取組を判断をしながら脱プラ対策に取り組んでいくのがいいのかなと考えております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 脱プラの関係の国際議論というんでしょうか、こういったところはどうちらかというところとヨーロッパ先行型というんでしょうか、日本は、やや出遅れの感があるのかなと捉えているところでもございます。まさにこの関係についても先ほど申し上げましたように国家的マターというんでしょうか、日本政府が考えている、現在ありますプラスチックの資源循環戦略でしょうか、こういったところにも通じてくるのかなと思っておりますが、併せてこれも議員押さえているかと思うんですけれども、石油などからの化石燃料から作られる従来のプラスチックから、現在トウモロコシだとか、あるいはサトウキビというんでしょうか、こういった植物などの有機資源などからのこういった活用も製造されてのバイオプラスチックというのが環境に優しい地球温暖化対策につながる素材として、まさに今注目されてきているところでもございます。

そして、森林の町むかわ町でございます。地元木材の資源と脱プラについては再生可能な有機資源というのを、活用の点ではバイオマスプラスチックにも通じるところがあるのではないかなと押さえているところでもございます。まだまだ日本においてバイオマスプラスチックの研究開発というのは途上とされているかと思っております、これはまさに国を初めとしての地元等の森林・林業関係機関との連携を図りながら、木材活用の脱プラについて可能性も併せて調査研究に努めるべきかと考えております。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） あまり人のまねはしたくないんですけれども、今回苫小牧市2020で053（ゼロごみ）大作戦という、そういうお題も上げて取り組んでいるところもありますんで、むかわ町も何とか脱プラ宣言の町か、プラスチック回収宣言の町か、何かそういうような方向でちょっと違った顔をつくれなかなということでもちょっと質問をしてみましたので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問にまちなか活性化について質問をしたいと思います。まちなかといいますか心の活性化というか、そういうことで質問をしたいと思います。

震災以降、町民挙げて復旧復興に取り組んでいるさなか、新型コロナウイルスによって4

月16日、全国に緊急事態宣言が出されて休業要請から全ての学校が休校になり、町民、大人、子どもたちもかつてない経験に見舞われたところでございます。そこで疲弊した心を癒やすためにも12月がいいのか、その辺の時期に夜空にイルミネーションによる幻想的な光が元気を取り戻す一助になるのではないかなという考え方から、ぜひ実行に移せないものか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まちなか活性化の取組に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まちなかのにぎわい創出事業において、今年度春から夏にかけては花、冬場には光などの演出による景観づくり、これらを通じて来町者の方々に向けたおもてなしの機運というのを高め、にぎわいの創出につなげようとしていたところの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けての現在に至っているところでございます。

今後、この感染状況というのをしっかりと見ながら、コロナ関係、経済対策の一環としても事業内容というのを見直し、そして実施すべきことは実施していきたい。見直しの方向として、町外者向けから、子どもたちを初めとする町民の方々が、議員が触れております心を癒やして元気を取り戻していただけるような取組、まちなかのにぎわいをする上では有効であるものとも認識しているところでもございます。光の演出によつての景観づくりについても大変貴重な御提案と受け止め、今後立ち上げる実行委員会の中においても議論をしていく考えでございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 状況判断で冬場については光を取り入れるというそういう町長の答弁で大変うれしく思っているところでございます。今後も新型コロナウイルスのワクチンが開発されるまでは、コロナとどうしても共存生活をしていかなければなりませんので、そういった中においては、この光というのは癒やしや元気を届けるというそういう力が何か科学的にあるようなんですね。東京は今アラートでもって赤ランプですけれども、北海道はホテルでもって北海度の形の窓ガラスだとかスマイルの窓ガラスで、コロナに負けないで頑張るよというそういうメッセージも出していますので、今回、鶴川地区であれば以前四季の館、役場でやっていましたけれども、町の中にも今木々が生えていますし、穂別地区はメタセコイヤ、これがずらっと両脇ありますので、この辺で光の幻想的なものができれば少し癒やしになるのかなというふうに考えていましたので、町長からそういう答弁いただいて、状況の判

断でということですので期待をしておきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小坂利政君） 暫時休憩をいたします。

再開は15時。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 3時00分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 通告に従って質問させていただきます。

私は、今回は特に新型コロナウイルスの感染防止対策と安全な暮らしということについてまず頭出しをさせていただきました。

まず最初に、この間、コロナ対策で病院に働く、そして日々対応に追われていた役場の皆さん、さらには学校休校という中で子どもたちを預けられた学童保育に働く方々を初めとして、多くの方々が人と接するそういう状況の中で働かなきゃならない、そういう状況がありました。そういう皆さんには本当にそういう御苦勞に感謝をまず申し上げたいというふうに思っております。

コロナ対策に当たっては、緊急事態宣言というのは、言われましたように解除はされておるわけでありましてけれども、これから経済活動あるいは社会活動の再開に当たっては感染防止をしながら段階的に進めていかなければならない、そういう状況だろうというように思います。感染拡大防止をするためには、何といたってもまず最初に医療と検査の体制を抜本的に強化していく、そして安心して経済・社会活動に取り組めるようにすること、さらに自粛と一体という点では、先ほど述べられておりましたけれども補償をやっぴり引き続き打撃を受けている方々に対して継続していく、そういうことが一体とならないといけないだろうというふうに思っております。そういう意味において私の頭出しも安全な暮らしについてということで出させていただきました。こうしたことを含めて、以下コロナ対策では7つほどの質

問をさせていただきます。

まず1つ目には、緊急事態宣言が解除となったわけでありますけれども、この間、自粛、休業等で経済の打撃あるいは休校による学ぶ権利が損なわれるなど、この影響が広がっております。こうしたものについて改めて私のほうからも、どのような御認識を持って取組をされているのかという点について伺っておきたいというふうに思います。

2つ目には、感染防止を図りつつ、経済活動、社会活動を進めていくということになるわけですが、町としてのこれからの対応、方策、方法について伺います。この中では最初の答弁にはないかもしれませんが、私はPCR検査等々も必要などころで行っていかなくちゃならないというふうに考えておきまして、そうしたことも含めながら伺うものでございます。再質問等で伺っておきたいというふうに思っています。

3つ目には、教育で子どもに関わる問題であります。休校による子どもたちへの影響は大きいものですが、これらについて特段の対策と支援が必要というふうに思います。子どもたちの心のケアの対応から始まって心身のストレス、こうしたものは非常に大きなものがあると思っています。手厚く柔軟な教育と同時に感染症対策、こういう中で進めなくちゃならないと思っていますが、これらの方向について一つの考えとして教員の加配という問題もあろうかと思っています。そうしたことも含めてどのように考えておられるのか伺うものであります。

4つ目には、新しい生活様式とした中で言われておりますが、具体的に飲食店などでの対応という点では、飲食店の皆さんもどうやっていったらいいのかというような状況であります。その中であって既にできるところでは席をあけてとかそういう対策はしていかなきゃならないという状況になっているようであります。そういう点で店の改造というようなことも出てくるんじゃないかと思いますが、これまでの支援に続いて、引き続いてこれらの支援体制が必要だというふうに思っておりますが、それらについての考えを伺うものであります。

5つ目には、障がい者、介護が必要な高齢者などへの対策をどのように検討していくのか、これまでもいろいろ質問もさせていただきましたけれども、田浦の施設の問題や、あるいはデイサービス等々の問題があろうかというふうに思っておりますが、これらについての基本的な方向性を伺うものであります。

6つ目には、感染拡大に備えての医療の対策が必要と思われませんが、町の関連、町には2つの医療機関もございます。こういうふうな中での対応についてどのように考えておられるのか。町の医療機関にあってもコロナ対応ということには直接にはならなかったというふうに思っておりますが、感染ですね、にはならなかったと思っておりますが、しかし受診抑制と



いうのはやっぱり広がっておりまして、経営にもいろんな問題があるんじゃないかというふうに思っておりますが、それらも含めてお伺いするものであります。

7つ目には、コロナ禍での地震、水害などの避難体制についてであります。これらについてはほぼ出されておりますので簡単に済ませたいというふうに思っておりますが、これら7つを含めて、まず最初に質問をさせていただくものであります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 1点目、①、②について私のほうから答弁をさせていただきたいかと思えます。

感染拡大防止に関する対応につきましては、これまで行政報告等で御説明を申し上げてきておりますとおり、町民の皆様への安全・安心の確保、まずこれを最優先に、国、北海道の動きと連動しながら適切な情報提供と必要な感染拡大防止対策を進めてきたところでございます。町民の皆様には町外への外出の自粛、学校の休校措置、公共施設等の休館、イベントの中止等々で御不便をおかけし我慢をいただいておりますが、町全体でストップ・ザ・コロナ、これをテーマに予防対策に取り組んだことで現在のところ感染者は出ておりません。町民の皆さん全員に感謝を申し上げるものでございます。

行政としても、一日も早く感染リスクを低減させるため、高齢者や妊婦へのマスクの配付、並行して国が実施してきている特別定額給付金の早期の支給、さらには経済的な影響が心配される町内事業者への独自の支援の実施など、自粛から収束に向け補正予算を措置しながらこれまで切れ目なく全力を挙げて施策を講じてまいりました。御理解を願いたいと思えます。

緊急事態宣言というのは解除されているところですが、感染拡大防止に気を緩めることはできません。感染拡大防止と社会経済活動の維持、両立はこれまでに経験のない取組ですが、今後の生活不安というのを少しでも軽減できるよう、国の臨時交付金支援制度等々というのを最大限に活用しながら、町の独自施策というのを絡め、コロナ災禍に、より強いまちづくりを目指し今後も取組を進めてまいりたいと考えております。町民の皆さんにも引き続き感染防止を意識した新しい生活様式の実践に御理解と御協力をお願いするところでございます。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 私からは、3番目の質問に対してお答えをしたいと思います。

前例のない長期間の休校により、学習の遅れや生活リズムを取り戻す取組、また心のケアといったものも必要になります。

学習の遅れにつきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、夏休みを7日、冬休み

を6日短縮することで対応してまいります。長期休業を削って集中的に授業を行うこととなりますので、よりきめ細やかな丁寧な指導が必要となります。本町の小中学校におきましては北海道胆振東部地震以降、全ての学校に災害対応加配教員が配置されております。特別な配慮が必要な児童生徒の指導などに当たっております。また先生の事務を補助するスクールサポートスタッフや学習支援員、介助員も配置しており、引き続き質が高く分かりやすい授業ができる環境の創出に努めております。

心のケアにつきましても、震災以降、またスクールカウンセラーに定期的に学校訪問していただきカウンセリングを行っております。昨年度末からのコロナウイルス感染症対策における対応につきましては、学校側と十分協議を重ねながら、子どもたちの健康を第一に考え進めてまいりました。今後も学校と連携を深めながら感染予防及び学習の遅れの回復、そして心のケアを最優先に児童生徒一人一人に寄り添う学校教育活動を行ってまいりますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） それでは、4点目の新しい生活様式の中での飲食店対策につきましては私のほうから御説明申し上げます。

新型コロナウイルスとの闘いが長期化する中、国からは新しい生活様式を実現し、日常生活や事業活動と感染拡大防止対策を両立させていくことが求められております。

こうした動きの中、むかわ町内においても事業者の皆様がお客様の安全・安心を意識し、感染防止の対策を講じながら事業を継続していくことや、これを機会に新たな販売方法や新商品を取り入れ、将来にわたり様々な状況にも対応できるようにしていくことは重要なことであり、また消費者の皆様も安全・安心を求めているものと存じます。

現在、次の経済対策の準備を進めておりますが、感染防止を前提に事業者は町民を、町民は事業者をお互いに助ける共助の取組を進め、そのことが町内経済循環に結びつくような施策としていこうと考えているところでございます。御提案の視点も踏まえながら施策の具体化に努めてまいりますので御理解願います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうからは、5点目、6点目について回答させていただきます。

5点目の障がい者、介護が必要な高齢者などへの対策についてですが、障がい者や高齢者施設等で感染者が発生した場合については、保健所や本人、家族の同意の下、情報が施設管

理者に報告され、本人は入院医療を受け、施設においては設備消毒など感染拡大防止策を徹底することになります。また職員や利用者等の濃厚接触者への対応も行われます。

高齢者対策としては、外出自粛が長引いたことで高齢者の運動機能や認知機能の低下が心配されているところです。本町では、むかわ町新型コロナウイルス感染症に係るフレイル予防のための広報支援事業として、運動及び認知症予防トレーニングの動画を町内介護予防事業者に作成していただき、ホームページや、穂別地区はテレビ放映等で配信し、DVD配布も行っています。さらに65歳以上の方に介護予防事業の周知を含めたフレイル予防のパンフレット配布を予定しております。

6点目ですが、次に医療の対策についてです。

町内の医療機関の対策としては、入口で発熱などの症状を確認し、症状がある場合は診察場所を変えるなど他の患者と共有しないよう動線を分けて対応しています。また電話による処方対応や薬の代理受領など院内での滞在時間を短縮する対策を実施しており、穂別診療所では電話診療も導入しています。町としてはマスクやガウンなど感染予防に必要な物品の不足を随時確認し支援するなど、今後においても医療機関と情報共有しながら協力体制を取ってまいりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 私からは、7番のコロナ禍での下での地震、水害などの避難体制についてに答弁したいと思います。

コロナ禍での水害避難体制につきましては、先ほど1番議員への答弁のとおりですが、地震、津波となると2階への垂直避難というわけにはいきません。地震、津波の場合は可能な限り指定されている避難所を多く開設しスペースを確保することが重要だと考えております。それでも不足する場合については、避難所に指定していない公共施設も避難所として利用していきます。またそれでも不足する場合につきましては、北海道防災計画にも位置づけされております他の市町村に一時的に避難する広域一時滞在についても、北海道と連携し進めてまいりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つかについて再質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初には、1つ目の町への影響と町民の暮らし、社会活動、今後の対応について、現状と対応についてということですが、この中で改めて伺っておきたいのは町の持続化支援というのは先ほどの質問の中でもありましたので触れることは避けませんが、今問題になって

おります例えば持続化給付金ですね、これ、高齢者の方はオンライン、いわゆるITだけの申請ということでなかなかできないというようなことも、テレビ、新聞等でも言われておりますが、私も町の中で聞きますと、小さなお店の飲食店の方は、とてもITなんか使ったこともないからできないんだということもあります。

農業で言えば花がやられておまして、これはJAが中心となってそれなりのものを作って、そしてぼんと押してくださいと、これでオーケーですよというような形で10数件やられているというような状況もあります。そういう実態が町の中でどうなっているのか、他のところでは。商工も含めて、あるいは漁業等々どのようにつかんでおられるのか、あるいは申請件数等を押さえておられるのかということについて伺っておきたいというふうに思います。

それから、雇用調整金等々の状況というのは我が町ではどんな状況になっているか、もし分かれば教えていただければなというふうに思っております。

いずれにしても、そういう対応がこれからも必要でございますので、それらを含めて伺っておきたい。

もう一つ、ここで伺っておきたいと思いますが、いわゆる地方創生の交付金との関係もあるんでしょうけれども、国保、介護については今回の議案の中で出てくるということですが、先ほど町長も地方交付金の活用の問題も触れられました。この地方交付金の活用と併せて、この中での活用の中に上下水道の減免もいいですよというのがあると思います。これについて我が町は上下水道の減免等は触れていないんですが、これらについての考え方はどうなっているのか伺っておきたいと思います。まず最初にそこです。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 国の各種制度の事業者さんの活用に関する御質問でございますけれども、持続化給付金の申請状況、それから雇用調整交付金の申請の状況が何件あるかという部分については、ちょっと私のほうでその数字については捉えておりませんが、この間、直接お話しした事業者さんの中でいろいろお困りの案件があったときに、私どものほうからそういった状況であれば、ぜひハローワークさんのほうにちょっとこういう窓口があるので例えば相談なり活用してほしいという、一度はそういったような御相談してみるのも一つではないかということをお答えしたりですとか、あるいは持続化の給付金に関しても同様に、ちょっと収支の簡単な状況をお聞きしながら、そういった部分であればチャレンジしてみるところあるというような、そういった対応はさせていただいておりますし、また必要な書類等のところについても、私ども窓口のほうで様式を置きましてお配りするとか、そうい

った対応をさせていただいております。

ただ、残念ながら現在インターネットでの、例えば持続化の給付金に関しましてはインターネット申請ということと、それから代理の申請ができないというような補助でございますので、ただ、そういった入力方法の部分であるとかそういった分については、私どもでも分かるところについてはできるだけ応援させていただきたいというふうに考えてございますし、実際に商工会さんでは会員さん向けにそういったサポートもされて何件か取扱いされたという情報もお聞きしております。また先ほど議員からございました農協さんの取組として、今実際に出ている花卉のほうの申請準備のお手伝いということも情報を伺っておりますので、また関係機関の皆様とそういった連携を図りながら活用を促す、あるいは活用について応援できるような体制というものを取っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 私のほうから、上下水道料金の部分のお話があったんですが、一応、今、上下水道の部分で対応をお話しさせていただきます。今現在は支払い猶予の周知についてホームページ、そして広報等で今実施しております、コロナ関連でそういう相談を受ければ猶予も含めて対応しているところであります。

先ほどの前の質問の中でもあったんですけども、今のところ猶予の相談等は1件の件数で対応させていただいています。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 上下水道については減免ということで、この財源についての関連で言えば交付金ね、地方へのね、2次に来るといことなんだけれども、これの内容を見たらQ&Aというのが載っているんだけれども、これによると上下水道の減免ということも対象になりますというふうになっているんだよ。であれば我が町としてもそういうふうな猶予しますよというようなことではなくて、減免ということへの対応というのがあってもいいんじゃないかと思っているんですが、そこら辺、まだそこまで行っていないなら行っていない、当然やるべきだと思うんですが、改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 上下水道の減免の関係でありますけれども、この間、利用者からの声等もお聞きしているわけでありましてけれども、そういった中で減免等の今のところ声がないということも一つでありますし、本町の利用実態の中で上下水道を大きく利用しての御商

売というのは、あまり実態としてないということもございますし、そういった中でそういう施設が大きく減少しているという実態があれば、まずそういったことで今後の取組として考えていきたいと思っておりますけれども、現在のところは上下水道の減免ということではなくて、経営の落ち込んだところについては経営支援という意味でサポートをしていきたいというふうに考えておりますので、現在のところ減免については考えてございません。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） これは営業で落ち込んだというだけではなくて、一般の住民の方たちもいろんな思いもされておりますし収入減というのもあります。ですから、こういう折に上水道の減免ということで支援をするということがあっていいんじゃないかというように私は思っております。ぜひ検討をお願いしたいということを述べて次に行きます。

2つ目に関わってですが、感染防止を図りつつ経済活動ということですが、この間、北海道知事がいろいろやってきたことの不十分さをたたかれておりますが、改めて北海道として北海道スタイル、先ほども出ましたけれども、こうしたような提起もありました。大事なことは休業支援というようなことを進めていく、あるいは自粛等々を続けていくとかね、またそういう対応ということになれば、当然そこに対する追加支援というのが行われていかなきゃならないと思うんですけれども、こうした北海道の状況を我が町として、これまでも道が言えばそのままやってきたという流れがあるんだけれども、そういう中でどのようにそれらを受け止めてやっていくのか、あるいは私はもっと意見を言っていかなきゃいけないんじゃないかと思っているんですけれども、そういうふうな点でどのように考えておられるのかについて、まず一つ伺っておきたいというふうに思います。

それから、我が町の中での経済活動、大体通常ということになるんですけれども、具体的な点で言えば、先ほど町長のほうから公共施設等々については6月から順次オープンしたといった話もありましたけれども、これは直接町が関連持つものでもあり、でもないという形の指定管理の問題ですけれども、道の駅なんかは今お風呂なんかは時間制限しているんですが、これらについて具体的に通常営業という形はどのように思っておられるのかね、その辺含めてまず伺っておきたいというふうに思いますし、これからこういう感染防止を図りつつやっていくという点で言えば、私は何よりもPCR検査ですね、これを町としても特定の部門だけでも、やっぱり危険だと思われるようなところ、皆さん心配されているところ、こういうところで進めていく必要があるんじゃないかと思っている。北海道ではこれからのこの対策として2次医療圏ごとというふうに言っていますよね。そういう点で言えば苫小牧圏と

ということになるんでしょうけれども、町としてそれに対してどのような対応をしようとしているのかね、改めて具体的に伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 酒巻産業振興課長。

○産業振興課長（酒巻宏臣君） 指定管理者の四季の館の温泉の有無に関する御質問でございます。

ちょうど道からの休業要請の時期と相まって、温泉については設備の不具合ということで大変利用者の方々に御迷惑をかけてきたところでございます。現在応急という形の中で既決の予算を活用させていただきながら、応急修繕でようやく男女共に同時に利用できるような状況になっておりますが、そういった応急での対応ということで、時間の短縮という形の中で営業をさせていただいております。

今、根本的なところのろ過機の機材について、これ受注生産ということでの部品でございますけれども、それを発注、既に済ませておまして、そちらのほうのものが確保でき次第交換をしていくという形の中で、そういったものの中で通常の時間のほうに戻していくというような考え方を持っているところでございます。

そうした中で、管理者の部分については先ほどの一般質問の御答弁をさせていただいたとおり、そういった部分に関する影響の部分についても、ひとつ今後指定管理者と協議しながら、財政的な部分での対応というのもしっかりしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解お願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 私のほうから、PCR検査の現状についてお伝えしたいと思っております。

現在、苫小牧医師会のほうでPCRの検査ができる体制のほうを整えているところですが、現状としましては医療機関からの紹介を受けて医師会のほうのPCR検査のほうにつながるという状況でして、検査後については保健所のほうに連絡を取って、保健所のほうから本人に結果を連絡するというような体制になっております。現状でPCR検査自体は件数自体はそんなに多く来ているという状況ではないというふうには聞いているところです。

今の状況としましては、濃厚接触者につきましては無症状の方につきましてもPCR検査をするというような形に変わってきておりますけれども、濃厚接触者以外の方で無症状の方にやるというところにはまだ至っていないという状況になっております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員、マイク入れて。

○11番（北村 修君） 私はね、やっぱりいろんなところでいろんな不安を抱えているんですよ。例えばこれは高齢者施設のところでと思ったんですけども、例えば町がやっている高齢者施設ごみ荘というのがあります。これは民間に管理委託をしているんですけども、ここではこの間でも特養のように外部からの出入りを禁じるということができないでいるんです、例えばね。特にそこに入っている人たちは地震で被害を受けた人たちも入っているんです。そういう人たちを中心に、本来であれば特養のような施設のほうに行かなきゃなんないんだけど、今すぐ行けないんで、仕方がない、あそこで我慢してというような形になって、そういうところでは、どうしても家族の人たちが出入りしなきゃなんないという実態があるんです。これがやっぱり一つの不安になるんですね、管理している人やお世話をしている人たち。そういうときにPCR検査などでそういう不安を解消していくというのが私大事だと思っている。

これは、それだけじゃなくて町の医療機関でもそうだと思っているんです。こういうものを順次やっていこう、これが国でも北海道でもそのことが出されて、そして道の方針の中にそれをどうやっていくか、21の2次医療機関ごとにそのPCRのやつを増やしていこうというふうに出しているんでしょ。そうしたら、それを受けた形で町も積極的にそこを活用してさ、そういう危険なところに本当に不安を持っていらっしゃる、やっぱり学童で子どもさんを預かっている先生方もそうだし、今言われたように厚生病院で熱のある人は裏からといってやっているんだけど、そういう看護師さんやお医者さん、こういう人たちもそうだしね、あるいは特養のお世話をする人たち、あるいはそこに入っている人たちって、みんな、いろんなこうなったらどうしようって不安あるんです。そういうものを順次解消していくにはPCRなり抗原検査なりやっていかなきゃなんないんです。やっぱりこういうものに町も道のそういう方向性とも併せながら積極的にやっていくということは大事だと思っている。そういう方向で取り組むということにはならないか、改めて伺います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まず、ごみ荘についてですけども、ごみ荘に入っている方につきましては、お元気な方から特養までいかないレベルの方々が入っているところ、どうしても外部との接触というところが出てしまうところがあるのかなというふうに考えております。

PCR検査につきましては、今いろいろな形で抗体検査であったりとか抗原検査というも



のいろいろな形で出てきているところです。そこら辺の有効性というものがまだはっきりとされていない中で、どのような形で取り組んでいくのがこの集団に対する予防につながっていくかというところにつきましては、もう少し調査が必要なのかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 残念です。ちょっとそれでいいのかなという感じが僕はしています。例えば、これ、僕もちゃんと本人に確認していないんで確定的に断定的には言えないんだけど、例えばこういうことがありました。中学生のお子さんが1週間発熱して途中で38度以上もあって心配して病院へ行ったほうがいいんじゃないかという話になって行ったりもしました。しかし、幸いそういう状況にならなかったようですけれども、やっぱりそこはいろんな形がそこで不安があるんです。そういう状況のときに、すぐやはり今その検査をしてね、大丈夫だというそういうものにしていってやらないと、一つ一つを、こういうことがいろんなところで各所で不安がある。

もっと言えば、この間、私の知り合いで札幌のがんセンターへ兄弟の最後の見守り、これで行かなきゃならなくて行ってきたと。その後、向こう勃発したと、大丈夫だろうかと思って2週間、本当にもうせつない思いしたとかね、こういうのが幾つかあるんです。やっぱりそういう不安を解消していくためには、この検査をちゃんとやっぱり必要なところからやっていくとしないと、本当に感染防止につながらないと思うんですね。安心できる経済活動にならないと思うんです。そういうところにもっと目を向けていただきたいというように思います。特に要望して時間がないんで次に行きたいと思えます。後で答弁あれば伺います。

3つ目に、学校の問題に入ります。

学校の問題で、教育長のほうから先ほどもあったし、それから冒頭に行政報告という中でタブレットの問題ありました。私は率直に言ってこの今日の話聞いていて、本当にうちの教育委員会は子どもファーストで対応しているのか、ちょっと疑問に關しました。なぜなら、やっぱり今述べることは報告することは、6月1日から子どもたちがやっと学校へ行けるようになった、51日かかって。この間の子どもたちのストレス、授業の遅れはもちろんだけれどもいろんなものがあります。そういうものに対して、まずどうだったのかということをやっと報告しなきゃいけないんじゃないかというふうに僕は思いました。

まず、その上で先ほど答弁の中でも学校で安心できていけるようにという、そういうお話がございましたけれども、もう時間がないのでいきなり具体的に聞きますけれども、コロナ

への感染対策として本当に例えば鶴川中学校の中で安全な仕組みをつくっているのだろうか、僕は疑問に思います。40人学級のあの子どもたち、40人いる子どもたちの教室は現状どうなっていますか。議会でこんなふうやって間を取っています。子どもたちが教室の中でどうですか、つなぎ教室があるところはいいけれども、そうでないところは密じゃないですか。そのことをちゃんと入学式の段階や終業式の段階から手当てをしようとしていたんですか。ああいう状況の現状を放置しておいて、僕は大変な状況になるんじゃないかと思っています。その辺の認識はどうかというのを伺いたい。

それからもう一つは、先ほども出ましたけれどもタブレットを今入れる、授業時間、夏休み、冬休みを削ってやる、これだけじゃ当然足りないと思います。時間数を延ばしたりなんざりするんだろう。そういう状況の中にタブレットを今買ったから入れるんだ、持ち込んでいると、これですぐ授業の遅れている時間を回復したりできるんですか。それをどうやる。本当にそういうことを現場の先生方の話をちゃんと聞いているのかどうか、改めて伺いたい。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、子どもファーストなのかという質問ですが、実は学校を再開したのは6月1日から通常モードですが、その前に5月下旬、2週間、分散登校を実は始めておりました。最初1週間は授業時数にカウントできない、カウントにならない分散登校で、まず子どもたちのストレスも含めて学校に来てもらって先生方と対話をしてもらっております。2週目には授業時数にカウントできる分散登校という形で、学校給食も提供して午前中授業を進めておりました。ですから、いきなり6月1日から学校が再開したわけではありませんので、そこら辺はきちんと子どもに向き合いながら子どもファーストの気持ちで取り組んできました。

それと、今のタブレット端末の件ですが、これにつきましては先ほども行政報告で述べましたが、令和5年度までに最初は取り入れようとしていたところですが、今年度限りの予算で全国1人1台端末を入れなさいということですので、これについてはこの後には国費がつかないということですので、今年度中に整備を進めたいと思います。ただ問題は全国一斉ですので、1人1台端末が年末なのか年度末なのかは、今まだ判然としておりません。そういった部分では進めざるを得ない状況でありますので、それは進めさせていただきます。

それと、文科省では、今、対面授業しか授業実績にカウントされておられません。ですからオンライン授業はあくまでも予習であったり復習であったり家庭学習の延長でしかありません。そういった部分では第3波、第4波に備えての準備は進めておりますが、あくまでも分

散登校の形でもいいから学校に通うことが、まず前提条件になります。そういった部分の今準備を進めているところであります。

それと、先ほど鶴川中学校の件が出ましたが、特に1年生につきましては40名いますので、広い教室を今使わせていただいております。それと今2年生、3年生については、3年生は2クラスですが、2年生については35名ぐらいいますので、そこら辺はマスクを着用してもらって可能な限り授業時数ができるようにしております。

それと、あと学校給食につきましては空き教室を使って分散して給食を食べていただいている形を取っておりますので、最大限、中学校と協議をしながら進めておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 子どもファーストということで言いましたけれども、本当にこの間、3月、北海道はあの休校がどうだったのか、私はいろんな疑問を持っている一人なんですけれども、それは専門家のほうに任せますが、北海道は他府県よりも早くから休校という措置が取られて、長い間やっぱり学校に行けないという子どもたちが出てきたわけですね。私はこの間のそれらに対する対応というの、やっぱりそれぞれの市町村、学校設置者である市町村教育委員会なりが本当に現場の先生たちの話を聞いてちゃんと聞いて、いろいろ検討する必要があるんじゃないか、その上に立って本当に今必要な子どもたちへの対応をする必要があるんじゃないかというように思っているんですけれども、併せて私はいろいろ聞きました。直接行って聞くわけにいかないんで電話でという形になっちゃうんですけれども、いろいろ。いろんな形で、例えば今一つは中学校で言えば、つなぎ教室なんかもあるようなんですけれども、しかし35人以上という状況の中で、やっぱり教室の中に詰めた授業という形になっているんですよね。これが本当にいいのか、我々のようにせめてこれぐらいの間隔で授業が行われているか、そうではないと思うんですよ。なぜそれをもっと早くからできなかったのか。学校の現場の先生たちはそれを要請したというんだよね。本当にその現場の声を聞いたのかという感じにもなっちゃうんだけどさ、そこら辺どうであったのかということを変更して伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

議員のおっしゃっているその情報がどこから出ているのか、私はちょっと分かりませんが、

3月27日だと思います。あのときから全道一斉休校が始まっております。そういった部分では私たちはその都度その都度、定例校長会、そして臨時校長会、この間、何回も開いてきました。ですので現場の声を聞きながら私たちは対応してきておるつもりでいます。そういった部分ではできる限りのことはやってきました。

今回、鶴川中学校については空き教室もありましたんで、こういった形でできておりますが、特に中央小学校はもっと言えば空き教室が足りません。そういった中で最大限マスクを着用して、学校給食は正面を向いて、みんな同じ方向を向いてですね、そういった形で給食を食べてもらっています。ですから、あくまで味気ない給食になりますが、そういった部分では感染拡大防止のために致し方ないということで子どもたちの指導をしてもらっておりますし、先生方も一生懸命対応していただいております。そういった形で一生懸命向き合っているのが現実でありますので、その一部の先生方の意見がこちらに届いていないのかもしれないかもしれませんが、きちんと校長会等々を通じて私たちなりに聞いているつもりでいますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 管理職の皆さんの声と、現場での一般教員だとかそういう人たちの声というのは違うんだろうなと改めて思いながら、いずれにしても今ほど言われているように学校給食にしても横一列になって、ただ黙って食べる、本当に無意味な形の中での対応なんだよね。本当にこれで教育という場でのいいのかといういろんな思いがあるんだろうというふうに思っています。そういう点なんかも含めて、もっともっとやっぱり子どもたちの立場に立って、現場の教師の皆さんの、僕は教師の皆さんが具体的に自分たちにクラス、子どもたちをどうやっていくかというその思い、いろいろあると思っているんです。やっていると思っている。その声をもっともっと届くような形にしてやりたいなと思っております。

また、最後にこれはちょっと要望しておきますが、甲子園で春選抜の子どもたちが1試合でも野球ができるようになったという話もあります。私は例えば中学3年生の野球部なりの部活の子どもたちが、本当に1回、中体連も中止だということですからね、こういう人たちがどこかで1回、3年間の中学生の部活の苦勞が披露できるようなそういう道、何かあればつくってあげてほしいなというように思います。これは要望としておきたいと思っております。

次に伺います。5番目の障がい者、介護が必要な高齢者への対策ということで、ちょっと先ほども触れました。もう少し具体的にしたいと思っておりますが、例えばこの間、高齢者の皆さんなんかでも自粛でいろんな行事が中止になって、本当に心の問題や体の問題もいろいろ出

てくるというようなことを聞いております。町ではふれあい広場の中止なども言っておりますが、これらについて大勢集まるのはなかなかまだ大変なんだろうけれども、やっぱりグループでも何かできないのかと、そういうふうな対応を私は考えていっていいんではないかというふうに思うんでありますけれども、それらを含めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 高齢者の方々の事業につきましては、やはり大勢集まる事業については中止を今まだ続けているところですが、介護予防事業のほうにつきましては今週から開始をしております。介護予防の運動教室と、それから認知症予防教室のほうは今週から始めております。お休みの間につきましても、電話による健康相談等を行いまして、健康状態とか今の生活状態であったりとか気持ちの状態とかを確認しております。その中ではやはり運動不足で膝が痛いとか腰が痛いとか、寂しいとか気持ちが沈むみたいなそのような意見も出されてはありました。ただ大半の方については特に変わりがなく生活できているし体操もやっていますというような形で回答を得ているところです。

今後につきましても、できるだけ密にならないような環境を取りながら事業のほうは進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 次に、6番目の感染拡大に備えての医療機関の関係でお伺いしたいと思います。

先ほどPCRの問題も触れましたけれども、それは大きな問題になりますが、同時に併せてこれから今年夏が終わって秋から冬にかけて、全国的に言えば大きな第2波というんですか、第3波になるのかもしれませんが、そういう波が来るだろうと言われております。そうした折に一つの大きな問題になるのはインフルエンザとの関係だというふうに言われております。そういう点で言えば、その辺のところの対応をやっぱりこれから考えていかなきゃなんないんじゃないかというように思いますが、それらについて町として関係機関との、医療機関や何かのそういうところとの協議だとかそういうものは進めているというふうになっているのかどうか、伺っておきたいというように思います。

さらに言えば、町のこの保健事業計画というのを見せてもらっていますが、この中に感染予防というものもありますが、これら新型コロナの問題でも何らかの形でやっぱり対応していく

必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、そこら辺含めてお伺いしておきたいというのが2つ目でありまして、さらにこの間、町の医療機関として具体的にどのような実績になっておるのか……

○議長（小坂利政君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時54分

○議長（小坂利政君） 再開します。

続けてください。マイク入れてください、マイク。

○11番（北村 修君） いや、入れてあったんだよ。

町の医療機関で、この間コロナ対応したところは、もうそれだけで大幅な赤字になっていくという状況で公表されておりますけれども、一般の診療所等々でも医療機関へ行くことをなかなかしないということですね、減収になっていたりするんですけれども、町の医療機関の状況はどうなっておるのか、そこら辺含めて伺っておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） まず1点目のインフルエンザとの関係の部分ですけれども、やはり秋から冬にかけてインフルエンザと新型コロナウイルスの部分重なって出てくるというところは、すごく怖いなというふうに感じているところです。厚生病院の方でも少しお話をさせていただいたんですけれども、インフルエンザのほうの予防接種のほうを今年度どのように考えていくかというところをちょっと話をしたんですが、今段階ではまだインフルエンザもどのような形がはやってくるかとか、そのようなところが見解が出ていないというところもありまして、インフルエンザのワクチンのほうの予約というか、そちらのほうにつきまして、まだこれからの協議になっていくということでしたので、今後医療機関と協議も進めながら考えていきたいなというふうに思っております。

あと、2点目の事業計画の部分ですけれども、事業計画のほうに感染症対策のところ、まだ新型コロナの部分はちょっと入っていないところなんですけれども、今後の作成につきましてはその部分も考慮しながら考えていきたいというふうに思います。

3点目の医療機関の経営状態の関係ですけれども、やはりコロナが流行してから入院のほ

うも減少させているような状況がありますし、外来のほうにつきましても、やはりかかる方が少なくなってきているというような状況があります。電話等での診療とかも勧めてはいるんですけれども減少しているという状況はあるのかなど。ただ、どれぐらいの経済的な経営的な減収になっているかというところは、ちょっと今段階ではまだ把握しておりません。

以上です。

○議長（小坂利政君） 西国保診療所事務長。

○国民健康保険穂別診療所事務長（西 幸宏君） 私のほうからは、国保診療所の関係についてお答えしたいと思います。

レセプト件数との比較というところでございますが、昨年度の実績、例えば3月、4月におけます件数との比較におきますと、昨年より3割ほど件数的には減っているというような状況でございます。こちらに関しては北海道にあります公立病院施設協議会というところがございます、そちらを通じて、やはりこういった動きというのは全道的なものということでございますので、道に対しても何らかの対策ということでの要求を上げていくというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 医療機関の落ち込みについては、ぜひこれは国、道へやっぱり公立の病院とはいえ対象にしておられるということで、ぜひやっていく必要があるだろうと思います。ぜひ御苦労お願いします。

最後、時間の関係でもう最後になりますが、まちづくり計画について若干お伺いしておきたい。最後にお伺いしておきたいと思います。

私は、策定計画、方針がつくられて進められようとしているわけでありましてけれども、大事なことは、やっぱりこれまでの10年間の計画の状況が実績がどうであったのかということが示される必要があるんじゃないかというように思っています。なお、それはなぜかということ、さきの10年間の計画はその前の合併時の合併計画を踏襲したという形になっていました。ですから今となっては相当いろんな変化があります。そういう中で当然出されてくる評価とか、そういうものの検証があつていいんじゃないかというように思っておりますので、ぜひともそういうものを示していただいて、またそういうことを示す考えはないかどうか、まちづくり条例の中には評価をしてというのがあります。それらを含めてどういうふうに対応しているのか伺います。

2つ目には、地方創生との関わりですが、ここでいろいろありますけれども、今回コロナ

問題が出まして、私はやっぱりこの中で一つ大きな転機になろうというように思っているのは、大都会で住むよりもこういう状況の中では地方、農村地域に住むほうが安心だよというのがかなり広がったんでないかと思ったんです。こういうことを大いにアピールした地方創生の……

○議長（小坂利政君） 予定時間でありますので、質問を打ち切ってください。

答弁をお願いします。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議長のほうから許可をいただきましたので、先ほどの前段のコロナ関係の北村議員の御質問でございますけれども、PCR、具体的にも言われております。地元医療の関係。介護はどうする、御案内のとおり、このコロナについては地球規模の災禍ともされているものです。風土病じゃあり得ない、エリアも限定されているものじゃない。そういったところで、これもこの間の運動形態も同じですけれども、町独自としての情報の収集もそうですけれども、意見反映については今後についても町村会あるいは市長会と町村会の連携、知事会、こういったところも含めて町として言うべきこと、方向性について、対処方針について、しっかりとこれからも意見反映に努めていければなと思います。随時その局面局面についての向き合う最大のものの取組、これは町としても取り組んでいければな思っているところでございます。

そこで、現行のむかわ町のまちづくり計画でございますけれども、合併時に策定した新町建設計画、これを継承、発展させるため、同計画で定めました町の将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」として、新町形成期から新町安定期の計画としたところでございます。新町建設計画における課題も含め、総合計画に掲載されております施策の推進に向け、毎年度、事業内容と事業費の配置等について職員ミーティングを行い、この間、進行管理を行ってきたところでもございます。

一方で、全国的に加速化する人口減少、そして少子高齢化に加えて一昨年の胆振の東部の地震、さらに新型コロナウイルス感染症など予測のできない大きな変化というものにも柔軟に向き合ってきたところでもございます。

課題の整理につきましては、現在まちづくり計画の評価検証報告書を作成中でございます。計画した事務事業の実施状況あるいは施策が実現したかどうか、こういった視点も含め、町民アンケートの結果、それには地方創生総合戦略の達成状況、こういうところも踏まえながらこれからの方向性を整理し、その次のまちづくり計画の施策立案についてつなげていきた



いと考えているところでもございます。

2点目の地方創生につきましては、平成27年にむかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定、戦略に基づく様々な人口減少対策というのを継続的に進めているところでございます。

次のまちづくり計画では、震災からの創造的復興創生や人口減少対策、そして地方創生における新たな視点というのも意識しながら、中長期的な展望に立って町としての持続可能な取組を進めてまいりたいと考えております。このコロナ禍も意識しなければなりません。

次に、財政対策につきましては、選択と集中による事業の重点化、新たな財源の創出など創意工夫に満ちた取組を一層推進し、限られた資源を効果的に活用することとしております。そのために、まちづくり計画と両輪で策定しております中長期財政運営指針及び新行政改革大綱について、震災以降の大きな変化というのを踏まえながら見直し、さらには当面実施する事業というのを配置した中期財政計画で進行管理するとともに行政改革を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

言うまでもなく最優先課題は、これまでも言うておりますようにコロナ禍の脱出ということで、一日も早いコロナの収束というのを皆さんでまずは願いながら、それに向けての運動、そして支援等の在り方というのを成果として町民の皆さんに示していきたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） これで一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

じゃ、どうも御苦労さまでした。

散会 午後 4時05分

## 令和2年第2回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年6月12日（金）午前10時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 6号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 2 報告第 7号 令和元年度むかわ町一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 第 3 報告第 8号 令和元年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 5 議案第43号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の変更に関する件
- 第 6 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件
- 第 7 議案第45号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 8 議案第46号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第47号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第48号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第49号 むかわ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例案
- 第12 議案第50号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第51号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）

#### 議員等提出事件

- 第14 意見書案第3号 地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書（案）
- 第15 意見書案第4号 消費税 緊急に5%減税の政治決断を求める意見書（案）
- 第16 閉会中の特定事件等調査の件
  - （総務厚生・経済文教常任委員会）
  - （議会運営・議会広報委員会）
  - （恐竜ワールド構想調査特別委員会）
  - （胆振東部地震復旧復興調査特別委員会）
- 第17 議員の派遣に関する件

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員	
3番	山	崎	満敬	議員	4番	佐	藤	守	議員
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純一	議員
7番	野	田	省一	議員	8番	三	倉	英規	議員
9番	星		正臣	議員	10番	津	川	篤	議員
11番	北	村	修	議員	12番	中	島	勲	議員
13番	小	坂	利政	議員					

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	竹	中	喜	之	副	町	長	渋	谷	昌	彦										
支	所	長	齊	藤	春	樹	会	計	管	理	者	上	田	光	男							
総	務	企	画	課	長	成	田	忠	則	総	務	企	画	課	事	大	塚	治	樹			
総	務	企	画	課	主	幹	梅	津	晶	総	務	企	画	課	主	幹	柴	田	巨	樹		
総	務	企	画	課	主	幹	菊	池	功	町	民	生	活	課	長	飯	田	洋	明			
町	民	生	活	課	主	幹	菊	池	恵	美	健	康	福	祉	課	長	藤	江	伸			
健	康	福	祉	課	主	幹	今	井	喜	代	子	健	康	福	祉	課	主	幹	熊	谷	伸	一
産	業	振	興	課	長	酒	卷	宏	臣	産	業	振	興	課	参	太	田	剛	雄			
産	業	振	興	課	主	幹	高	木	龍	一	郎	産	業	振	興	課	主	幹	藤	田	浩	樹
建	設	水	道	課	長	山	本	徹	建	設	水	道	課	主	幹	江	後	秀	也			
建	設	水	道	課	主	幹	佐	藤	琢	会	計	室	主	幹	松	本	和	香				

地域振興課長	石川英毅	地域振興課主	長谷山一樹
地域振興課主	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	戸嶋英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主	藤野真稔
地域経済課主	西村和将	国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	八木敏彦
教育振興室長	田口博	生涯学習課主	松本洋
生涯学習課主	佐々木義弘	選挙管理委員会事務局長	成田忠則
農業委員会事務局長	東和博	農業委員会支局長	藤野真稔
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長 今井巧 主査 長谷山美香

---

### ◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

開会に当たり、あらかじめ申し上げておきますが、今日、議場内の温度が高くなる予想がありますので、議場内における上着着用については、自由とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎報告第6号から報告第8号の一括上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第1、報告第6号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から日程第3、報告第8号 令和元年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件の3件を一括議題とします。

報告第6号から報告第8号までの3件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第6号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から報告第8号 令和元年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件まで、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第6号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、令和元年度一般会計歳出予算の経費のうち、支出が終わらない一部を令和2年度に繰越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

2ページをお開きください。

繰越計算書につきましては、表中の金額は、令和元年度むかわ町一般会計当初予算及び各補正予算において繰越明許費として議決をいただきました金額、右の翌年度繰越額が、議決

いただきました金額のうち繰越処理を行った金額となります。

2款総務費、財務書類作成事業につきましては、平成29年度及び平成30年度分に係る移動資産の調整に時間を要することから、必要額440万円を繰越したもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

次の支障光通信ケーブル移転事業につきましては、国営かんがい排水事業宮戸北排水路新設に伴う町有柱の移設工事を予定しておりましたが、開発局による年度内の移転補償に係る予算執行が困難となったことから、必要額165万円を繰越したもので、繰越財源は、工事移転補償費99万円と一般財源66万円でございます。

ふるさと納税型恐竜レプリカ製作事業につきましては、クラウドファンディングの返礼品のうち、フィギュアの納品及び体験ツアーの実施が令和2年度となること、年度内に開催を予定していたイベントが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を延期したことから、必要額61万7,000円を繰越したもので、繰越財源は全額恐竜の卵基金を令和元年度中に処分を行ったことから、既収入特定財源となっております。

高齢運転者事故防止対策事業につきましては、国の令和元年度補正予算のサポカー補助金を活用した方に対する継ぎ足し助成を年度の切れ目なく執行するため、必要額150万円を繰越したもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

3款民生費、保育環境安全対策事業につきましては、国の令和元年度補正予算の新型コロナウイルス感染症対策事業である保育対策総合支援事業を活用し、年度の切れ目なく早急に対策を講じるため必要額220万円を繰越したもので、繰越財源は道補助金200万円と一般財源20万円でございます。

応急仮設寮入居対策事業につきましては、被災した高校生徒寮の入居生徒のうち、被災した生徒以外の入居スペースに係る災害救助費国庫負担金の償還に係る決定が令和2年度となることから、必要額342万9,000円を繰越したもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

4款衛生費、災害等廃棄物処理事業につきましては、北海道胆振東部地震で発生した廃棄物のうち、高濃度PCBの処理業務に係る処理場との契約及び排出作業は年度内に終え、債務が確定したものの、廃棄物の処理費用に係る支払いが、排出後から時間を要する最終処分後となることから必要額99万8,000円を繰越したもので、財源は全額一般財源でございます。

議案書3ページに移りまして、5款農林水産業費、担い手確保・経営強化支援事業につき

ましては、国の令和元年度補正予算を活用し、年度の切れ目なく執行するため必要額3,202万4,000円を繰越したもので、繰越財源は全額道補助金でございます。

農業基盤整備事業につきましては、農地耕作条件改善事業の圃場整備事業の執行、新鶴川地区道営水利施設整備事業に係る負担金が、北海道による事業完了後となることから必要額1,618万3,000円を繰越したもので、繰越財源は道補助金788万6,000円、分担金322万8,000円、一般財源506万9,000円でございます。

ししゃもふ化場整備設計事業につきましては、実施設計を終えた後に執行している水利権申請に係る業務について、一定の時間を要することから必要額410万3,000円を繰越したもので、財源は全額一般財源でございます。

7款土木費、都市公園維持補修事業につきましては、田浦第2球場の早期供用開始を図るため、年度の切れ目なく事業を執行することから必要額704万円を繰越したもので、繰越財源は全額一般財源でございます。

9款、穂別地区教育施設環境改善事業につきましては、穂別小学校校舎屋体トイレ改修事業を国の令和元年度補正予算の学校施設環境改善事業交付金を活用することから必要額1,683万円を繰越したもので、繰越財源は国庫補助金392万8,000円、地方債1,280万円、一般財源10万2,000円でございます。

小学校内通信ネットワーク整備事業及び中学校内通信ネットワーク整備事業につきましては、国の令和元年度補正予算の学校情報通信技術環境整備事業を活用することから、それぞれ必要額1,496万7,000円、中学校は1,029万6,000円を繰越したもので、繰越財源は小学校分につきましては国庫補助金748万3,000円、地方債748万円、一般財源4,000円、中学校分につきましては国庫補助金514万7,000円、地方債512万円、一般財源2万9,000円でございます。

議案書4ページに移りまして、10款災害復旧費につきましては、いずれも事業実施に当たり施工計画及び調査等に時間を要することから、補助対象事業を含み年度内の完了が困難であるため繰越したものです。

林道災害復旧事業につきましては、設定額2億7,912万9,000円のうち必要額2億6,618万4,000円を繰越したもので、繰越財源は国庫補助金2億6,055万3,000円、地方債440万円、一般財源123万1,000円でございます。

道路橋りょう災害復旧事業につきましては、必要額2億3,690万円を繰越したもので、繰越財源は国庫負担金1億9,460万2,000円、地方債3,530万円、一般財源699万8,000円でございます。

河川災害復旧事業につきましては、設定額 2 億3,947万2,000円のうち必要額 2 億337万2,000円を繰越したもので、繰越財源は国庫負担金 1 億7,914万2,000円、地方債1,500万円、一般財源は923万円でございます。

鵜川地区教育施設災害復旧事業につきましては、設定額5,748万円のうち必要額3,606万1,000円を繰越したもので、繰越財源は国庫補助金2,135万6,000円、地方債1,050万円、一般財源が420万5,000円でございます。

穂別地区教育施設災害復旧事業につきましては、必要額2,400万円を繰越したもので、繰越財源は国庫補助金1,225万2,000円、地方債970万円、一般財源は204万8,000円でございます。

以上で報告第 6 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第 7 号 令和元年度むかわ町一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件につきまして御説明を申し上げます。

議案書 5 ページをお開きください。

本件は、令和元年度一般会計繰越明許費歳出予算の経費のうち、支出が終わらない一部を令和 2 年度に繰越しを行いましたことから、地方自治法施行令第150条第 3 項において準用する同令146条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。

6 ページをお開きください。

河川災害復旧事業のうち、普通河川 1 号沢川災害復旧工事は、平成30年度に補助事業採択され、令和元年度繰越明許費で事業執行していたものですが、復旧工事における必要な資材の製作に日数を要し、工事を一時中止したことに伴い、令和元年度内に完了が困難となったことから、支出負担行為済額7,999万2,000円から令和元年度内に支出した4,260万円を除いた3,739万2,000円を繰越したもので、繰越財源は国庫負担金3,522万3,000円、地方債210万円、一般財源が 6 万9,000円でございます。

本件は地方自治法第220条に規定する避け難い事故のため、年度内に支出が終わらなかったもののうち、繰越明許費をさらに繰越しするもので、当初の予算措置から 2 か年度を超えるものに該当するため、事故繰越しとして報告するものでございます。

以上で、報告第 7 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第 8 号 令和元年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越報告の件について御説明申し上げます。

議案書 7 ページをお開きください。



本件は令和元年度上水道事業会計歳出予算の経費のうち、支出が終わらない一部を令和2年度に繰越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書8ページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越しでございまして、鶴川大橋水道添架管移設事業に係る実施設計業務につきまして、工法の検討及び所管する開発局との協議に時間を要したことから、年度内に完了が困難となったため必要額885万5,000円を繰越したもので、繰越財源は全額自己資金となっております。

以上で、報告第6号から第8号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑の順序は報告番号順とします。

まず、報告第6号について質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 元年度の一般会計の繰越しに関係する問題であります。さきの議会の中で、繰越しのというのはやっていたわけですが、改めてさらにその細部が出てきたということになるんだろうと思うんですが、これだけ多くのものというのが、あまり例を見ないわけなので、全体としてどうしてこういう事態が、一つ一つのことについては、今一定の話もありましたけれども、全体としてどういう形の中でこういう事態が起きてきているのか、できれば単年度で処理していくというのが、基本的なルールだというふうに私は思っていますが、その辺で内容を伺っておきたいというのが1つであります。

それから、この事態の中で、例えば児童福祉費に関するこの保育環境の安全対策というような点で言えば、このコロナ対策などとなっておりますが、こういうものは当然急いでやらなきゃならない問題でありまして、もう既にこれは、そういう児童等々考えると、既にいろいろな形、手を尽くしてでもやっていかなきゃならない問題ではなかったかと思うんですが、これらまでさらに続けられているというのは、どういうことになっているのか、具体的にその辺のところをお示し願いたいなというふうに思います。

それから3点目には、こういう中でいわゆる環境衛生費の問題ですとか、あるいはししゃものふ化事業の問題で、これなんかはここに載付けても今年度で行けるのかなという感じがするんですが、そういう疑問を持っているんですが、ここで聞きたいのは、いわゆる国

庫補助等々がついていない、単なる一般財源という形での予算措置の中でも、こういうふう  
に繰越しというふうに来ている。これであれば単年度でできなかったということで、次年度  
の予算に本格的に回した形の予算措置というのがあっていいのではないかというふうに思う  
んですが、そこら辺の財政上のやりくりというのは、どういうふうを考えてやったのか伺っ  
ておきたい。

以上です。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、繰越しを設定した以降の執行状況等々を含  
めましてお答えしたいと思います。

今回、繰越し明許を設定して実際に繰越した金額については、先ほど御説明したとおりでご  
ざいます。こちらの一般財源の総額につきましては5,150万円ほどとなっているところでご  
ざいます。執行条件につきましては、全てが年度内に事業を取り進めたかというのと、そうで  
ないものもございまして、例えば私たちが所管する財務書類の作成事業につきましては、年  
度の途中で契約をしまして事業を執行していたところですが、30年度の地震により資産の動  
きが大きくて、固定資産台帳の整備に時間を要しているというのが理由の1つでございます。

先ほどありました保育環境改善安全対策事業につきましては、3月の末の臨時会で、国の  
補正予算の財源を使って環境整備するということで議決をいただきまして、その後4月に入  
り、早急に対応し、必要備品については、ほぼそろっている状況でございます。ですが、4  
月以降の執行ということで繰越しをさせていただいて、50%を超える執行率は、もう既に届  
いているところでございますし、他の事業につきましても、繰越し明許はしたものの既に事業  
を完了したものもございまして、令和元年度の決算には入りませんが事業を完了したも  
のもございますので、事業が滞っているものではなくて、順次進めているものでござい  
ます。

先ほど来ありました、国庫補助事業を活用するものにつきましては、国の補正予算を活用  
するということで、令和元年度の国の補正予算を活用するということで、私どもは令和2年  
度の予算の中に組み入れるというのが、ちょっと難しいことから、令和元年度の予算で補正  
で措置させていただきまして、令和2年度に入り、順次執行するものという形になります。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） ししゃものふ化整備事業の繰越しについて説明させてい  
たきます。この内容につきましては、水利権取得申請事務に係る委託業務でございます。

水利権申請につきましては、昨年度行っておりました実施設計を終了次第、速やかに契約

して手続に移る予定でしたが、実施設計のほうが震災等の中断もありましたので、昨年度の末ほとんどいっばいかかってしまったということで、それに伴いまして水利権申請事務の着工が遅れたということで、実施設計終了後の3月に、こちらの繰越しの事務については契約しておりますので、繰越しを行うという形になっております。

〔「一般財源だけの関係……」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 申し訳ございません、答弁が漏れておりました。

一般財源だけの事業で繰越しするものにつきましては、こちらにつきましても既に事業を執行している過程におきまして、その過程の中で年度内の完了は困難となったものにつきまして、令和元年度中の補正予算等で繰越明許の設定をして、状況に応じて、その中でも年度内に終わらなかったものを繰越ししたものでございます。

一般財源だけで繰越しするものの中にも、町の都合だけでは事業が執行しないもの等もございます。具体的に言いますと、例えば応急仮設寮の入居対策事業に係るものです。鷓川高校の生徒寮で、今回新たに入学する生徒の部分については、被災者ではないので災害救助費の対象外となります。その分は、整備費における相当額を町が返還しなければいけないという事業なんですけど、こちらは令和元年度に、むかわ町としては予算を措置しておりましたが、その算定が令和2年度になってしまう、相手方の都合もあるんですけども、令和2年度になってしまうということなので、繰越しをしたものでございます。

そういうものが幾つかございまして、町だけの都合、また契約先の相手の都合、あと債権者側の都合というんですか、相手側の都合というのが幾つかございまして、繰越しをしているものでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。しかし、こういうふうにかかなりの大量の部分にわたって繰越しをしてという状況、あまりこれまでは例のないことなので、こういう今の国の補正等々の出し方の問題もありますし、様々な要因が、それは考えられるんだと思うんですけども、やはり財政の基本的なものとして、年度内での対応ということに心がけるというのは大事なことだというふうに思っておりますが、それはそれなりに理由があって、やむを得ないものだというふうには理解をしましたが、しかし、こういうふうには計算書として出してくれる場合に、さらに、既に今答弁されたように、もう中には完了したものもあるよというようなこともありました。

そういうものはそういうものとして、分かりやすくここに表記してもらえばいいかなというふうの一つは思いますし、それからもう一つは、一般財源の関係で、町側だけでは判断できなかったと、相手側の状況等々もあるという話もありました。これらについては、いわゆる予算決めの段階で、もっとそれは詰めたものにならなかったのかとか、そういういろいろな疑問が湧いてきます。そういうものを、そうしたことからいろいろな疑念が生じたりする場合があるかというふうに思っています。

そういう点では、十分注意した中で対応していただきたいというふうに述べて、質問を終わりたいというふうに思っておりますが、答弁あれば伺っておきます。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、議員の御指摘がございましたけれども、本来的には年度予算でございますので、年度内に完結をしていくというのが基本線だというふうに思っております。そういった中で、どうしても執行の終わらないものを繰越すということで、漫然と執行しないで繰越しているという形ではないというふうに思っております。

今回は、特に災害の関係、そしてまた、議員もおっしゃっていましたように国の補正事業というのが、かなり農業含め学校等々いろいろございました。そういった中で、どうしても繰越明許やらざるを得ないもの、また、コロナ対策等の中で、どうしても年度末執行ができなかったもの、そういったものの繰越しとか、いろいろ事情があって近年にない繰越しの量だったのかなというふうに思っております。

おっしゃりましたように、基本的には年度内に執行していくという基本スタンスをきちんと持ちながら、今後業務の執行に当たっていきいたいと思っておりますし、説明に当たっては、もう少し詳しく、執行が終わったものについては付け加える等の説明をしながら、御説明申し上げていきいたいというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで報告第6号の質疑を終わります。

次に、報告第7号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで報告第7号の質疑を終わります。

次に、報告第8号について質疑ありませんか。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 鷓川大橋の水道管の移設ということなんですが、震災で通行止めが続いているんですけども、開通できるのはいつ頃になると押さえているのか。長引いている最も大きな要因というのは何であるかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 今の御質問にお答えします。

今回のこの繰越し部分につきましては、鷓川大橋、現在使用している新しいほうの橋の部分に当たっての水道の補償工事の繰越しということで理解していただければと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 新しいほうのことだと。鷓川大橋ということで、くくってちょっとお聞きしているんですけども、開通していませんよね、今も。その辺の主な要因というのは何なのかというのとは分からないんですか。町では分からないということですか。

町民の方から聞かれるんですよね、どうしていつまでも開通できないているんだろうかということ聞かれるんですけども、町では分からないということですか。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 私のほうから、今時点で町で理解している部分についてお答えします。

今話しているのは、鷓川橋のほうの話だと思います。震災時に被災を受けた中で、大きな被災を受けた中で、それを復旧するには相当数の費用がかかるということで、開発のほうで今協議しているという部分を聞いているところです。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ごめんなさいね、鷓川橋と言うんですね、あそこ。反対側が鷓川大橋と言うんですね、すみませんでした。

じゃ、あの橋は費用がかかるということで、もしかしたら、そのまま使えない状態でそのままになってしまうということも、可能性としてはあるということですか。町としては、そういうところも開発といろいろ協議をしたりだとか、することはないんですか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 鷓川橋の関係でございますけれども、先ほど担当課長のほうから申し上げましたように、室蘭開発建設部としてもどのような形で向き合っていくのかと、先ほどの補修金額もありますし、どういった形がいいのかということも含めて、今調査が続いて

いるところでございます。

ただ、私どもとしては、これまで鵜川橋が果たしてきた景観だとか、そういったものも含めて、可能な限り何とかできないものかなということは、意見として提案はしてきているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで報告第8号の質疑を終わります。

これで報告第6号 令和元年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から報告第8号 令和元年度むかわ町上水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済みといたします。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件について御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、鵜川地区委員1名の任期が本年9月30日で満了するに当たり、後任の人権擁護委員候補者の推薦を行うために諮問をするものでございます。

候補者は、むかわ町田浦149番地の3、大友抄子さんでございます。大友さんは履歴調書にございますとおり、長く鵜川農業協同組合に勤務され、地域の行事へ積極的に参加するなど、広く地域の実情に通じ、地域の皆さんからも人望も厚く、人権擁護に関する識見も高く、人権が脅かされる弱者の方々への繊細な対応が期待できる適任者でありますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり適任と認めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と決定いたしました。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、議案第43号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 議案第43号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の変更に関する件につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

今年度、過疎対策事業債を財源に実施する事業のうち、計画に登載のない事業につきまして、新たに事業項目を追加し、計画を変更する必要があることから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書12ページ、併せまして別冊説明資料、むかわ町過疎地域自立促進市町村計画改正案の21ページをお開きください。

1つ目としまして、産業の振興の項目、（3）計画の表中、事業名（3）経営近代化施設、農業に多目的簡易倉庫施設整備事業を追加登載します。

続きまして、資料26ページをお開きください。

2つ目としまして、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の項目、(3)計画の表中、事業名(6)電気通信施設等情報化のための施設、その他の情報化のための施設に、穂別地区地域情報施設整備事業を追加登載いたします。

続きまして、議案書13ページ、説明資料33ページをお開きください。

3つ目としまして、生活環境の整備の項目、(3)計画の表中、事業名(5)消防施設に消防指令車整備事業を追加登載し、同じく(6)公営住宅に文京ハイツ整備事業を追加登載します。

続きまして、資料44ページをお開きください。

最後、4つ目でございますが、教育の振興の項目、(3)計画の表中、事業名(3)集会施設、体育施設等、集会施設に鶴川地区生活館整備事業と青少年交流施設整備事業を追加登載いたします。

以上、議案第43号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げました。何とぞ御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小坂利政君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番(野田省一君) 単純で申し訳ないんですけども、議案書の12ページの穂別地区の地域情報化施設整備事業、2年度の予算で、もう既に説明を受けていると思うんですけども、ちょっとこれ何だったか分からなかったの。

それと、13ページの生活環境整備ですけども、公営住宅環境整備、どうしてこれ文京ハイツと分けて書くのかなと。公営住宅という1本でいかない理由というのがなぜなのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長(小坂利政君) 石川地域振興課長。

○地域振興課長(石川英毅君) 1点目の穂別地区の地域情報施設整備事業の中身について、私のほうから御説明申し上げます。

議員おっしゃるとおり、3月の第1回議会定例会の予算の中で、令和2年度予算可決済みという中身でございますけれども、これにつきましては穂別地区のインターネットサービス、現在提供しているBフレッツが来年、2021年1月末で、NTT東日本のサービス提供終了により現サービスが提供できなくなることから、引き続きインターネットサービスを提供する



ために、フレッツ光ネクストというサービスに切り替えるために、新たなインターネットサービス対応機器類の交換、それに伴う必要な工事、その事業を実施するために必要な工事ということになってございます。よろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、生活環境整備の表中の公営住宅環境整備に、今回文京ハイツ整備を加えた件につきましてお答えします。

公営住宅整備につきましては、公営住宅法に基づきまして、適債性に関しましては公営住宅整備事業債が適用になります。今回の文京ハイツにつきましては、同類の住宅ですが、今回は公営住宅整備事業債よりも、今年度の交付税の算入率が高い過疎対策事業債を使用することによって、今年度の財政負担の軽減を図るため、定住促進住宅として整備するため、過疎計画のほうに登載する形とさせていただいております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2つほどお伺いしたいと思います。

1つは、今回の過疎計画の改訂ということで、期限がR2年なんだよね。どうしたらこういう今年度のところなのにというふうに思ったんですけども、それは今説明されたほとんどのものが、現状取り組んでいる、または取り組んだ文京ハイツ等々にしろ、それから会館にしろということで、付け加えたというふうに一つは理解したらいいのかと、の1つ。

それから、これ2年度までですけども、3年度以降ということになると、どんなふうなことになっていくのかなということについて伺っておきたいなというふうに思っているんです。

なぜかという、私この過疎自立促進というふうな、いわゆる過疎事業を活用したのものとして、我が町は相当なもの、ここにあるように取り組んでいく。こういう中で、当面、直近して我が町に早晚大きな課題になってくるというふうに思っているのは、例えば特養ホームなどの高齢者施設なんです。こういうふうなものが、要請も出ていますけれども、これを進めていくならこういうところに載っけざるを得ないんだろうと思うんですけども、基本的には載っかってはいるんですけども、そういうものなんかの進行状況と併せながら、この3年度以降ということに、また改訂となるのかどうか、その辺も含めて伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） ただいまの御質問にお答えをします。

1点目でございますが、議員言われたとおり、今年度につきまして、当初予定していないものを執行するに当たりまして、過疎対策事業債が適用できるのではないかとということで、今回過疎計画に追加をいたします。

この計画につきましては、今年度、令和2年度で計画期間が完了するわけですが、3年度以降につきましては、現在国のほうでも、これからの過疎対策ということで、今議論されているところでございます。詳細につきましては、まだ示されてはございませんが、今現在進めておりますこの過疎方針といたしますか、それは大きく変わらないということで押さえてはございますので、引き続き今まで進めているこの大きな項目につきましては、今後も継続できるものと、今のところでは押さえているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号 むかわ町過疎地域自立促進市町村計画の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合

整備計画の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1条の規定に基づき、平成30年むかわ町議会第2回定例会において議決いただきました二宮辺地、仁和辺地における事業費及び辺地対策事業債の予定額の追加につきまして、北海道知事と協議が調いましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書16ページ、17ページをお開きください。

16ページが二宮辺地、17ページが仁和辺地に係る変更後の総合整備計画案でございます。今回の変更につきましては、共に中段に公共的施設の整備を必要とする事情のうち、それぞれ各辺地から市街地までを結ぶ道道までのアクセス道路、農作業道の整備を追加するものでございます。

整備計画に追加する事業費、追加後の各辺地における事業費合計につきましては、その下の3、公共的施設の整備計画の表中、括弧書きで記載しておりますとおり、二宮辺地につきましては、二宮1線農作業道450メートルを総額1,665万4,000円で整備するもので、その財源は道補助金915万9,000円、一般財源749万5,000円のうち740万円を辺地対策事業債として予定することを計画に追加するものでございます。

また、仁和辺地につきましては、上仁和川添線農作業道200メートルを総額750万円で整備するもので、その財源は道補助金412万5,000円、一般財源337万5,000円のうち330万円を辺地対策事業債として予定することを計画に追加するものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第45号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第45号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

本件は、令和元年むかわ町議会第3回定例会で議決をいただきました普通河川オサネツプ川災害復旧工事その2につきまして設計変更が生じ、契約金額を変更する必要があることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出するものです。

設計変更の内容につきましては、共通仮設及び構造物の撤去工、仮設工の変更、また各工種に係る数量の確定によるものでございます。

議決をいただきました契約金額の事項中1億3,176万円から397万3,000円減額いたしまして、1億2,778万7,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第46号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 議案第46号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、別冊議案説明資料3ページをお開き願います。

地方税法等の改正等に伴うむかわ町税条例の改正概要により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨については、先ほど御説明のとおりでございます。

次に、改正概要について、①令和3年1月1日施行の個人町民税関係に関する項目でございます。第24条第1項第2号の改正につきましては、非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加の整備をするものでございます。

第34条の2の改正につきましては、所得控除について、ひとり親控除を追加するなどの所

要の措置に係る規定の整備をするものでございます。

附則第25条、附則第26条の改正につきましては、新型コロナウイルスの感染症等に係る税額控除の特例の整備をするものでございます。

②の令和4年4月1日施行の法人町民税関係につきましては、第31条2項及び第3項、第48条第16項、第50条第3項、第52条第4項から第6項において、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応として、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備でございます。

③の公布日施行の固定資産税関係につきましては、附則第10条において、中小事業所等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置の整備として、新型コロナウイルスの感染症の影響により、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高と前年同期比の減少幅に応じ、令和3年度の固定資産税の軽減規定について整備するものでございます。

附則第10条の2の改正につきましては、わがまち特例の特例率についての規定の整備で、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えた固定資産税の特例措置に係る特例期間3年度分の特例率をゼロとするものでございます。

④の公布日施行の軽自動車税関係につきましては、附則第15条の2において、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用を6月延長するものでございます。

⑤の町たばこ税関係、第94条の改正につきましては、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しによる整備を令和2年10月1日及び令和3年10月1日施行の2段階に分けて、改正を行うものでございます。

⑥の公布日施行の徴収の納税猶予関係につきましては、附則24条において、新型コロナウイルスの感染症等の影響による徴収猶予の特例に係る手続等について、規定の整備を行うものでございます。

続きましては、その他の項目でございますが、令和3年1月1日施行の附則第3条の2の2及び附則第4条の改正につきましては、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行うもので、そのほか法律改正に合わせて条ずれ及び項ずれ等に伴う措置、字句の整理、項削除等の整理でございます。

なお、本改正条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料4ページから22ページに記載してございます。

議案書の21ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、第1条で施行期日を規定しております。

第2条では、延滞金に関する経過措置、第3条及び第4条では町民税に関する経過措置を、第5条、第6条では町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上、議案第46号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ①の個人町民税の中の一番最初のところで、非課税措置のうち寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するとあるんですが、このひとり親対象になる人数が分かりましたらお知らせください。

それから、④の軽自動車税の環境性能割、これはむかわ町、対象となるのはどれぐらいいらっしゃるのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 初めに、私のほうから軽自動車税の環境性能割についてですけども、これにつきましては、昨年も条例改正等でお話は何回かしていたんですけども、軽自動車取得税が廃止になった関係で、これまでのいわゆる軽自動車税については、軽自動車税の種別割というのと、この環境性能割という2つに分かれることになったんです。

環境性能割につきましては、一応町税ではあるんですけども、取得税に代わる税ということで、新しく購入した段階でかかる軽自動車税になりますので、今の段階でどのくらいというふうな部分では分からないというか、結果的に後になって入ってくるというようなことになります。

○議長（小坂利政君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 1点目の寡夫の対象からひとり親に変更になる部分の人数でありますけれども、今年度におきまして、新型コロナ関係の感染症の影響で確定申告が延長になっておりまして、総数の実数ということではございませんが、今現在把握している人数で13名ほどいるというふうに把握しております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、東議員。

○1 番（東 千吉君） 議案説明資料 3 ページの固定資産税関係というところですが、その中小企業等云々というところに、令和 2 年 2 月から 10 月までの 10 か月間のうちの任意の 3 か月間の売上げというのは、どういうふうに捉えたらよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 今の御質問ですが、減少の部分の影響等による売上高の減少の部分の比較の算定として、任意の 3 か月ということになっておりまして、昨年と今年の任意の 3 か月分、同等の時期の 3 か月分を比較するというような形になってございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

[「いいですか」と言う人あり]

○1 番（東 千吉君） 今の説明ですと、申告するほうがこの 3 か月、2 月から 10 月までの、例えばですが、7、8、9 というふうな形で提示をして比較をしていくということでもよろしいということですか。

○議長（小坂利政君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） はい、感染症の影響による売上げ減少の部分の把握をするということですので、低くなった数字の部分といいますか、昨年度と比較して売上げが減少した部分の、通年の部分ではなく、任意の 3 か月期間で判定するというような形になりますので、低い売上高の数字の部分の算定を取るか、数字を取るかという考えということで認識していただいて大丈夫だと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、野田議員。

○7 番（野田省一君） 今の話もちよっと絡むんですが、ということは、3、5、10 という飛び月でもいいというふうに捉えればいいんですよね。

それと、議案説明資料の 3 ページの 6 番目、徴収の納税猶予の関係なんですけれども、コロナウイルスの感染症等の影響による徴収猶予とあるんですが、影響によるということは、ちょっと前文を探せなかったんですが、どういうことが影響というふうに捉えるのかの定義というのは、どういうふうに捉えればいいんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 少し答弁調整のため、休憩をさせていただきます。



11時20分まで休憩をします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） まず、固定資産税の部分の3か月間の捉え方について御説明いたします。

令和2年2月から10月までの間における連続する3か月間という形になっておりますので、飛びでの月ではないということ、まず御説明しておきます。

新型コロナウイルス感染症の影響という部分の捉え方でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響という基準としては、新型コロナウイルス感染症やその蔓延防止のための措置による影響を示すというものという定義がありまして、まずは御相談していただき、その状況により判断させていただくというものですので、こういう場合でなければならぬというものではありませんので、まずは状況により御相談していただくというような形を取っていただいて構いません。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第47号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） 議案第47号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明いたします。

議案書27ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症により、収入が著しく減少が見込まれた被保険者等に係る保険税の減免取扱いについて、必要な事項を整備するため改正を行うものであります。

説明の都合上、本日追加配付の議案第47号説明追加資料、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による、むかわ町国民健康保険税の減免に対する条例等の整備についてより御説明いたします。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例として、減免規定の整備を附則に追加するものです。

概要としましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染の影響により一定程度収入が下がった方々などに対し、国民健康保険料、税等の免除等を行うとされ、財政支援の対象となる国民健康保険税の減免の取扱い等について、厚生労働省より通知があったため、所要の改正を行うもので、これに係る減免内容につきましては、別に減免取扱要綱により定めることとしております。

減免基準としましては、対象となる世帯につきましては、①新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯。②としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入の減少が見込まれ、主たる生計維持者の前年度比の収入減少が3割以上であり、令和元年中の合計所得が1,000万円以下で、減少が見込まれる事業収入等所得以外の前年所得の合計が400万円以下である全ての要件に該当する場合に対象とする予定です。

減免の対象となる保険税につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの

間に納期限が設定されているもので、減免割合は、減免対象世帯の①に該当する場合は全額、②に該当する場合は、資料裏面の第1表で算出した対象保険税額に表2の減免の割合を乗じた額となっております。

なお、本改正条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料23ページに記載してございます。

議案書の27ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第17号の規定は令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上、議案第47号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についての提案理由とさせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから提案説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2点ほどお伺いします。

ちょっと聞き取れなかったんですけども、ちょっと私これの資料は全くないので、後で……

〔「ある」と言う人あり〕

○11番（北村 修君） それで、収入の減少ということで1,000万、400万と言っていたけれども、基本的にそれはどういう状況になるのかなど。もう一回、どのぐらいの減少になればというのを、もう一回説明をお願いしたいというのが1つと、それから、従来からある、今は2割、5割の減免かな、この従来からの減免との関係と今度のコロナの関係というのは、どういう位置づけで対応するのか、その5割減免なりになっている人の、さらに落ちれば、そのことがさらに追加されていくという、そういうふうな受け止め方でいいのか、そこら辺について伺っておきたいと思っております。

○議長（小坂利政君） 菊池町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（菊池恵美君） まず、今回の新型コロナウイルス感染症の部分の所得の該当部分ということでございますけれども、本日、別冊の追加資料の要件の部分のア、イ、ウということで記載させていただいている中身が、まず要件事項となっております。

前年の、アが、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入額の10分の3以上で

あること、3割以上の前年比で収入減がある方ということと、あと前年の合計所得が1,000万円以下であることと、あと減少すると見込まれる事業収入等、この事業収入等といいますのは、上の減免基準のところの②番に書いてございますけれども、この収入に係る部分以外の所得が400万以下であること、この3つの要件をクリアした方が、一応今回の要綱で定めるところの減免基準ということになっております。

通常の前年と新型コロナの部分の何が違うのかということでございますけれども、今回の新型コロナのウイルス感染症により影響がある部分については、今回の①、②の減免基準ということで、新型コロナウイルスの感染症により死亡または重篤な傷病を負った世帯の方については、まず全額免除しますよと、減免しますよという部分と、②番の、影響により今回要件に該当する部分の方々につきましては、通常の前年の基準ではなく、今回ここで定める減免割合の基準を用いて行いますよという形を取る予定でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ここで前年の合計所得金額がいろいろあるんですけれども、例えば300万以下ということになると、従来からのコロナに関係ない形での減免対象、それ以下の方々はなりますよね。2割なり5割なりという形になるんですが、そうした方々を含めて、この10分の10というのが、コロナでさらに落ち込めば適用されるというふうに解してよろしいんですか。もう一度お伺いします。

○議長（小坂利政君） 飯田町民生活課長。

○町民生活課長（飯田洋明君） 通常の前年と今回の減免というのか、通常の前年の軽減措置ということによろしいかと思っておりますので、この減免に関しましては、軽減後の額をベースに減免額を出すことになっておりますので、軽減を適用して、さらにその額から減免を出していくというようなことになります。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号 むかわ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、議案第48号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 議案第48号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明を申し上げます。

議案書29ページをお開きください。

初めに、改正の概要を説明させていただきます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除を行うとされ、財政支援の対象となる保険料の減免の取扱い等について厚生労働省より通知があったため、所要の改正を行うものであり、むかわ町介護保険条例附則第9条として改正内容を追加します。

議案説明資料25ページ、議案第48号資料の説明資料をお開きください。

減免基準として、対象者の要件は、①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者、または、②事業収入等の減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下である第1号被保険者のいずれかに該当するものとなります。

減免額の算定は、資料の表1及び表2のとおりで、前年の所得合計額により減免または免除の割合が変わります。

減免の対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31までの間に納期限が定められている

保険料となります。

詳細の改正内容及び新旧対照表は、資料に記載のとおりでございます。

議案書29ページにお戻りください。

なお、この条例は公布の日から施行としていますが、改正後の附則第9条の規定は、令和2年2月1日から適用するものとしています。

以上で、議案第48号について提案内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号 むかわ町介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、議案第49号 むかわ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 議案第49号 むかわ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案書31ページをお開き願います。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和2年4月1日より施行され、新たな賃貸借契約に保証人を求める場合、保証する極度額を定めなければ効力が生じないこととなりました。

保証人の在り方につきましては、従前、債務保証や滞納の抑止など役割を果たしてきたところではありますが、本町といたしまして、今後、高齢化や身寄りのない住宅確保者が増加することも予想されるため、現行の保証人を廃止し、新たに緊急時に連絡先確保を目的とした保証人に代わる連絡先の確保を求めるものでございます。

これにより、むかわ町営住宅管理条例、むかわ町地域優良賃貸住宅管理条例、むかわ町特定公共賃貸管理条例を改正するものでございます。

改正する内容につきましては、別冊議案説明資料で御説明いたします。

別冊議案説明資料29ページをお開き願います。

条例案第1条のむかわ町営住宅管理条例の一部改正につきましては、同条例第11条第1項第1号に規定する入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署する請書を提出することを、保証人の廃止により、緊急時における連絡先を記載した請書を提出することに改めるものでございます。

同条例第11条第3項は、保証人の連署の免除規定でございますが、今回保証人の廃止により全文削除するものでございます。

同条例第17条第1項につきましては、同条例第11条第4項から第6項につきましては、第3項削除による条文の繰上げでございます。

同条例第17条第1項につきましては、同条例第11項第3項の削除によりまして、条文を整理するものでございます。

議案説明資料30ページをお開き願います。

同条例第46条につきましては、同条例第11条第3項の全文削除によりまして、条文を整理するものでございます。

続きまして、条例案第2条のむかわ町地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正につきましては、同条例第10条第1項第1号に規定する入居決定者と同程度以上の収入を有するもので、町長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出することを、保証人の廃止によりまして、緊急時に連絡先を記載した請書を提出することに改めるものでございます。

別冊議案説明資料31ページをお開き願います。

条例案第3条のむかわ町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正につきましては、同条例第11条第1項第1号に規定する入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署する請書を提出することを、保証人の廃止により、緊急時における連絡先を記載した請書を提出することに改めるものでございます。

議案書31ページにお戻り願います。

なお、附則としまして、本条例は公布の日から施行するものいたしますが、第1条、第2条、第3条の規定におきましては、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、第49号条例案の提案理由の説明につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 公営住宅に入居するときに、保証人を見つけるのはとても苦勞されていたというのは長い間聞いてきましたので、保証人が必要ではなくなったということは、よかったなと私は思うんですけども、4月1日からですけども、今まで、これまで入居されている方いますよね、保証人を就けて。その方々の取扱いというか、その方々も今度請書ということで、記載して提出し直せばいいのかということについて伺いたいのと、それからこの請書に書かれた方、書かれてくることとなりますよね、その方というのは、今までの保証人とは違うから、あくまでも、例えば住宅料を払わないときにその方が責任を負わなきゃならないとか、そういうことではないのかどうか、全く違うのかについて伺います。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この条例の改正によりまして、令和2年4月1日というところで境いたしまして、それ以前の保証人さんにつきましては、これまでと同様という形の扱いとなります。ですので、それ以降の入居される方の手続に当たりましては、保証人さんを廃止しまして、緊急連絡先の連絡取れる方を請書に書いてもらうという手続という形となります。

新たにこの保証人さんを廃止する形でございますので、緊急連絡先として書かれた方につきましては、債務保証等は発生しない形ということでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。



○5番（大松紀美子君） 今まで入った方は、結局その保証人という方が債務を負うことになるかもしれないという、非常に不平等だなと思うんですけども、民法の改正によってということなんですから、それは当然、今まで公営住宅に入って連帯保証人になっている方々も含めて変えていくということが正しい方法ではないかなというふうに私は思うんですけども。

民法の改正なんですから、それは当然、今までの方も対象になっていくという解釈にはならないんですか。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） ただいまの質問にお答えします。

大本でございます民法が、この令和2年4月1日より保証人の規定という形で、これまでは保証人という形で、債務保証という形は極度額の設定という形がなかった形なんですけれども、新たに設けるとときには極度額を設定するという形での法律の改正でいきました。

うちのほうでも、ここで条例を変更する形なんですけど、大本の民法の改正というところを適用していきまして、これからの形を、保証人のほうは、債務保証をしない形の緊急連絡先の連絡を書いてもらったという形での条文整理で進めていこうと考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 保証人の保護のための保証の上限額云々と書いていますでしょう。

この辺もよく分からないんですよね。保証人の保護のために保証の上限額の設定が義務づけられたということは、どういうことなのかなと、よく分からないんです。

そして、民法の一部改正なんだからね、民法だよ。保証人の保護のためなんだから、そういう公営住宅の負債を払っていかなきゃならないという、そういうことをやめるということ……

〔「はい」と言う人あり〕

○5番（大松紀美子君） いや、私まだ聞いているから。

○議長（小坂利政君） 続けてください。

○5番（大松紀美子君） いいんですよね、何で、びっくりした。

だから変だなと思うので、これまでの人たちも変えていくということが正しいんじゃないかなと思って聞いているんですが。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 令和2年4月1日に民法が改正になったということで、それ以前に契約しているものについては、効力が生きていますから、従前どおりの扱いということになります。4月1日以降は新しい法律に基づいてということなのですが、現実的な扱いとして、従前に契約されている方に、保証契約の中、保証人について従前のように債務保証というか、保証を求めていくということは、現実的には町としてはできないだろうというふうに思っています。そこは、取扱いとしては同じ扱いをします。ただ、保証人という形は残っていますが、そこに債務を求めていくようなやり方はしないというふうに。現実的な扱いは同じというふうに御理解いただければと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 むかわ町営住宅管理条例等の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は、午後1時30分とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第50号及び議案第51号の一括上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第50号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）及び日程第13、議案第51号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

議案第50号及び議案第51号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第50号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）、議案第51号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案書33ページをお開きください。

なお、本説明の一部で新型コロナウイルス感染症を感染症と表現させていただきますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

議案第50号につきましては、令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）でございまして、感染症対策に係る国の緊急事態宣言解除に伴い、今後の新たなステージにおける感染抑止と経済再建を両立するため、あらゆる場面で新型コロナ対策を大前提とした施策の展開を図るため提出するものです。

地方創生臨時交付金の地方単独事業に係る配分を活用した新たな対策事業、交付金の配分による既定予算の財源振替のほか、国の補正予算（第1号）において感染症対策として示された補助事業のうち本町で施策を講じる事業、昨年度創設され交付を受ける森林環境譲与税を活用し経営計画策定森林の整備を着実に進めるための新たな事業、北海道における事業採択により本町が取り組む事業に係る費用、また本町において年度内に執行が必要な費用などについて追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億218万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億1,123万2,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正額の金額は、議案書34ページ、第1表歳入歳出予算補正となっております。事項別の内容につきましては、この後、別冊配付する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条繰越明許費の追加、第3条債務負担行為の廃止につきましては、議案書36ページ、繰越明許費補正、議案書37ページ、債務負担行為補正により御説明申し上げますので、

お聞きください。

当初予算で議決いただきました北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業を活用して整備する予定であった林務用連絡車の適合車につきまして、感染症の影響により海外調達部品の供給及び工場の操業において生産に大きな遅れが生じているため、選定車両の年度内の納品が現段階では難しいことが判明しました。このため、単年度事業が原則である北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業を活用できなくなったことから、債務負担行為を廃止し、必要額を本補正予算で追加し、繰越明許設定するものでございます。

次に、第4条地方債の追加・変更につきましては、議案書38ページ、地方債補正により御説明申し上げます。

地方債の追加につきましては、買取り事業により整備する鶴川高等学校生徒寮の取得費用の財源を同補助金及び北海道市町村備荒資金組合支消金としていたところですが、生徒寮内に整備する多目的研修室が交流施設の機能を有することから、面積の占有率から算出した費用を後年度以降借入額に係る元利償還金が普通交付税に70%算入される過疎対策事業債で適償性を有することから追加するものでございます。

また、河川災害復旧事業債につきましては、報告第7号で事故繰越報告をいたしました普通河川1号沢川災害復旧工事に係る令和元年度中に支出した前払い金に係る補助金の交付が令和2年度となることから、補助金の交付決定を受け確定する町債の借入れ分を追加するものでございます。

また、地方債の変更につきましては、整備事業に係る国の補助配分が予定を下回ったことから、その範囲内で事業の執行を進めているところでございますが、例年、道内各市町村の執行状況により年度の途中で再配分があった際の事業費を確保するため、国庫補助金の当初予定と配分との差額を町債の限度額を追加し財源振替するものでございます。

続きまして、補正する歳入歳出の事項別の内容につきまして、別冊配付しております令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書及び議案説明資料により御説明申し上げます。

議案説明資料34ページ、議案第50号資料①につきましては、国の補正予算（第1号）で措置された新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金のうち、地方単独事業に係る分として本町の限度額として配分される8,525万3,000円につきまして、当初予算から第2回補正までに議決いただいた事務事業に係る財源振替をする内容のほか、交付金を活用し新たな事務事業につきまして記載しております。

なお、本予算で新たに追加する事業につきましては、赤文字で第3回補正と記載してございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算説明書の6ページをお開きください。

なお、当初予算から第2回補正までに予算を措置した事務事業において、臨時交付金の配分により他の特定財源及び一般財源から財源振替のみを行う事務事業につきましては議案説明資料に記載のとおりとなりますので、説明を省略いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目総務一般事務、庁舎等管理事務、60-1本庁分70万円と、60-2総合支所分20万円の追加につきましては、5月末まで、職員間の濃厚接触の低減を図るため、それぞれ臨時執務室を設け感染拡大防止に努めてきました。今後、同様の対応が必要な場合に備え予算を追加するものでございます。

なお、財源につきましては、60-1に臨時交付金を活用することとし、今後、執行が増えない場合については、既に執行した既定の予算へ財源振替をするものでございます。

2目情報管理費、90情報管理一般事務125万1,000円の追加につきましては、平成27年10月に運用がスタートした社会保障番号制度において、情報連携対象の個人情報管理する中間サーバープラットフォームと連携するための管理端末の保守期限を迎え、その更新に伴い、共同調達する管理端末の費用等が決定したことから追加するものでございます。

議案説明資料の36ページをお開きください。

こちらは新規事業となります90庁内リモートワーク推進事業でございます。1,403万3,000円の追加で、今後、3密を作らない庁内機能の構築と、職員等が登庁できない場合においても行政機能を継続することを目的とした在宅勤務等に対応するため、各職員が自宅においても必要なファイルやメールの共有が可能なシステムの利用に係る費用。資料36ページの下、37ページの上にイメージ図を掲載しております。合計で69万5,000円。また、ウェブ会議システムを活用するためのタブレット及びノートパソコンの端末購入費1,100万円、本庁及び穂別総合支所産業会館におきましてWi-Fi環境を整備する工事費195万8,000円、またWi-Fi環境がない出先でもタブレット端末を活用した会議に参加できるよう通信費38万円を追加するものでございます。

予算説明書の7ページ、議案説明資料の38ページをお開きください。

9目企画費、こちらも新規事業となります、279むかわっ子応援事業でございます。100万円の予算を追加しまして、地方創生臨時交付金を活用して、感染症により休校や帰省の自粛

等の対応を強いられている中、町を離れ学生生活を送り続け頑張っているむかわっ子に向け5,000円相当の特産品セットとマスク10枚を送り、ふるさとから応援する事業を展開するものでございます。この応援事業は、むかわ町民である保護者の申請により、町外に住んでいる中学、高校、大学の大学生等へ送付するもので、事業期間は今月下旬から9月末を予定しており、概ね150件の申請を見込んでいるものでございます。

13目自治活動推進事業、393町民センター管理運営事務につきましては、先ほど御説明しました庁舎管理事務穂別総合支所における臨時執務室は町民センターとなることから、特定財源の振替を行うものでございます。

14目四季の館管理運営費、410四季の館管理運営事務1,000万円の追加につきましては、現在、四季の館の温泉施設は機械設備の老朽化により時間を制限して入浴をお願いしている状況でございますが、この状況を早急に解消するため、後年度以降に実施予定であった修繕を前倒し対処しているところでございます。それに伴い、同等額の今年度実施を予定していた計画修繕につきまして年度配置の再検討をいたしました。施設使用の経過年数や以降の修繕計画に影響が大きいことから先送りをせず年度内に実施する必要があるため、今年度の計画修繕費用を2,300万円から3,300万円に追加するものでございます。

なお、特定財源の555万円につきましては、当初予算で議決いただいておりますホテル四季の風のWi-Fi環境整備を臨時交付金を活用するため財源を振替するものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、740在宅生活支援事業の74万円の追加につきましては、昨日の一般質問の答弁の中でも御紹介した、5月上旬から一部の事業を組み替え取り組む感染症に係るフレイル予防のための広報事業において、今後、幅広い年齢層で心身機能を維持することを目的とし、フレイル対策や自宅で行える体操、介護予防事業PRのパンフレットを準備し、65歳以上の町民へ送付するための費用を追加するものでございます。特定財源は、組替えした既定予算を合わせた事業費総額125万7,000円の3分の2に当たる83万8,000円を国の補正予算（第1号）で措置されました介護保険事業補助金を活用するもので、説明書、歳入、3ページ記載と同額となっております。

説明書8ページに移りまして、810介護保険特別会計繰出金の595万2,000円の追加につきましては、4月30日開会、令和2年むかわ町町議会第3回臨時会において御承認いただきましたむかわ町介護保険条例の一部を改正する条例に基づき、令和2年度の第1号被保険者介護保険料について、第1段階から第3段階の低所得者軽減の強化に伴い、その相当額を一般会計において国2分の1、道4分の1の負担を歳入し、町負担4分の1を合わせ介護保険特

別会計へ繰り出すものでございます。

なお、特定財源は、説明書、歳入、3ページ記載の国庫負担金297万6,000円、道負担金148万8,000円を合わせた446万4,000円となっております。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、1340林業振興対策事業244万2,000円の追加につきましては、第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為補正で御説明申し上げましたとおり、必要額を追加するものでございます。

説明資料39ページをお開きください。

新規事業となります1351私有林等整備促進事業2,350万円の追加につきましては、現在、町内の山林は戦後の過伐により再造林した人工林の伐期を迎え、山地災害の防止といった森林の持つ多面的機能の維持や保全を図るためにも、計画的・安定的な森林整備を行っていくことが重要となっております。しかし、その一方で森林整備は国の補助事業に頼らざるを得ない状況であるものの、国の予算の増減により計画的な森林整備に取り組めない状況となっております。

このような状況の中、昨年度施行された森林環境譲与税は、地球温暖化防止や災害防止を図るため、未整備森林における間伐といった森林整備を推進することを趣旨として創設されたものであり、弾力的な運用も可能となっております。本町といたしましては、本譲与税の趣旨にかんがみ、町内の森林の整備にも譲与税を充当し、意欲ある森林施業をする森林所有者及び林業事業体の森林整備を支援し、森林整備事業量を確保することで山林の多目的機能の維持・増進を図るため事業を新設するものでございます。

対象となる事業主体は、森林所有者、森林組合等が行う除伐・間伐などとし、補助率は資料に記載のとおりとなっております。事業の流れは、既存の国庫補助事業に加え譲与税を活用することにより、森林整備を計画的・安定的に実施していくための令和10年度までの目標を設定し、新たに交付要綱を制定し、事業を進めていく内容となっております。

なお、特定財源は全額、森林環境譲与税としております。

1410鳥獣対策事業1,522万6,000円の追加につきましては、令和2年5月13日付で北海道より令和2年度エゾシカの緊急捕獲活動支援事業補助金の割当内示を受けたことにより、2,030頭分の事業費を追加するものでございます。特定財源は全額、説明書4ページに記載の道補助金としております。

説明書9ページに移りまして、1419森林環境譲与税基金積立金1,789万5,000円の減額につきましては、当初予算において森林環境譲与税の交付から年度内事業執行を控除した残額の

積立を予定しておりましたが、先ほど御説明いたしました1351私有林等整備促進事業の財源とすることから、全額減額するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、1640町道整備事業につきましては、第4表地方債補正で御説明申し上げましたとおり、国の配分が予定を下回ったことから、当分の間、事業費を確保するため財源振替を行うものでございます。

8款消防費、1項消防費、2目防災対策費、1780防災対策事業の452万3,000円の追加につきましては、今後も取組を続けなければいけない感染症拡大防止対策に加え、災害が発生した際の避難所における感染予防対策としてマスクやアルコールの購入費160万円、避難所における細菌の除菌やウイルスを抑制するための装置10台分227万4,000円のほか、現在、本町ではUHB北海道文化放送の運営で8チャンネルのdボタンの地デジ広報サービス、地上デジタル自治体情報提供サービスを利用し、北海道胆振東部地震以降、今回の感染症拡大防止に係る取組を情報伝達しております。6月までの無料使用期間後においても引き続き使用するため、7月以降、年度内の使用料64万9,000円を追加するものでございます。

なお、特定財源につきましては、これまで予算化しております戸別情報受信機整備495万円、マスク・消毒液の購入費用181万5,000円に、今回の追加分のうち300万円を臨時交付金を活用するため財源措置するものでございます。

説明書10ページに移りまして、9款教育費、1項教育総務費、4目教育振興費、1840高校振興対策事業の50万円の追加につきましては、このたび、道立鷓川高等学校は内閣府が行う高校魅力化支援事業による高校生の地域留学受入れ校として採択されました。町としても、鷓川高校と連携・協力し、地方創生の取組の一つとして都市部からの関係人口及び交流人口の拡大に期待し地域留学の活動を支援するため、鷓川高等学校振興対策補助金を追加するものでございます。

1850魅力ある教育推進事業の287万8,000円の追加、2項小学校費、2目教育振興費、2010小学校情報教育推進事業の2,285万4,000円の追加、説明書11ページ、3項中学校費、2目教育振興費、2090中学校情報教育推進事業1,428万円の追加につきましては、関連する内容となるため、議案説明資料40ページ、小中学校情報機器整備事業の概要により御説明申し上げます。

国のGIGAスクール構想の前倒しにより、次世代を担う子どもたちのICT環境教育の充実はもとより、今後も感染症拡大対策等により登校が制限された場合においても学びの機会を保障するため、各町立小中学校児童生徒1人1台、併せて教師用のキーボード付きタブ



レット端末を整備するものでございます。

国の補助内容は、令和元年5月1日現在の児童生徒数の3分の2に当たる台数分、その1台当たりの上限は4万5,000円となっており、議案説明資料41ページの別表に各学校の整備台数と補助金額について記載しております。児童生徒、教師を合わせた購入台数は528台であり、児童生徒分475台の購入に対しましては、327台は補助金で整備、残り148台は普通交付税により地方財政措置がされることとなっております。

なお、補助金は1人1台当たり4万5,000円となりますが、より質の高い学びやセキュリティのためのソフトを含め、1台7万円程度の端末の購入を予定しているところでございます。この差額及び教師分の端末につきましては一般財源による整備となりますが、今後、臨時交付金に1次分の追加配分があった場合には、一般財源負担分に充当可能となるものでございます。

議案説明資料42ページをお開きください。

小中学校遠隔学習用機器整備事業について御説明申し上げます。

タブレット端末の整備に併せて、感染症拡大防止や自然災害による臨時休校においても、遠隔学習機能を強化し、学校と児童生徒のやり取りを円滑に行えるよう、学校側で必要なカメラ、マイクなど遠隔学習に対応した設備を整備するものでございます。ウェブカメラ、マイク、スタンドを各10台整備し各小中学校に配置するもので、整備費用17万3,000円に対し2分の1が国庫補助金となるものでございます。

以上が2010小学校情報教育推進事業、2090中学校情報教育推進事業の説明でございます。

続きまして、議案説明資料43ページをお開きください。

G I G Aスクールサポーター派遣委託事業につきましては、端末等の機器を整備するのに併せ、現在、学習環境下において急速なICT環境を円滑に進めるため、精通した専門員によるサポートが必要となることから、国の補助金を活用し配置するものでございます。

事業の内容は、町内に2名の技術者の派遣を委託し、マニュアルの作成、教職員のフォローアップ、研修会の開催、ICT環境の改善の提案をいただく内容とし、1850魅力ある教育推進事業に287万8,000円を追加し、その財源、2分の1が国庫補助金となるものでございます。

4目青少年健全育成費、2260青少年育成施設整備事業につきましては、第4表地方債補正で御説明したとおりでございます。

続きまして、歳入で補正するもののうち、歳出の特定財源として説明したものを除き御説

明申し上げます。

説明書 3 ページ、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目災害復旧費国庫負担金、河川災害復旧事業負担金の1,337万6,000円の追加、説明書 5 ページ、21 款町債、1 項町債、7 目災害復旧債、河川災害復旧事業債の90万円の追加につきましては、こちらは、報告第 7 号で御説明しました、普通河川 1 号沢災害復旧工事に係る令和元年度中に支出した中間前払いに係る補助金の交付の決定を受け確定する、町債の借入れ分を追加するものでございます。

説明書 3 ページ中段、国庫補助金、4 目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金 1,370万円の減額、説明書 5 ページ、町債、4 目土木債、道路橋梁債の1,370万円の追加、説明書 4 ページ下段、20 款諸収入、5 項雑入、1 目雑入、北海道市町村備荒資金組合支消金の 3,230万円の減額、説明書 5 ページ、21 款町債、1 項町債、6 目教育債、青少年交流施設整備事業債の3,230万円の増額につきましては、第 4 表地方債補正で御説明申し上げたとおりでございます。

説明書 4 ページ、17 款寄附金300万円の追加につきましては、令和 2 年 5 月 21 日に、穂別地区の北海道胆振東部地震復興と新型コロナウイルス感染症対策のまちなか再生のためにといたしまして、むかわ町穂別46番地、株式会社矢野電器、代表取締役阿部健二様より100万円、鶴川地区の北海道胆振東部地震復興と新型コロナウイルス感染症対策のまちなか再生のためにといたしまして、苫小牧市字沼ノ端258番地131、株式会社日栄工業、代表取締役阿部健二様より100万円、また新型コロナウイルス感染防止事業のためにといたしまして、苫小牧市新明町五丁目 1 番 2 号、門脇建設株式会社、代表取締役社長門脇孝靖様より100万円の寄附を受けたことから追加するものでございます。それぞれの寄附の意向に基づき、年度内に執行する事業に活用させていただきたいと考えております。

18 款繰入金、1 項財政調整基金繰入金3,000万円の減額につきましては、地方創生臨時交付金の第 1 次配分により、第 1 回及び第 2 回補正予算の財源として繰入れした財政調整基金の繰入れを一部取りやめることから減額するものでございます。

12 項胆振東部地震対策基金繰入金の1,300万円の減額につきましては、地方創生臨時交付金の第 1 次配分により、当初予算においてまちなか再生事業の財源として繰入れした対策基金の繰入れの一部を取りやめることから減額するものでございます。

13 項森林環境譲与税基金繰入金の560万5,000円の追加につきましては、私有林等整備促進事業の創設に伴い、その財源とするため必要額を新たに繰入れするものでございます。

本補正で新たに感染症対策に関連し追加する費用は5,833万円となっており、そのうち一

般財源は2,287万3,000円となっているところでございます。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第51号について御説明します。

議案書41ページ、別冊配付してございます令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書3ページをお開きください。

議案第51号につきましては、令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、議案第50号 むかわ町一般会計補正予算（第3号）、810介護保険特別会計繰出金で御説明申し上げましたとおり、第1段階から第3段階の低所得者軽減の強化に伴い、普通徴収分38万6,000円、特別徴収分553万4,000円を減額し、その減額分に対し、一般会計から595万2,000円の繰入れを追加、一部を基金繰入金3万2,000円の減額により財源の調整を行うものでございます。

説明書4ページの歳出につきましては、財源充当先となる介護サービス等給付事業における財源振替の内容を記載しております。

以上で議案第50号及び第51号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款、項、目、節、または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第50号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書6ページから11ページまでの3歳出の全般について質疑ありませんか。

4番佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 一つお伺いいたします。

7ページの事業番号279番、むかわっ子応援事業についてお伺いします。ふるさとを思う温かいいい事業だなというふう感じたんですけども、この中で、それぞれふるさとを思い出すという、そういう懐かしいAセット、Bセット、マスクも10枚という説明を受けたんですけども、6月下旬から9月までの予定の受付、これの周知、どういうふうに周知して、そして確認をするための方法、こういったものはどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） ただいまのむかわっ子応援事業の周知方法につきましてですが、今回、この補正予算を可決いただきました後、周知方法のメインとしましては、7月号の広報でこの取組につきまして周知と申込のほうを始めたいと考えてございます。そのほか町のホームページあるいは町のフェイスブック等、町から発信できる媒体につきましては全て活用した中で周知を進めたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 7ページの民生費について、昨日も一般質問の中でもあったのですが、コロナの感染拡大ということで、むかわ町は感染者は確認されていませんけれども、介護事業者、デイサービスだとか小規模多機能施設、それから特養ホームなどの利用状況は、コロナ、自粛してくださいというようなことがあったから、どのように変化しているのか伺います。

それから、10ページの9教育費のところ、昨日もいろんなお話が一般質問の中でありましたけれども、コロナの感染予防対策として、子どもたちの3密を避けての学習環境を整えているというお話があったんですが、むかわ町内の小中学校でいえば、中央小学校の2年生が41人ということにして、それから鶴川中学校が1年生と3年生が、1年生40人、3年生44人ということ、これらの子どもたちの教室ではどのようにして感染対策を行って授業をしているのかなというのがちょっと心配しているんです。現状について伺いたいです。

こういうときにこそ少人数学級ということが、これからいつになったら終息するか分からないわけですからやっぱり、道の基準だとかいろいろありますよね、先ほどもちょっと現課でお聞きしたんですけれども。町としてクラスを分けて、教職員の方を雇用するなどして、多くなっている教室、3か所ですか、中学1年、3年、中央小学校の2年について、そういう対応を図っていくということが必要ではないかというふうに考えるんですが、その辺についてどのようにお考えですか。

取りあえず、以上です。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） 介護事業所の利用状況について回答したいと思います。

コロナのほうで感染蔓延してから、事業所のほうに全て回しまして、コロナによる影響がないかどうかというのを確認させていただいております。その中で、デイサービスのほうにつきましては、数名ほどやはりコロナが怖いからということで利用を控えた方がいるという

ふうには聞いておりますけれども、ほとんどの方がそのまま利用のほう継続されているということで、特に利用状況のほうが落ちたというような状況はないというふうに確認しております。

あと、施設のほうでは、ショートステイとかは控えていたところがありますので、ショートステイのほうについては利用の数については少なくなっているという状況があります。

以上です。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 町内小中学校における3密を避ける手だてということでございますけれども、新しい生活様式というものを各学校実践しております。毎朝の検温、マスク、あと換気の励行ということで、新しい生活スタイルで6月1日の完全再開以降、その辺を学校のほうで徹底しているというところでございます。

ただ、クラスによっては人数が若干多いというようなところもございます。議員御指摘がありました中央小学校2年生ということでございますけれども、41人ということでございますが、こちらにつきましては2クラスということでもありますので、20名と21名ということで2クラスでございます。こちらにつきましては、ほかの学年も全部そうなんです、感染対策を徹底した上で授業を行っているというところでございます。

また、鶴川中学校であります、1年生が40人ということで、41人以上になると2クラスというところなんです、40人でぎりぎりの1クラスということ、また2年生につきましても、33名ということで若干多いということになります。1年生につきましては、通常の1年生の教室ではなくて、若干広い特別活動室というようなところがありまして、そちらのほうを今、一旦そちらのほうを利用して密を避けるような形で授業を行っているということでございます。

総じて、むかわの学校全体、今、感染リスクがレベル1ということでございまして、6月1日以降、全道レベル1なんです、感染リスクを徹底した上で通常の授業を行ってもいいというような感染レベルになっておりますので、もちろん今後そういった感染予防というものも徹底していくような形で学校とも協議を進めているところでありますけれども、当面、そのような形で授業を行っているというところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） すみません、教育費のところ、ごめんなさい、間違いました。おっしゃるとおり3年生は44ですけども2クラスです、それから2年生も2クラスという

ことで、20人から30人で授業しているということですね。すみませんでした。

ただ、後半で申し上げましたけれども、広いところで、例えば中学1年生であれば40人いて、この子たちは広いところで授業しているのかどうかちょっとそれは御答弁なかったんですけれども、鵜川中学1年生の40人は広いところで授業しているとおっしゃったんですか。そうですか。すみません。

じゃ、教員を臨時的に雇用しながら、いつまで続くか分からないわけですよ、ワクチンもまだですし、薬もまだなので。1年続くのか半年で済むのか分からないですから、その辺は教員の雇用とかも含めて考えていくということはないのでしょうか。この1点お聞きします。

それから、民生費のところ、私も近所のところを聞きましたら、来ていない人はいないと、ほぼ感染者が出ない限り普通にやっていくということで、営業的にも変わらずやれているので、何とかやっていますというお話だったんですけれども、ショートステイに行けないということで、行けなかった方はどんなふうになっているのかなというのはちょっと私は心配で、その辺の対応なんかはどのようにされているのか、またショートステイの受入れを始めるといのはいつ頃になるのか、その辺、分かりましたら伺います。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） 先生の加配も含めてということだろうかというふうに思いますが、2次補正の中で実はコロナ対応加配というものが全国で措置されそうでございます。全国で3,100人という先生の数なので、単純に学校数で割り返しますと北海道は46人ということになりますので、この小規模校の多いむかわの学校に加配が措置されるかどうかというところはまだまだちょっと分からない部分があるんですが、鵜川中学校におきましては加配が、昨日、一般質問の中で災害対応加配というものが各学校に1人ついているというようなことを申し上げましたが、鵜川中学校におきましては、指導方法工夫改善といいまして、習熟度別といいましょうか、クラスを2つに割って、これはあくまで教科が限られているんですが、数学と英語でクラスを2つに割って、理解度の高い子どもたちと低い子に分けて分かりやすい授業を行って、2つに割った授業というものも行っております。これは全教科で行っているというわけではないのですが、これはコロナの前からそういうふうな体制を取っておりますが、そういった形で密を避けるような形で授業を行ってもおりますので、そういった点も今度徹底、コロナの感染症対策も徹底しながら、そういった部分を活用しながら予防に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（今井喜代子君） ショートステイのほうの説明が不足していて申し訳ございませんでした。今、ショートステイのほうは控えているとお話しましたが、今まで定期的に継続されて使っている方につきましては、そのまま利用させていただいております。ただ、新規の方につきましては、ちょっと利用を控えているという形になっておりますので、そのような方につきましては、デイサービスのほうとかで調整させていただいているところ  
です。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 事業番号は90-00ですけれども、情報管理一般事務の中で、先ほどの説明でもありましたけれども、社会保障税番号制度の関係で、サーバーのプラットフォームの関連経費ということで、これ何で今補正なのかなと思って。当初予算でつかめていなかったのはなぜなのか若干不思議だなというふうに思うんですが、説明いただければ。

それと、91-00で庁内のリモートワークの関係ですけれども、議案説明資料、別冊でくれたやつの中にもある、これを見て少し分かったんですけれども、タブレット端末を利用したウェブ会議システムの活用イメージというのがあって、これで1,300万ぐらいということなんですけれども、これ、役場庁舎内、庁内でウェブ会議というのはこれに利用していかないのかなと。せっかく1,300万も、たとえ転がってきたお金というか事業ですけれども、これに活用するべきなのに、庁内のウェブ会議というのは、今、本庁と支所とウェブ会議を今までどおりにやっていくのか、もう導入してからあれ十数年入れ替えていないんじゃないかなと。私も1回ぐらいしか見たこと、あの機械では1回ぐらいしか見たことないけれども、10年以上たっているんで、今のシステムのタブレット端末を利用したほうがタイムラグも少ないという思いはあるんですけれども、その辺、活用を考えていないのかお伺いしたいと思います。

それともう1点、同じところで、何かちょっと漏れ聞こえてきたところによると、議会にも何か配付する、貸与するというような話もあったんですけれども、その話はなくなったのかなと。ちょっと数字で見えてくるところがないなと思ったんですけれども、その点についてお伺いしたい。

それと、説明資料の事業番号279-00むかわっ子応援事業ですけれども、確かにいい事業だとは思いますが、疑問があります。何で在住者に配らないのか。穂別、鶴川地区

に住んでいる子どもたちはむかわっ子じゃないのか。これはやっぱり、親御さんとなれば、片方だけというのは片手落ちじゃないかなというふうに思います。何でむかわ町に在住する子どもに配らないのか、若干そこが疑念がありますので、説明いただきたいと思います。

それと、若干、昨日の一般質問の続きにもなりますけれども、事業番号210-00、290-00ですけれども、端末を子どもたちに持たせるということで、昨日ちょっとお話は最後までちょっと行き着けなかったんですけれども、計画的に端末が入ってくる、タブレット端末が入ってくるのに、いつになるか分からないようなちょっと話もあつたんですけれども、実行計画というか、何回も言って申し訳ないけれども、降って湧いてきた話のようなこともあるから今すぐ出せとは言わないですけれども、計画というのは持つ予定があるかどうか、タイムスケジュール的なもの。例えば12月まで、導入してから半年以内にこうしようとかああしようとかというものを持っていかないと、入れるのはもちろん大賛成ですけれども、そこら辺の計画もぜひ、今すぐとは言いませんけれども、コロナの時期で大変でしょうけれども、これがチャンスと思って、こんなときでなければ導入できなかったと思うんで、これをチャンスにぜひ計画、タイムスケジュールを提示していただきたいと思いますが、考えがあればお伺いしたい。

それと、事業番号1850-00G I G Aスクールサポーターの派遣、これも昨日も話したんですけれども、昨日、町内者だという話だったんですけれども、これを見ると全然違って、ICT関係企業から各町立学校への技術者の派遣業務について委託を行うものであるとふうにあるんだけど、これはどっちが正しいのか。ちょっとそれだけ確認させてください。

以上です。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 90情報管理一般事務ですけれども、年度当初に共同調達の金額が決まっていなかったもんですから、今回、通知が来まして、その金額が確定したので今回の補正に上げさせていただいております。

それと、91庁内リモートワーク推進事業ですけれども、今回タブレットを整備する中で、このタブレットを使って会議ができるような状況にしたいというふうに考えています。3密を避ける目的がありますので、こういった会議場所で会議をするだけじゃなくて、自席でもそれぞれが会議できるようなことで使っていきたいというふうに考えております。

台数ですけれども、理事者、管理職、議会議員の皆様にも整備しようというふうに考えています。議会についても、そういった3密を避けるような会議が必要だろうということもあ



りますし、今後、長い将来を考えるとペーパーレスということも一つの方法だというふうに考えていますので、そういったところも考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小坂利政君） 柴田総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 私のほうからは、279番事業、むかわっ子応援事業につきましてお答えしたいと思います。

議員もおっしゃられるとおり、町内在住の子もむかわっ子ではございますが、やはり今、先ほど補正予算を説明した中では、親元を離れて生活しているお子さんというのは、親元で生活している環境のお子さんとはやっぱり違うのではないかと。自分で例えば自炊する子もいると思いますし。そういう意味で、町外に暮らす子をまず応援したいという思いでこの事業を考えました。今回、事業の中で送付する特産品セットといいますか中身につきましては、極力調理の要らない、自分で簡単に扱えるものとして一応考えてございます。なかなかコロナで帰ってこられない、保護者の方も心配されているというところでは、町外に住む学生さんにまずはちょっとしたものを送って、頑張ってもらいたいというメッセージも込めて町外在住に今回限定するものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） G I G Aスクール構想のタイムスケジュールの関係でございますが、現在、ネットワークの整備、それから端末整備、それから遠隔学習機器の整備、それからG I G Aスクールサポーターの整備というような、項目ごとに今タイムスケジュールのほう作成している最中でございますので、御理解いただきたいと思います。

あと、昨日言った庁内のG I G Aスクールのサポーター派遣事業の関係でございます。こちら、むかわ町内にIT企業がございまして、そちらのほうにその分を相談したことがあるという話を昨日したということでございます。今後につきましては、先ほどもありましたように、ICT機器等のマニュアルの作成、それから教職員のフォローアップ、それから研修会の開催、それからICT環境の提案ができる企業に委託のほうしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 藤江健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤江 伸君） 279番の事業に関連して説明したいと思います。

このむかわっ子応援事業については、ただいま柴田主幹から説明あったとおりでございますが、そのほかに、むかわっ子、子どもではないんですけれども、子育て支援という観点か

ら、むかわ町で子育てしてよかったと思えるような策を親に向けて健康福祉課では今考えているところであります。これにつきましては、まだ決定ではございませんが、内部検討中ということで、高校生までを持つ親に対して支援をとということで今考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 279番、今、後からの説明がありましたけれども、そういうことで、均衡を図るわけではないですけれども、そういう事業を考えていらっしゃるんであればこれ以上は言いませんけれども、ぜひ、平等にしろとは言わないけれども、地元で頑張ってくれている子もいるんで、その辺もぜひ、直接子どもにできなかったら親にすることもありかなと。そういうことで、ぜひ実現していただきたいと思います。

それと、90番、91番の関係ですけれども、庁内でウェブ会議をこれから検討できるようになると。それというのも、さっきのタイムスケジュールの話になりますけれども、いつ頃なんですか。議会も含めて、議会もそうやって端末が当たるとなったら、議会側もそれなりに今後考えていかなければならないのではないかなと。町がやってくれるというのを待つわけには、恐らく議会は議会でやってくださいという話になるんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺どう考えていらっしゃいますか。

それと、タイムスケジュールの関係です。2010番、2090番ですけれども、タイムスケジュールの関係、学校側とのスケジュールという意味だったんですけれども、こういう機器を導入していくことはある程度読めるんでしょうけれども、実際に学校の先生方と打合せというか、この時期大変でしょうけれども、チャンスだと思うので、ぜひ、どういう計画で、半年かけてやるのか1年かけてやるのか、どういうスパンでやるのか分かりませんが、先生方に納得していただけるような、せつかくのものを十分活用できるようなタイムスケジュールをどこかの時点で出していただければなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、1850番、GIGAスクールサポーター、ちょっと今の話でもはっきり分からないですけれども、僕はできれば、町内の人が駄目だというんじゃないですけれども、導入実績があるんならいいですけれども、ちょっと明るい人ぐらいの程度でやるのは危険だと。やはり学校の教育ですから、やっぱり導入実績のある事業者を選ぶべきだと思いますけれども、その辺について再度考えをお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 先ほどちょっとお話ししましたが、あくまで新型コロナウイルス対策でやっていますので、いつ第3波が来る、北海道でいえば第3波がいつ来るか分かりませんので、この事業については、可決した後、早急に対応していきたいというふうに考えています。議会についても同様です。

○議長（小坂利政君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木敏彦君） タイムスケジュールの関係ですけれども、これから早急に作っていくということでは理解していただけたかなと思っています。今も学校等、機器の選定につきましては、当然、使うのは学校、現場でございますので、学校のほうと意見をいただきながら進めておりますので、その辺につきましては、学校と協議して今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

あと、GIGAスクールサポーターですけれども、たまたまIT企業がむかわ町内にあるものですから、こういうことをやるんですけれども、こういうことについて可能かどうかというのを相談させていただいたというだけでございまして、そこに決めたと、そういう話ではございません。先ほども言いましたとおり、マニュアル作成だとかフォローアップだとか研修会だとか、そういうことができる企業のほうに委託したいというふうに考えています。

○議長（小坂利政君） 11番、北村委員。

○11番（北村 修君） 2つほどお伺いします。

1つは、ちょっと私の理解力が届かないんですが、農林水産業費、8ページなんですが、ここで森林整備の新しい事業計画をつくって、それを進めるぞということで、これまでの基金に積んであったものを取り崩して、財源振り替えてという形なんですが、どう見てもここで、1410の鳥獣対策事業、これはそっくりそのまま入って、補正額の1,500万が2,300万のうちに入っているということは分かるんですが、この差引の収支が本当に合うのか合わないのか、若干違っているんじゃないかという気がしたりするんですが、もう一度そこら辺の出し入れの説明をお願いしたいというのが1つでございます。

あわせて、森林整備推進事業の中で、環境税という形で国民の皆さんからお金を頂いて、それが各自治体に振り分けられての事業の進めとなるわけですが、今回のこの内容を見ますと除間伐という形で山の整備という形にはなって、これは王道の在り方なんですが、町としてこの財源を使った形で森林環境整備をしながら山の育成だとか、当然ですが、もっと変わった、そう変わったものはないかと思いますが、アピールするような、そういう事業計画と

というのは、検討されているのかどうか含めて、この方向性について伺っておきたいというのが2つ目であります。

2つ目に聞きたいのは、今回の事業、説明されたように、国から第1次の地方創生交付金として8,500万何がしが来た、それをこれまでの我が町がやっていた事業に大部分は財源を振り替えていくという形なんです、それはそれで私は一つの方向だと思いますが、しかし、今、町がやっている持続化支援についても、まだまだ町内の業者などは深刻な状況です。そういうところにやっぱり引き続き、町長が言われるように、継続的な支援をしていくという立場に立てば、ここに入って来たからこれまで財調なり繰入金なりしたものを振り替えて安定性を保とうというんじゃないで、やっぱり積極的にコロナの対策で支援を打っていくというほうが、そういう考え方というのが私はあるんじゃないかというふうに思っているんですが、そのこのところの捉え方を今回どういう形で、どういう思いでこういうふうにしたのか、首長としての考え方を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 補正の説明がうまく行かなく、お伝えできなかったのかなと思います。

1341番、私有林等整備促進事業2,350万円の財源について御説明します。

財源につきましては全額、森林環境譲与税基金ということでお伝えしたかと思えます。その説明資料につきましては、一つは、9ページに記載しております本年度当初予算で、森林環境譲与税の歳入として3,700万6,000円の歳入の予算を計上しているもののうち、1,911万1,000円につきましては今年度執行する事務事業に充当しており、残り1,789万5,000円を後年度以降の財源として基金に積み立てる当初予算のほうを議決いただいております。その2,350万円の事業に対しまして、当初予算で積立を予定していた1,789万5,000円、これをまず減額します。もう一つは、歳入の4ページのほうに記載させていただいております、令和元年度に積立てした916万5,000円の森林環境譲与税基金のうち560万5,000円を繰入れし、財源を確保し実行するものでございます。

○議長（小坂利政君） 太田産業振興課参事。

○産業振興課参事（太田剛雄君） 森林環境譲与税の森林整備以外への使い道ということについてお答えします。

今回、私有林の整備ということで予算計上しておりますが、それ以外の譲与税の今年度の使い道としては、未整備私有林の所有者の意向調査の委託、昨年から引き続く形で行います。

また、木育関係にも使用いたしますし、あと中村記念公園の若干整備を行いまして町民が親しめるようにしたいという使い方もあります。また、高校の寮を今造っているんですけども、その中に道産材を使ったものを入れて木に親しんでもらうというような使い方しております。その他の北森カレッジ、森林大学校の生徒への賛助金というのも支払っています。そういった使い道もしております。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、木材のほうの森林環境税も含めてお話があったかと思うんですけども、昨日も私のほうからも触れさせていただきましたけれども、これからの森林のまちというんでしょうか、むかわ町としても、今、政府の目指している、あるいは世界が目指しているところのSDGsというんでしょうか、持続可能な開発目標、こういったところも視点にしながら、今後、北海道のネットワークにも加入しながら情報収集し、そしていかに例えば森林環境税というのを活用していくのかといったような向き合い方というんでしょうか、これも大事にしていきたいなと思っているところでもございます。

それと、町財政の施策の向き合い方については、昨日、私が御答弁したとおりでございます。そこで、まず昨日も申し上げたかと思うんですけども、今の現行のコロナ禍、これに向き合う姿勢として、くどいようですけども、まずは地球規模のこのコロナ禍というものの終息を図る、これが第一とされていると捉えているところでもございます。そのためにむかわ町としても国、あるいは北海道のコロナに対する対処方針、これを受けた中での町としてのできる限りの上積み、あるいは独自支援といったことも踏まえた中で最優先課題としながら、そして今の当年度で予定している事業についても緊急性というのをしっかり踏まえた中で、段階的な物事も捉えていくべきではないか。第一優先は、くどいんですけども、コロナ禍に対する、これを乗り越えると、これを最優先課題としたいと。

それと、先ほど議員のほうからも触れられているところでもございますけれども、私も、今回のこれまでの国の地方創生の臨時交付金第1次分が決められて、恐らく今日、第2次補正予算通るかと思っておりますけれども、臨時交付金だけの範囲でこのコロナ対策の予算措置を抑え込むというふうなことは決して思っておりません。町として、これまでも申し上げておりますように、自粛から収束、そして終息後についても、昨日も申し上げたとおり、地方創生というのが頭冠として臨時交付金についているのであれば、これまで進めようとしているむかわ町版の地方創生につなげていくように進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから5ページまでの1総括及び2歳入の全般について質疑ありませんか。  
5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 3ページ、先ほども出ていましたけれども、国庫補助金の1節の総務費、コロナ対策の地方創生に含まれているんですが、庁舎と職員、それから議会含めてのリモートの関係なんですけれども、先ほども7番がお聞きして、ごめんなさいね、自分勝手なので議会のことを質問しますけれども、タブレットを支給していただいて、それを自分の物にして、たくさん来る様々な文書も全部その中で受け取ることができるというのは私は望むんです。ファックスとかそういうものもありますけれども、ファックスに閉口しているものですから、タブレット端末を使って、そういうものが全て送られてくるというのは私はとてもいいと思うんですが。

結局、議員の自宅にそれを受ける例えばWi-Fiの設備だとか、料金がかからないようにするためのいろんな仕組み、難しいのは分かりませんが、その程度のことだったら自分もやっているのだから分かるんですけれども、そういうものが必要になってきますよね。そういうものも含めての予算なのか、議会側に何もありませんけれども、議長もどうなんだろうときっと思っていると思うんですけれども、もっと具体的に、議会議員には支給しますんで、こういうものとかこういうものとかこういうものは自費で用意してくださいとか、そういうことが分かるとちょっとありがたいんですけれども、もうちょっとその辺、具体的に教えてください。

それから、6の教育費の国庫補助金のさっきのタブレット学習なんです。タブレット端末がそれぞれの子どもたちに支給されるというのは、これからの子どもたちにとってとてもいいことだと思うんです。私の孫ももうともかく、好きな子はもうそれに夢中になって、私が教えてもらうぐらいやっばり分かるんです、子どもたちの吸収というのはすごく早いので。それは教え方一つで身につけていくもんだと思うんですけれども。

ただ、私が心配するのは、学校が休校が続いていて、むかわの先生たちは一生懸命やっていらっしゃるということで教育長も昨日おっしゃっていましたが、やはり学校、勉強が遅れている、だから夏休みも冬休みも短くするんですよね、取り返すために。その上に、いつ入ってくるか分からない端末だけでも、その端末を学ぶという時間も取っていくとい

うことになりますよね、当然のごとく。そのことが、確かに5年までやるものを今お金をつ  
けるから、萩生田文科相がやらないほうが悪いんだみたいなことをテレビで言っていた  
から、何を言っているんだと私は思って聞いていましたけれども、やっぱりそういうことが  
あって、ついたのはよくて、買うのもいいんです。ただ、実際に子どもたちが遅れた勉強を  
取り返すためにやっていかなければならない、さらにその上にタブレットの学習も入れてい  
くということになると、私はとても子どもたち大変だろうなというのが実際なんです。

だから、学校に置いておくとなったら学校にいるときしか使えないわけですから、家に帰  
って手元があればそれこそ学ぶこともできますよね、空いている時間に。ゲームと一緒にす  
から、本当に。面白くて。でも、そういうことができなくて、学校にいるだけしか使えない  
ということになればやっぱり時間もすごく大変だと思うんですけども、その辺はこれから  
スケジュールを立てると言っていますけれども、その辺の心配はすごくあるんですけども、  
いかがですか。

○議長（小坂利政君） 歳入になりますので、その範囲の質問にさせていただければ。

○5番（大松紀美子君） 歳入だけれども、歳出でできなかったから歳入でやっています。

○議長（小坂利政君） 範囲は限定しますけれども、歳入の範囲でお答えいただきたい。

大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 今回の予算に関しましては、あくまで、先ほどもお話しさ  
せていただきましたけれども、新型コロナウイルス対策ということでタブレット端末を整備  
します。今後、議会も含めてですけれども、職員もそうなんですけれども、こういった使い  
方をしていくかというのは、今後やっぱり議論していく必要があるだろうというふうに分  
かっています。ですから、議員おっしゃられるような使い方が必要だということであれば、今  
後、議会の予算になるのかもしれませんが、予算措置ということもやぶさかではない  
んじゃないかなというふうに考えています。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐々木義弘君） タブレットの活用についてということになろうかと思  
いますけれども、当初、昨日も申し上げましたとおり、令和5年度までというものを急な形で  
今年度中というような形になりました。先生たちの中で研修などは行ってはきております、  
この間。ただ、やはり先生によっても得手不得手の方というのは当然いるのは事実でござ  
います。今後の活用方法、宝の持ち腐れになっては困りますので、ちゃんと使えばすばらし  
く、ツールとしてはすばらしいものではありますので、納入までの期間、まだ時間が若干ご

ございますので、この間、先生方にもいい活用法などを学んでいただいて、確かに学習の遅れを取り戻す過密授業の中でそういったものを学んでいくというのも先生たちも大変かなというようなどころもありますけれども、入ってすぐ100%有効活用ができるかという、まだ少し時間はかかるものというふうに思いますけれども、その辺は教育委員会と先生方と連携を深めながら、より有効な活用について急ピッチで検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり33ページから39ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり41ページ及び42ページの予算総則、第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第51号の質疑を終わります。

これから議案第50号及び議案第51号の討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第50号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第50号の討論を終わります。

次に、議案第51号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第51号の討論を終わります。

これから議案第50号及び議案第51号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第50号を採決します。

お諮りします。

議案第50号 令和2年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号を採決します。

お諮りします。

議案第51号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、意見書案第3号 地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、舞良喜久議員。

○2番（舞良喜久君） 意見書案第3号の説明を朗読をもって説明させていただきます。

地方創生臨時交付金の追加交付を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染は、札幌を中心に周辺自治体、そして全道に広がったこともあり、北海道はいち早く「緊急事態宣言」を行った地域です。その後の国の宣言と併せ、これまで長期にわたって感染拡大防止のために、学校の休校や人の密集を伴う事業活動の自粛要請、住民の日常生活における外出抑制が行われてきたことから、多種にわたる事業者の経営や雇

用を直撃してきました。

市町村長もそれに沿って緊急な公共施設の閉鎖や学校休校に伴う対策、各種福祉施設への感染防止策、そして地元中小業者の経営存続支援などを独自に行ってきましたが、地方創生臨時交付金はその貴重な財源として充当してきました。しかし、総額1兆円規模では、末端の市町村が必要とする対策の財源として大きく不足しています。専門家の提言からも、新型コロナウイルス感染の収束までにはさらに長期戦を覚悟しなければならない状況です。

学校の休校を初め、営業自粛、住民の日常生活行動の抑制などなど、経済活動の縮小による倒産や廃業も現実起きてきており、その拡大が危ぶまれるところです。今後、さらなる長期化に向けた地域における総合的な対策が不可欠となっています。よって、新型コロナウイルス対策を市町村がしっかり行うに足る「地方創生臨時交付金」の大幅な追加交付を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

御審議、御検討、決定をよろしく願います。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 今般、国における第2次補正予算は、主に地方創生臨時交付金の拡充でございます。具体的には、多額の家賃補助も組まれておりますし、介護関係でも各施設の感染防止の部分等に多額の補正が組まれておりますし、その他もろもろの補正がございます。加えて、国としてこれから2手3手どんどん手を打っていくというお話がございましたので、この意見書には反対していきたくと思います。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今日の午後、採択されたかどうか分からないんですけども、2次補正の審議が行われています、確かに。しかし、5月20日の緊急提言ということで全国の知

事会でも飛躍的な増額というのを求めてきましたし、野党も共同で5兆円への増額というものを要望してきました。先ほど来、町長もおっしゃっていますけれども、いつになったら終息、このコロナ禍が終息するか分からないときに、本当に思い切った町内の経済対策を打っていくためにも、この地方創生臨時交付金、もっともっと増やしていただきたいということをおもっています。

ですから、確かに追加では決められるかもしれませんが、まだまだ先の見通せない状況では、こういった意見を地方から上げて、本当に十分な対策を取っていただきたいという立場から賛成といたします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小坂利政君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第15、意見書案第4号 消費税 緊急に5%減税の政治決断を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

大松紀美子議員。

○5番（大松紀美子君） 意見書案第4号 消費税 緊急に5%減税の政治決断を求める意見書（案）を説明させていただきます。

昨年10月からの消費税増税に加えて、新型コロナウイルス感染拡大が経済に重大な打撃を及ぼしています。4月23日に発表した月例経済報告は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にある」と、景気判断を2か月連続大幅に下方修正しました。コロナ感染拡大が本格化していた3月の際にも、「感染症の影響により、足元で大幅に下押しされており、厳しい状況にある」と判断を下方修正していました。「悪化」という

表現が使われたのは、リーマン・ショック後の2009年5月以来、約11年振りです。消費税増税によって既に弱っていた日本経済は、コロナの感染拡大により、まさに危機的事態に突入しています。苦境に立つ国民の暮らしと営業を支える、政府の本格的で強力な支援が緊急に求められています。

西村経済再生担当相は月例報告の発表に当たり、「過去に例を見ない極めて厳しい状況である」と述べました。世界的には08年のリーマン・ショック級どころか、1929年の世界大恐慌以来という指摘も出ています。安倍晋三首相も4月28日の衆議院予算委員会で、新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響について、「大恐慌の時よりも精神的には厳しい状況になっている」との認識を表明しました。

ところが、安倍政権が実施しているコロナ対策は、危機的状況に見合ったものになっていません。外出自粛・休業要請と一体で補償することに背を向け続けています。コロナ感染拡大によって直接・間接に損失を受けているすべての個人と事業者には、生活と営業が持ちこたえられる補償を迅速に実施することが求められています。雇用調整助成金に「コロナ特例」を設け、スピーディーに使えるよう抜本的に改善すべきです。「持続化給付金」の対象拡大、固定費を賄える額への引き上げ、一回だけではなく継続的な補償への対策も不可欠です。もはや一刻の猶予もありません。感染爆発を抑止する上でも、対策の大幅拡充は急務です。

共同通信が実施した世論調査では、新型コロナウイルスの感染拡大に対する経済対策として最も望ましいのは何かという問いに、「消費税を引き下げる」というのが第一位でした。3月29日付「東京新聞」です。自民党支持層でも消費税減税を支持する声が多数です。よって、今こそ安倍政権はこうした声に応え、緊急に消費税5%減税の政治決断を行い、日本経済の根幹をなす中小零細企業、農林水産業などが一刻も早く元気を取り戻し、日本経済の立て直しに立ち向かうことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

3番、山崎議員。

○3番（山崎満敬君） 片方ではお金をよこせ、片方ではお金を払いたくない、堂々巡りの議論はしたくありません。中途半端な5%ということではなく、このコロナウイルスが終わった後にこういう5%に下げる、全くなしにするという議論は必要かと思いますが、今、先ほどから出ましたように、地方創生交付金、その他いろんな財源が必要なときに、国のほうの財源の根を少しでも切るということは、私たちに回ってくるお金が少しでも少なくなる、引いてはいろんな方が助かるものが助からなくなる、そういうようなことにつながってくると思います。

先ほど言いましたように、このコロナが終わった後、思い切った対策が必要かと思いますが。そのためにも、今、消費税に手をつけるべきではない、そういう立場から反対といたします。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第4号に賛成の立場から討論を行いますが、今、コロナの対策の中で、国民1人当たり10万円という特例交付金が支給されました。これは、簡単に言いますと、大体1年間に国民1人当たりが納める現在の消費税と同じぐらいな状況になっていくものであります。

今、コロナ対策で経済対策が求められておりますが、日々日々国民の暮らしはますます大変な状況の中に陥っている。そういう中で、第2弾、第3弾とこうした特例交付金等々の支給をしていかなければならない事態が予想されます。そういう中で、一番誰にも差別なく、とりわけ所得の低い世帯に一番還元できるのが消費税の減税です。ですから、この間、政府与党の自民党の皆さんの中から、若手議員の皆さんを中心にして、消費税を下げたこの危機に対応しようじゃないかというふうな議論が出てくる状況になっています。やはりこういうときにこそ多くの皆さんが直接的に還元を受ける、そして明日への希望を少しでも見いだせるような、そういう対策として、どの経済学者も指摘するような内容になっている消費税の減税こそ必要なんだろうというふうに私は思います。

消費税の状況の中でヨーロッパ等々との比較の話が出されますが、欧州方面等々でのこの間接税については食料品等々が除外されている、所得の低い人たちにはほぼ影響がないという状況の中で、税率も高くして医療費を無料にするとか、そういう制度になっています。そういうものと日本は残念ながら違うわけでありまして、直接的に生活に影響するような事態

になっています。

いろいろな還元策も取られておりますけれども、結局そのことはまやかしの、ごまかしの内容でしかないということは明らかにもされております。そうした立場からすると、やはりこういう状況の中で、100兆円もの予算を組まざるを得ない国家の中でのコロナ対策、こういう中での庶民の暮らし、人々の暮らしを考えると、直接的に影響が出るこの消費税の減税してこそ回復に役立つことができるというふうに思いますので、この意見書案に賛成意見とするものであります。

○議長（小坂利政君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（小坂利政君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第16、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君） 日程第17、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、北海道町村議会広報研修会の開催が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思いを。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思いを。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時12分